金 融 研 究

2025 年 4 月 / 第 44 巻 第 2 号

日本銀行金融研究所

金 融 研 究

2025 年 4 月 / 第 44 巻 第 2 号

目　次

日本銀行金融研究所

デジタル資産の「コントロール」に関する基礎的な視点

鈴木淳人（すずきあつと）

要　旨

デジタル資産の私法上の性質については、わが国でも議論が展開されはじめている。こうした中、米国、UNIDROIT（私法統一国際協会）、英国において、デジタル資産一般に関する立法等の動きがみられている。これらの動きを横断的に眺めてみると、「コントロール（支配）」という概念が重要であることに気付く。従来、わが国において必ずしも十分な議論がなされてこなかった「コントロール」の概念を整理することは、デジタル資産に関する将来的な立法論を議論することのみならず、足許の解釈論を深化させることにも資すると考えられる。他方で、「コントロール」の概念を整理するためには、法律的な議論のみならず、技術的な議論に踏み込む必要があり、多角的な検討が不可欠といえる。そこで本稿では、「コントロール」の概念整理をするうえの取り掛かりとして、「排他性」という概念をキーワードとして整理している。各法域における立法等の動向を眺めると、デジタル資産の利用が拡大する中で、これまでの法規整では十分に対応できなくなっており、将来的にはさらに対応できなくなるだろう、という危機意識に近い問題意識が共通して窺われる。海外の動向にも一層の目配りがなされつつ、今後、わが国におけるデジタル資産に関する法的な議論が活性化していくことが期待される。

キーワード：コントロール、暗号資産、ビットコイン、秘密鍵、UCC、UNIDROIT、英国法律委員会

本稿の作成に当たっては、神作裕之教授（学習院大学）、神田秀樹名誉教授（東京大学）、小出篤教授（早稲田大学）（五十音順）の各氏および金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

鈴木淳人　日本銀行金融研究所参事役 情報技術研究センター長
（現武蔵野大学グローバル学部教授、
E-mail: atsusuzuki@musashino-u.ac.jp）

1. はじめに－問題意識

デジタル資産の私法上の性質については、わが国でも議論が展開されはじめている。こうした中、米国、UNIDROIT（International Institute for the Unification of Private Law. 私法統一国際協会）、英国において、デジタル資産一般に関する立法等の動きがみられている。これらの動きを横断的に眺めてみると、「コントロール（支配）」という概念が重要であることに気付く。従来、わが国において必ずしも十分な議論がなされてこなかった「コントロール」の概念を整理することは、デジタル資産に関する将来的な立法論を議論することのみならず、足許の解釈論を深化させることにも資すると考えられる。

他方で、「コントロール」の概念を整理するためには、法律的な議論のみならず、技術的な議論に踏み込む必要があり、多角的な検討が不可欠といえる。そこで本稿では、「コントロール」の概念整理をするうえの取り掛かりとして、「排他性」という概念をキーワードとして整理していくこととする。これは、権利ないし法的権限の帰属の問題としての「コントロール」であれ、事実上の支配の問題としての「コントロール」であれ、「排他性」の概念を検討することなく、「コントロール」の概念を整理することは難しいと考えられるからである。

もともとの問題意識は、「英数字の集合体に過ぎない『秘密鍵』は、他者が完全に記憶・記録することができてしまう。『秘密鍵』を保有する者がデジタル資産を『排他的』に管理するとなると、問題が生じないのか。結局、『排他性』とはどのように捉えればよいのか」というものであった。本稿は、この問題意識を発展させたものであり、「排他性」という概念をキーワードとし、デジタル資産に対する「コントロール」とは何か、について検討している。

2. 検討の対象と順序

(1) 検討の対象

一口にデジタル資産といっても、その意味する範囲は広範である[1]。そこで、本稿では、暗号資産、特にビットコインを念頭に置いて議論を始める。ビットコインを取り上げる理由としては、その登場以来 10 年以上が経過し、国内外で法律的な

1 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］3～5 頁。

議論が蓄積しているほか、近年、諸外国で、ビットコイン等の暗号資産の私法上の規整に関する立法等の動きがみられているからである。これらに加え、以下の個々の論点で触れるとおり、特定の発行主体が存在しないこと、および分散型台帳技術（distributed ledger technology：その 1 つがブロックチェーン）を利用しているというビットコインの特徴も、本稿の問題意識に沿っているからである。なお、ビットコインに関する議論のうち、より広義のデジタル資産にも普遍的に適用できる議論があることはいうまでもない。

(2) 検討の順序

まず、議論の前提となる暗号資産（ビットコイン）の技術的な仕組みのうち、本稿の問題意識に関連する部分を整理する（3 節）。続いて、「コントロール」と「排他性」をキーワードとして、米国、UNIDROIT、英国における暗号資産に関する足許の立法等の動向を紹介する（4 節）。さらに、同じく「コントロール」と「排他性」をキーワードとして、米国、UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law. 国連国際商取引法委員会）、UNIDROIT、英国における暗号資産以外のデジタル資産に関する立法等の動向（5 節）、わが国の立法等の動向（6 節）、わが国の判例（7 節）を整理する。そのうえで、「コントロール（支配）」を議論するうえで参考になりそうな基礎的な視点を幾つか示し（8 節）、結びに続ける（9 節）。

なお、本稿では、わかりやすさの観点から、「秘密鍵」等の電子データについて、「保有する」という表現を用いる[2]。また、「コントロール」と「支配」は同義語として用いるが、日本法に関する議論では、「コントロール（支配）」または「支配」という表現を用いる。

3. 暗号資産（ビットコイン）の主な技術的な仕組み

(1) 秘密鍵

暗号資産（ビットコイン）の技術的な仕組みについては既に多くの論稿がある[3]。

2 「個人情報の保護に関する法律」における「保有個人データ」「保有個人情報」のように、法令上、データや情報を「保有する」との用語法は一定程度存在する。

3 本節は、Narayanan *et al*. [2016]（邦訳第 4 章）、Antonopoulos [2014]（邦訳第 4 章）、佐藤［2018］、および、「ウォレットの種類別セキュリティ～取引所とウォレットどちらにどのように保管すべき

技術的な仕組みのすべてを記述することは本稿の射程を超えることから、ここでは本稿の問題意識に関連する範囲で「秘密鍵」「公開鍵」「ビットコイン・アドレス」[4]の概念を説明する。

「秘密鍵（private key）」は、2 の 256 乗通り[5] の数値の中からランダムに選択される数値であり、10 進数で 78 桁、16 進数で（0〜F の）64 桁の長さである[6]。ビットコインを支払うためのトランザクションに署名するときに使用される。

「公開鍵（public key）」は、楕円曲線上のスカラー倍算という演算手法を用いて秘密鍵から計算される数値であり、相手方に開示され、マイナー（採掘者）による検証で使用される。公開鍵は秘密鍵から計算されるが、反対に公開鍵から秘密鍵を計算することはできない。

「ビットコイン・アドレス（Bitcoin address）」は、ハッシュ関数という演算手法を用いて公開鍵から計算される文字列であり、誰にでも共有されるものである。ビットコイン・アドレスは公開鍵から計算されるが、反対にビットコイン・アドレスから公開鍵を計算することはできず、当然に秘密鍵を計算することもできない。

例えば、ビットコイン・アドレス A（以下、「アドレス A」という。）からビットコイン・アドレス B（以下、「アドレス B」という。）にビットコイン（X BTC）を移転する手続きは以下のとおりである。

① アドレス A を管理する参加者（アドレス A に紐づく秘密鍵を保有する者）は、「アドレス A からアドレス B にビットコイン（X BTC）を移転する」旨のトランザクション・データを作成し、秘密鍵により署名する。

② アドレス A を管理する参加者は、当該データをビットコイン・ネットワークへ拡散する。

③ マイナーは、(i) 受信した当該データが、アドレス A に紐づく秘密鍵を使用して作成されたものであること、および (ii) アドレス A に関し過去にブロックチェーン上で記録された全取引を差引計算した結果が、移転させようとする数（X BTC）以上であること[7] 等を検証する。

④ 検証が成功した場合、当該データはビットコイン・ネットワークへ広く拡散

か〜」『Bitcoin 日本語情報サイト』（https://jpbitcoin.com/wallet/security、2024 年 12 月 20 日）、「ビットコインのウォレット比較」『同』（https://jpbitcoin.com/wallets、同）を中心にして整理している。

4 「秘密鍵（private key）」と「公開鍵（public key）」は、それぞれ「署名鍵（signature key）」と「検証鍵（verification key）」と呼ばれることもある。Cryptoassets Governance Task Force [2024]15 頁、島岡・佐藤・中島［2020］1366 頁。

5 ビットコインでは、secp256k1 と呼ばれる楕円曲線上で定義されるアルゴリズム（Elliptic Curve Digital Signature Algorithm: ECDSA）が用いられているため、鍵長が 256 ビットとなる。異なる署名方式が採用されれば鍵長も変わりうる。

6 実際は、後述するウォレットに取り込みやすいように WIF（Wallet Import Format）というフォーマットに変換されることが一般的であるため、その長さは多少前後する。

7 ビットコインでは、UTXO（Unspent Transaction Output）と呼ばれる方法で金銭的価値の管理が行われている。

される。

⑤ 拡散した当該トランザクション・データは、ブロックチェーンへ新たに記録され、それによって、上記の移転が完了する。

これらのうち、本稿の問題意識と最も関連性が強いのは、「秘密鍵」である。あるアドレスに紐づく秘密鍵が他者に見られると、そのアドレスにあるビットコインが送金されてしまう可能性があるし、秘密鍵を消失（忘却）するとトランザクションができなくなってしまう。秘密鍵は銀行口座における暗証番号やパスワードにたとえられることがある。しかし、暗証番号やパスワードを消失（忘却）した場合、一定の手続きを踏めば銀行から再発行を受けることができるのに対し、特定の管理者が存在しないビットコインにおいては、秘密鍵を消失（忘却）した場合、その再取得は不可能である。

(2) ウォレット

ビットコイン等の暗号資産のトランザクションに必要なものが「ウォレット（wallet）」である。ビットコイン・アドレスと秘密鍵を纏めて管理するソフトウェア[8]と、一般的には捉えられる。

「ウォレット」といっても多義的であり、その分類や名称も区々である。

1つの分類は、秘密鍵をウォレットの運営企業に管理してもらうか、利用者自ら管理するか、という分類である。前者は「カストディアル・ウォレット（custodial wallet）」、後者は「ノンカストディアル・ウォレット（non-custodial wallet）」と呼ばれることがある。

別の分類は、秘密鍵と署名を行うアプリケーションがネットワーク上に存在するか、秘密鍵をネットワークから切り離しているか、という分類である。前者が「ホット・ウォレット（hot wallet）」、後者が「コールド・ウォレット（cold wallet）」である。ネットワークから切り離されている後者の方が、達観すれば情報セキュリティ上は安全である。

さらに別の分類は、①「デスクトップ・ウォレット」、②「モバイル・ウォレット」、③「ウェブ・ウォレット」、④「ペーパー・ウォレット」、⑤「ハードウェア・ウォレット」という分類である。分類名や定義に若干の違いはあるものの、一般的によくみられる分類といえる。①「デスクトップ・ウォレット」とは、自分のPC上にインストールしてローカル環境で管理できるウォレットである。②「モバイル・ウォレット」とは、スマートフォン上のアプリとして動作するウォレットである。③「ウェブ・ウォレット」とは、ウェブサイト上のアカウント・ベースの管理

8 厳密には、ハードウェアや紙媒体も存在するため、ソフトウェアには限定されない。

によって、異なる PC やスマートフォンから同じウォレットに容易にアクセスできるウォレットである。④「ペーパー・ウォレット」とは、紙媒体等に秘密鍵を印刷することにより保管する方法である。⑤「ハードウェア・ウォレット」とは、専用の端末に秘密鍵を保管する方法で、端末を PC やスマートフォンに接続して利用するものである。

ウォレットの分類にもよるが、「復元用のフレーズ」が用意されていることが一般的である[9]。フレーズは、英語または日本語の 12 単語から 24 単語で構成されることが多い。復元用のフレーズは複数の秘密鍵のマスターキーの役割を実質的に果たしており、例えば、端末が故障しても、フレーズさえ安全に保管しておけば別の端末からウォレット内の秘密鍵を復元することができる。逆に、他者にフレーズを見られると、ウォレット内の秘密鍵を盗難されてしまう。ウォレットに秘密鍵を保管していて資産を失う事案としては復元用フレーズを失くすときが一番多いようであり、復元用フレーズは絶対に失くさないように保管しなければならない。

あるアドレスに紐づく秘密鍵が他者に見られると、そのアドレスにあるビットコインが送金されてしまう可能性があるし、秘密鍵を消失（忘却）するとトランザクションができなくなってしまう。ウォレットは、こうした盗難リスクおよび消失リスクの低減に資するものであるが、リスクを完全に削減するものではない[10]。そのため、ウォレットの利用と合わせて、さまざまなセキュリティ対策が検討されている。その 1 つが、マルチシグネチャ・アドレス（multisignature address. 以下、「マルチ・シグ」という。）である。これは、トランザクションのために 1 つのアドレスに対し複数の秘密鍵が必要になる特殊なアドレスのことである。トランザクションにおいて、複数の秘密鍵が必要となるため、通常のアドレスと比べてセキュリティが高くなる。マルチ・シグの形式は、「A of B」（A、B は数字）の形で表されることが多い。例えば、2-of-3 であれば、鍵が 3 つ存在し、そのうち 2 つの鍵を利用すれば送金といったトランザクションが可能ということになる。別のいい方をすれば、1 つの秘密鍵を他者に見られたり、消失（忘却）したりしても、ビットコインが送金されてしまったり、トランザクションができなくなることはない[11]。

9 BIP（Bitcoin Improvement Proposals）-39 等に基づくウォレットが該当する。

10 例えば、「ペーパー・ウォレット」は、ネットワークから切り離すことから、ハッキング等による盗難リスクは想定できなくなるが、紙媒体の盗難リスクや、紙媒体を失くしたり、経年劣化で文字が読めなくなるという消失リスクはなくならない。

11 例えば、1 つの秘密鍵がハッキングされても、ハッカーにトランザクションを実行されないなど、マルチ・シグにより、セキュリティは高まるが、それだけでなく、会社内でのウォレットの共有、エスクロー等への応用も可能である。

4. 海外の立法等における「排他性」（1）暗号資産

続いて本節では、米国、UNIDROIT、英国における最近の暗号資産に関する立法等の動向を、「コントロール」および「排他性」の視点を中心に紹介する[12]。なお、各国とも、暗号資産や、その上位概念であるデジタル資産を対象とする法整備を視野に入れているが、ここでは本稿の問題意識に照らして、できる限り暗号資産に関連する部分に焦点を絞って整理する。

（1） 米国

イ. 概要

米国では、2022 年に、統一商事法典（Uniform Commercial Code. 以下、「UCC」という。）[13] について、新しいデジタル技術に対応するための改正がなされた[14]。具体的には、UCC に第 12 編が新設され、暗号資産といったデジタル資産を念頭に置いた「コントロール可能な電子的な記録（controllable electronic record. 以下、「CER」という。）」という概念が導入された[15]。

ロ. コントロール

UCC では、CER を「コントロールの対象となる、電子媒体に保存された記録（a record stored in an electronic medium that can be subjected to control under Section 12-105）」（§12-102(a)(1)）と定義しているため、「コントロール」の定義が重要となる。

公式コメント（§12-105 Official Comment 1）によれば、「コントロール」の概念は第 12 編において、2 つの重要な機能を有するとされている。1 つ目は、まさに CER の定義に「コントロール」を用いていることである。2 つ目は、CER に対する「コントロール」を取得した者のみが適格譲受人（a qualifying purchaser）となり、物権的な請求権（a claim of a property right）の負担が全くないかたちで CER 上の権利を取得することである（§12-104(e)）。また、第 12 編以外でも、担保取引に関する第 9 編では、CER に対する担保権者は、CER の「コントロール」を得るこ

12 正確な和訳が難しい場合があるため、以下では、重要な条文については英語の原文をあえて併記する。

13 UCC は、米国各州の民商事法の共通化を目的に策定された一種のモデル法であり、各州が必要に応じモデル法を若干補正したうえで、採択・適用する。

14 Uniform Law Commission and American Law Institute [2023].

15 この定義は「コントロール可能でない電子的な記録」の存在を含意している。

とで、最も優先される第三者対抗要件を得ることができるとされている（§9-326A; 9-203(b)(3)(D)）。

UCC では、以下の要件を満たす場合、ある者は CER の「コントロールを有する」とされる。

§12-105(a)

（1）電子的な記録[16] が、ある者に対して、

（A）電子的な記録から得られる実質的にすべての利益を利用できる権限、ならびに、

（B）「排他的な権限（exclusive power）」、すなわち

（i）他者が電子的な記録から得られる実質的にすべての利益を利用することを排除できる権限、および

（ii）電子的な記録のコントロールを他者に譲渡できる権限[17]

を与える場合であり、かつ

（2）電子的な記録が、氏名、識別番号、暗号鍵、事務所、口座番号等を含むあらゆる方法によって、ある者について、上記（1）で定める権限が認められていることを、容易に識別できるようにしている場合

A person has control of a controllable electronic record if the electronic record … :

(1) gives the person:

(A) power to avail itself of substantially all the benefit from the electronic record; and

(B) exclusive power … to:

(i) prevent others from availing themselves of substantially all the benefit from the electronic record; and

(ii) transfer control of the electronic record to another person … ; and

(2) enables the person readily to identify itself in any way, including by name, identifying number, cryptographic key, office, or account number, as having the powers specified in paragraph (1).

なお、公式コメント（§12-105 Official Comment 2）では、「コントロール」の要件における「権限（power）」は広範かつ機能的に解釈されるべきとする。例えば、CER の購入者が CER の利益にアクセスするために必要な「秘密鍵」を保有しているが、それを使用するために必要なハードウェアを保有していなくても、権限を有

16 条文上、正確には、「電子的な記録」のほか、「電子的な記録に付随する記録もしくは論理的に関連付けられる記録、または電子的な記録が記録されるシステム」が含まれる。

17 条文上、正確には、「電子的な記録の譲渡の結果として CER のコントロールを他者に取得させられる『排他的な権限』」が含まれる。

するとすべきとする。

ハ. 排他性

UCC は、「コントロール」の定義に「排他的（exclusive）」の要件を含んでいるにもかかわらず、「排他的」の定義規定を設けていない。もっとも、（1）CER[18] が電子的な記録の利用を制限する場合や、CER が（コントロールの移転や喪失、電子的な記録により与えられる利益の修正といった）変更を生じさせるようにプログラムされている場合（§12-105(b)(1)）、または（2）権限が他者と「共有（share）」されている場合（§12-105(b)(2)）にも、「排他的」の要件は満たされるという規定を置いている。日常的な用語法からいえば、「共有」と「排他的」との関係に違和感を覚えるかもしれないが、後述するように、UCC は「共有」の概念を丁寧に説明している。

上記（1）は、CER の保有者の権限は、その CER のシステム的な特性の影響を必ず受けてしまうことを考慮した規定である。公式コメント（§12-105 Official Comment 5）では以下のような設例を挙げている。

（設例 A）暗号資産のシステムのアップデートが行われ、システム内の暗号資産の移転の有効性を決定するコンセンサス・メカニズムが修正されたとする。この変更により、当該暗号資産の保有者がそのコントロールを剥奪されたわけではないが、事後、すべての暗号資産のシステムが修正されることになる。こうした変更や変更可能性を適用することは、システム、つまり当該暗号資産の特性が有する機能である。結果として、この変更は、当該暗号資産のコントロールを有する者の権限について、その「排他性」を害するものではない。

上記（2）は、「マルチ・シグの合意」を想定した規定である。公式コメント（§12-105 Official Comment 5）では以下のような設例を挙げている。

（設例 B）マルチ・シグの合意に従って、暗号資産のコントロールが A、B、C、D に共有されている。マルチ・シグの合意では、当該暗号資産の権限行使には、コントロールを有する 4 名のうち 3 名の行為が必要とされる。つまり、単独で行為する者は、関連する権限を行使することができない。この場合、権限が他者と共有されていても 4 名の参加者全員が暗号資産のコントロールを有しており、マルチ・シグの合意のもとでコントロールが共有されても「排他性」は害されるものではない。

UCC は、このように「排他性」の射程を拡げているが、その外延も規定している（§12-105(c)）。すなわち、権限を行使しようとする者の視点からみて、「（1）他

18 条文上、正確には、「CER」のほか、「電子的な記録に付随する記録もしくは論理的に関連付けられる記録、または電子的な記録が記録されるシステム」が含まれる。次の「CER」も同じ。

者も権限を行使するときに限り自分が権限を行使でき、かつ、(2) 自分が権限を行使しなくても他者は権限を行使できる」場合は、権限は他者と共有されておらず、その権限は「排他的」ではないとする。すなわち「コントロール」を有さないことになる。

これについて、公式コメントで「排他的」でない設例として挙げられているものを取り上げ、解釈を付すと以下のとおりとなる[19]。

(設例 C) マルチ・シグの合意において、A と B は、C が権限を行使するときに限り CER に対する権限を行使できるが、C は、A と B のいずれの権限の行使がなくても、一方的に権限を行使することができる。この場合、A と B いずれからみても、「他者も権限を行使するときに限り自分が権限を行使できる」といえるほか、「自分が権限を行使しなくても他者は権限を行使できる」といえる。したがって、A と B のいずれも、C と権限を共有しておらず、その権限は「排他的」ではない。A と B はいずれも CER に対する「コントロール」を有しない。

(設例 D) マルチ・シグの合意において、A は、B または C が権限を行使するときに限り CER に対する権限を行使できるが、B と C はそれぞれ独立して権限を行使することができる。この場合、A からみれば、「他者も権限を行使するときに限り自分が権限を行使できる」といえるほか、「自分が権限を行使しなくても他者は権限を行使できる」といえる。したがって、A は、B および C とは権限を共有しておらず、その権限は「排他的」ではない。A は CER に対する「コントロール」を有しない。

その他、UCC における「排他性」に関する規定のうち重要なものを、条文順に 2 つ挙げる。

第 1 に、「コントロール」の定義では、(i) 他者が電子的な記録から得られる実質的にすべての利益を利用することを排除できる権限を持つこと、および (ii) 電子的な記録のコントロールを他者に譲渡できる権限を持つことが要件とされているが、これらの権限は、「排他的」と推定されるという規定である (§12-105(d))。すなわち、「コントロール」を有することを主張する者は、権限を有することを疎明できれば、その「排他性」を疎明することまでは必要ないことになる。

第 2 に、他者を通じても CER の「コントロールを有する」ことができるとの規定である (§12-105(e))。その要件は、(1) 他者が電子的な記録に対するコントロールを有し、かつ、それは本人のためであることを認識 (acknowledge) していること、

19 条文上、正確には、「(2) 自分が権限を行使しなくても他者は権限を行使できる」に加えて、「または、他者が、CER の権利 (interest) の譲渡人である」場合が規定されている。これには、後述するように、UCC 特有の背景もあるため、整理の単純化のために、以下の設例では割愛する。

または、(2) 他者が本人のために電子的な記録をコントロールすることを認識した後、電子的な記録のコントロールを有すること、とされている。法規整として、代理その他の法律関係に基づき、他者を通じて「コントロールを有する」ことには何ら違和感はない。なお、条文上、CER の権利（interest）の譲渡人（transferor）[20] は他者に該当しない。CER の「コントロール」は、有体物の「占有（possession）」と機能的に同じものを実現することを狙っている（8 節（1）参照）が、UCC では、有体物の担保権設定に関する規定（§9-313(c)）においても、債務者が担保権者の代理（agent）として目的物を占有することができない。日本法でいう占有改定は認めないという姿勢で一貫している。

(2) UNIDROIT

イ. 概要

UNIDROIT においても、「デジタル資産と私法に関する原則（UNIDROIT Principles on Digital Assets and Private Law）」[21] が策定され、2023 年、理事会において採択されている[22]。デジタル資産のうち、同原則で中心的な概念と位置付けている「コントロール」の対象になるものを取り扱い、当該デジタル資産に対する物権的権利（proprietary interest）の側面、具体的には、コントロールと譲渡[23]（control and transfer）、カストディ（custody）および担保取引（secured transactions）といった構成で諸原則が示されている。

ロ. コントロール

UNIDROIT 原則では、「デジタル資産（digital asset）」を「コントロールの対象となる電子的な記録（an electronic record which is capable of being subject to control）」と定義している（原則 2(2)）。

「コントロール」の定義は、米国 UCC とほぼ同じであり、以下の要件を満たす場合に、ある者は「コントロールを有する」とされている。

原則 6(1)

（a）デジタル資産、関連するプロトコルまたはシステムが、ある者に対して、

（i）他者がデジタル資産から得られる実質的にすべての利益を利用することを排除できる「排他的な能力（exclusive ability）[24]」、

20 担保取引における担保権設定者を含む。

21 UNIDROIT [2023].

22 同原則に関する記述は、神田・小塚・曽野［2022］によるところが大きい。

23 同原則における譲渡（transfer）は、担保権設定（grant of a security right）を含む。原則 2(5)(d)。

24 コメント 6.7. によれば、「コントロール」は法律上の概念というより、事実上の概念であり、power

（ii）デジタル資産から得られる実質的にすべての利益を利用できる能力、および、
（iii）（i）から（iii）までの能力を他者に譲渡できる「排他的な能力」を与える場合であり、かつ

（b）デジタル資産、関連するプロトコルまたはシステムが、ある者について、上記（a）で定める能力が認められていることを、容易に識別できるようにしている場合

A person has 'control' of a digital asset if:
(a) ...the digital asset, or the relevant protocol or system, confers on that person:
(i) the exclusive ability to prevent others from obtaining substantially all of the benefit from the digital asset;
(ii) the ability to obtain substantially all of the benefit from the digital asset; and
(iii) the exclusive ability to transfer the abilities in sub-paragraphs (a)(i), (a)(ii) and (a)(iii) to another person; and
(b) the digital asset, or the relevant protocols or system, allows that person to identify itself as having the abilities set out in sub-paragraph (a).

また、善意取得（原則 8）や、担保取引における第三者対抗要件（原則 15、16）において、「コントロール」が要件となっている点も米国 UCC と同様である。

留意すべきなのは、ここでの「コントロール」は法律上の概念ではなく、事実上の概念とされている点である（コメント 6.1.）。事実上の概念とされた理由については、「法的概念とするとすでにそれを使っている法域ないし国ではそれと同じだと思われるのではないか、それが適切かという問題を詰める必要が出てくる」ほか、「端的に…線引きや定義が分かりやすくなるのではないか」と説明されている[25]。「コントロール」が事実上の概念である結果として、同原則は、例えば間接占有といった概念を取り扱っていない[26]。

ハ. 排他性

UNIDROIT 原則も、米国 UCC と同様に、「コントロール」の定義の中に「排他的（exclusive）」の要件を取り入れている。そして、これも米国 UCC と同様に、「排他的」の定義規定を設けていないが、「コントロール」の定義における「排他的」の

より ability の方が親和的との配慮に基づくものとされる。そのため、本稿でも ability に「能力」との訳を付している。
25 神田・小塚・曽野［2022］10 頁。
26 神田・小塚・曽野［2022］10 頁。

要件を緩和する規定を置いている。すなわち、(a) デジタル資産、関連するプロトコルまたはシステムが、デジタル資産の利用を制限する場合や、デジタル資産を変更するようプログラムされている場合（デジタル資産のコントロールの変更や喪失を含む。）、または（b）コントロールを有する者が、その能力を他者と共有することに同意している場合には、コントロールの定義において「排他的」の要件は不要とする（原則 6(3)）。細かい規定振りを除けば、米国 UCC と同内容といえる[27]。コメント（6.11.）によれば、(b) が適用される例として、マルチ・シグ等[28] が挙げられている。

(3) 英国

イ. 概要

英国でも、政府からの要請を受け、英国法律委員会（Law Commission）が、デジタル資産に関する英国法（イングランド法およびウェールズ法）の法的取扱いについて検討を行ってきた。2022 年には、検討結果およびそれを踏まえた立法提案を、市中協議書「デジタル資産（Digital Assets）」[29] として公表し、その後、市中協議を経て、2023 年に最終報告書[30] を、2024 年に法案（草案）を公表している。

英国法では、property（財産権）を real property（物的財産権）と personal property（人的財産権）に二分し、後者をさらに things in possession（有体財産権）と things in action（債権、無体財産権等）に二分して捉える。これに対して、最終報告書では、デジタル資産の中には、things in possession でも、things in action でもないもの、すなわち、第 3 類型（third category things）に該当するものが存在すると結論付ける[31]。それでは、デジタル資産が該当するような第 3 類型は何であろうか。

2022 年に公表した市中協議書では、以下のような第 3 類型の「基準（criteria）」を示し、制定法の改正を提案していた[32]。

1. コンピュータ・コードや、電子的な・デジタルな・またはアナログな信号を含む、電子媒体に表章されるデータから構成されること
2. 人（persons）および法システムから独立して存在していること[33]

27 米国 UCC が「一定の場合には、コントロールにおける『排他性』の要件を満たす」という規定振りであるのに対し、UNIDROIT 原則は「一定の場合には、コントロールにおける『排他性』の要件は不要である」という規定振りの違いはある。

28 他に、マルチパーティ計算（multi-party computation: MPC）が挙げられている。MPC は多義的な概念であるが、ここでは 1 つの秘密鍵を複数人で分割して保有することを指している。

29 Law Commission [2022b].

30 Law Commission [2023].

31 Law Commission [2023] pp. 33–36.

32 Law Commission [2022b] pp. 77–79.

33 前段の「人から独立して存在する」とは、財産権（property rights）の対象となりうることを指し、

3. 競合性がある（rivalrous）こと

(1) it is composed of data represented in an electronic medium, including in the form of computer code, electronic, digital or analogue signals;
(2) it exists independently of persons and exists independently of the legal system; and
(3) it is rivalrous.

これに対し、2023 年に公表した最終報告書では、市中からのさまざまな意見を受けて、方針を修正している[34]。すなわち、第 3 類型に含まれるであろうデジタル資産は、その技術基盤が多様であるため、制定法に第 3 類型の定義を置くことは不要かつ不適切であるとする。そして、柔軟性に富むコモン・ローによる規整を活用していく方が有効であると結論付ける[35]。そのうえで、市中協議書で提案した基準（criteria）については、典型的なデジタル資産（分散型・パブリック型・パーミッションレス型システムによって実現される暗号トークン（crypto-tokens））を記述する「指標（indicia）」という位置付けに変更している[36]。

その後 2024 年に入り、英国法律委員会は、第 3 類型に関する制定法上の取扱いに関する「財産（デジタル資産等）法（Property（Digital Assets etc）Act 2024）」案（草案）を公表している。同法案（草案）は、実質的に 1 条しかない簡潔なものである[37]。

1 条 人的財産権の目的物
対象（本質的にデジタルまたは電子的な対象を含む。）は、以下のいずれでもないとの理由のみで、人的財産権の目的物から除外されることはない。
（a）有体財産権
（b）債権、無体財産権等

1 Objects of personal property rights
A thing (including a thing that is digital or electronic in nature) is not prevented from being the object of personal property rights merely because it is neither—

人体や友情が該当しない例として挙げられている。後段の「法システムから独立して存在する」とは、債権や無体財産権が対象とならないことを意味する。Law Commission [2022b] pp. 82–86.

34 Law Commission [2023] p. 56.

35 実際、裁判所は、既にコモン・ローを適用して、デジタル資産以外の第 3 類型の権利、例えば、牛乳割当量（農家が賦課金を支払わずに毎年販売できる牛乳の量の上限枠）や EU 炭素排出枠等に対する権利に適切に対応してきたという実績があるとする。Law Commission [2023] p. 44.

36 Law Commission [2023] p. 71. なお、基準と指標の各要件は基本的に同一であるが、指標では (1) における “composed of data” は不要としている。結果として、市中協議書では第 3 類型を「データ・オブジェクト」と呼称していたが、最終報告書ではそうした呼称は使用していない。Law Commission [2023] p. 56 footnote 216.

37 Law Commission [2024].

(a) a thing in possession, nor
(b) a thing in action.

ロ. コントロール

最終報告書では、「コントロール」の概念も議論されている。すなわち、最終報告書では、(1) 第 3 類型へのアクセスを排除する能力、あるいは第 3 類型へのアクセスを許可する能力、および (2) 第 3 類型を可能な用途に使用する能力、を最もよく捉える事実上の概念を「コントロール」として記述する。しかし、「コントロール」の定義は、意図的に示していない[38]。

> We describe (but do not define) the factual concept that best captures the ability to (1) exclude or permit access to a third category thing; and (2) put a third category thing to the uses of which it is capable. We call this factual concept "control."

最終報告書では、このような「事実上のコントロール（factual control）」と、「法律上のコントロール（legal control）」つまり「コントロールの法的効果」の使い分けを丁寧に行っている[39]。

まず、「事実上のコントロール」とは、極めて技術に特化した概念であるとする。そして、コントロールの存否は、特定の技術が、対象となるデジタル資産に対して、さまざまな程度の技術的な制約を課したりする、その態様によってほぼ決定されるとする[40]。

他方、「法律上のコントロール」つまり「コントロールの法的効果」は、より複雑な法原則や法メカニズム（法的な譲渡、間接保有の取決め、担保の取決め、訴訟と救済等）の 1 つの要素として捉えるべきとする。そのうえで、コントロールの適用とその法的効果はデジタル資産ごとに異なるほか、コントロールは、things in possession、things in action、第 3 類型でそれぞれ異なる機能を有すると整理する[41]。

結論として、最終報告書は「コントロール」を定義することを放棄している。その代わりに、特定のデジタル資産の「コントロール」に関する事実上または法律的な論点にかかる非拘束的なガイダンスを検討するための専門家グループを設立することを提言している[42]。

ハ. 排他性

最終報告書は、以上のように「デジタル資産」および「コントロール」の定義を避けており、両者との関係での「排他性」の定義についても詳細な記述はなされ

38 Law Commission [2023] p. 84.
39 Law Commission [2023] pp. 84–112.
40 Law Commission [2023] pp. 25, 85–88.
41 Law Commission [2023] pp. 26, 96–112.
42 Law Commission [2023] pp. 25–26, 88–96.

ていない。ただし、市中協議書と同様、デジタル資産の指標（indicia）に「競合性（rivalrousness）」の要件を残している点が注目される。

市中協議書および最終報告書では、「競合性」を「ある者または特定のグループによる使用または消費が、他者による使用または消費を必然的に阻害する（necessarily prejudice）こと」という意味で使用している[43]。そして「競合性」と「排他性（exclusivity）」「排除可能性（excludability）」は区別されるべきことを強調する。やや概念的な議論のような印象もあるが、報告書では、以下のとおりの理由を挙げている[44]。本稿の問題意識である「排他性」を検討するうえで関連性があるため、簡単に敷衍する[45]。

第 1 に、米国 UCC や UNIDROIT 原則は、「排他性」の要件を含む「コントロール」という概念を用いることで、保有者が行使できる権限・能力に着目することで対象を定義しているが、これは迂遠である。これに対し「競合性」は、対象（things）そのものの特徴に焦点を当てており、直截的である。

第 2 に、「競合性」があるものは、事実上、「排他性」もあるようにみえるが、「排他性」があるものだからといって「競合性」があるわけではない。いい換えれば、「コントロール可能」であるものだからといって、「競合性」があるわけではない。例えば、UNIDROIT 原則では、パスワードで保護された Excel ファイルや Word ファイルも、「排他性」があり、「コントロール」の対象となる電子的な記録に該当するとする[46]。しかし、これらは、デジタル資産の対象から外すことが適当であり、「競合性」の要件を用いることでそれが実現できる。

第 3 に、対象を同時にコントロールする程度や使用する度合いは区々である。例えば、大きなソファは「競合性」があるが、同時に複数人が座ることができる。こうした微妙な差異は、「競合性」の概念を用いれば捉えやすいが、「排他性」や「コントロール」の概念では捉えることが難しい。

最後に、「排他性」や「コントロール」は、対象となるデジタル資産の技術的な特徴を参照する概念である。こうした技術的な特徴は、記述したり、定義したりすることが難しかったり、第 3 類型の中でも区々である。要するに、第 3 類型を「排他性」や「コントロール」の概念で定義することは大変難しい。

43 Law Commission [2022b] p. 87, Law Commission [2023] p. 65.

44 Law Commission [2022b] pp. 87–88, Law Commission [2023] pp. 68–69.

45 経済学の「公共財」の議論では、「排除可能性（excludability）」を「他の人が利用できないようにすることができるという財の性質」、「（消費における）競合性（rivalry）」を「ある人が利用すると他の人の利用できる量が減少するという財の性質」とそれぞれ定義することが多い。例えば、Mankiw [2018]（邦訳 325 頁）。報告書でいう「競合性」の概念は、経済学の概念と近いようにも思われるが、どこまで斟酌したかは不明である。

46 UNIDROIT [2023] pp. 17–18 para 2.17.

(4) 小括

デジタル資産の利用が拡大する中で、米国 UCC、UNIDROIT 原則、英国報告書のいずれも、これまでの法規整では十分に対応できなくなっており、将来的にはさらに対応できなくなるだろう、という問題意識で共通している。そのうえで、デジタル資産に対して物権的な規整を適用することを目指しており、そのために「コントロール」の概念を活用しようという点でも共通している。

反面、各州実体法を基礎付ける米国 UCC、各国の法改正や法解釈の指針である UNIDROIT 原則、立法提案である英国報告書では、そのアプローチや規整の粒度に相違が存在する。「コントロール」の定義・射程をみても、権利ないし法的権限の帰属の問題としての「コントロール」もあれば、事実上の支配の問題としての「コントロール」もある。こうした相違点も含めて、米国 UCC、UNIDROIT 原則、英国報告書における議論からの示唆については、纏めて整理する（8 節参照）。

5. 海外の立法等における「排他性」(2) 暗号資産以外のデジタル資産

続いて本節では、暗号資産以外のデジタル資産（以下、「その他デジタル資産」という。）について、海外の立法等を整理する。

その他デジタル資産は、暗号資産、特にビットコインと比較した場合に、幾つかの本質的な差異がある[47]。第 1 に、その他デジタル資産については特定の発行主体が想定される一方、ビットコインには特定の発行主体が存在しない。第 2 に、その他デジタル資産に関しては、証券（紙）が既に存在しているものも少なくない。それらについては「紙の存在を前提にしてきた規整はデジタル化後も維持できるのか、またはいかに修正すべきか」という問題意識があるが、ビットコインにはそうした問題意識は当てはまらない。もっとも、その他デジタル資産も、その規整において「コントロール」および「排他性」が中核となる概念となっているほか、分散型台帳技術の導入が意識されているため、これらに関する海外の立法等を俯瞰することも有益であると考えられる。

47 UCC 上の「電子的金銭」はビットコインを含まないものの、今後発行される、ビットコイン類似の暗号資産を含む可能性がある（詳細は本節（1）ハ. 参照）。

(1) 米国

UCC では、第 12 編以外でも複数の「コントロール」の定義が置かれている。条文順に、電子的権原証券（electronic document of title, §7-106）、投資資産（investment property, §8-106、4 種類あり）、預金口座（deposit account, §9-104）、（電子的）動産抵当証券（chattel paper, §9-105）、そして、2022 年改正で導入された電子的金銭（electronic money, §9-105A）である。このうち、2022 年改正における公式コメントの改訂箇所をみる限り、分散型台帳技術を意識した改正がなされたものは、電子的権原証券、（電子的）動産抵当証券および電子的金銭である。そこで、以下ではこれらに絞り、簡単に触れることにする[48]。

イ. 電子的権原証券

UCC は、権原証券（document of title）の詳細な定義を置くが、「船荷証券（bill of lading）や倉庫証券（warehouse receipt）等を含むもの」といった説明の方がわかりやすいだろう（§1-201(b)(16)）。権原証券のうち、電子媒体に保管された情報からなる記録により証された権原証券が、電子的権原証券である（同）。

そして、以下の要件を満たす場合、ある者は電子的権原証券の「コントロールを有する」という原則が規定されている。

§7-106

（a）…電子的証券の権利（interest）の移転を証明するために採用されたシステムが、電子的証券が発行された、または移転された相手を、確実に（reliably）証明する場合

(a) …if a system employed for evidencing the transfer of interests in the electronic document reliably establishes that person as the person to which the electronic document was issued or transferred.

加えて、唯一、識別可能、かつ変更できない（unique, identifiable, unalterable）「単一の正式なコピー（a single authoritative copy）」が存在するといった要件を満たし、電子的証券が発行、保管、譲渡される場合には、そのシステムは上記の原則を満たし、ある者は電子的権原証券の「コントロールを有する」という規定、いわゆるセーフ・ハーバーが置かれている（§7-106(b)）。なお、上記の原則およびセーフ・ハーバーは、UETA（Uniform Electronic Transactions Act. 統一電子取引法）[49]16 条と、

48 2022 年 UCC 改正をみると、預金口座および投資資産の「コントロール」については、CER と平仄を合わせるように、他者を通じて「コントロールを有する」ことができるという規定が追加された（§9-104(a)(4)、§8-106(d)(3)）程度である。

49 UETA は、米国各州法の共通化を目的に 1999 年に策定された一種のモデル法であり、電子的な記録や署名の有効性および電子的手段を利用した取引の効力を定めることで、電子取引にかかる障害

同一の内容である。

2022 年 UCC 改正では、上記規定（§7-106(a), (b)）を維持しながら、新たなセーフ・ハーバーが導入されている（§7-106(c)）。公式コメント（§7-106 Official Comment 6）によれば、これまでのセーフ・ハーバーは「単一の正式なコピー」の存在を前提にしていたため、複数の正式なコピーが想定できるブロックチェーン等の分散型台帳技術に対応できないことが改正の背景とされている。新たなセーフ・ハーバー、すなわち電子的権原証券の「コントロール」の要件は、CER の「コントロール」の要件と基本的に同一の内容である。また、電子的権原証券にも「排他性」に関する規定が存在する（§7-106(d), (e), (f)）が、これも CER と同一の内容である。

ロ.　（電子的）動産抵当証券

動産抵当証券（chattel paper）はわが国ではなじみが薄い概念であるが、自動車ローンや割賦販売契約書等を指す。2022 年改正前 UCC では、概略、「金銭債務（monetary obligation）と、特定の物品上の担保権の双方を証する記録」と定義されていた（2022 年改正前 §9-102(a)(11)）。動産抵当証券のうち、電子媒体に保管された情報からなる記録により証された動産抵当証券が、電子的動産抵当証券であった（2022 年改正前 §9-102(a)(31)）。

2022 年 UCC 改正では、動産抵当証券の定義を変更し、「支払請求権と担保契約が記録により証されている場合、特定の物品により担保されている金銭債務に関する支払請求権（a right to payment of a monetary obligation secured by specific goods, if the right to payment and security agreement are evidenced by a record）」（§9-102(a)(11)(A)）としている。文言上は、「金銭債務を証する記録」から「記録により証される支払請求権」への大きな定義変更のようにもみえるが、公式コメント（§9-102 Official Comment 5）は、動産抵当証券は現在も従来も常に支払請求権であり、明確化に過ぎないとする。ただし、動産抵当証券の定義の変更に伴い、電子的動産抵当証券という概念は廃され（2022 年改正で改正前 §9-102(a)(31) は削除）、「動産抵当証券を証する記録の電子的なコピー（electronic copy of a record evidencing chattel paper）」という概念で整理されている（§9-105(a)）。

そして、以下の要件を満たす場合、購入者・担保権者は動産抵当証券を証する記録の電子的なコピーの「コントロールを有する」とする原則が規定されている。UETA の規定振りを根拠としており、電子的権原証券と基本的に同一の内容である。

§9-105

（a）…動産抵当証券の権利（interest）の移転を証明するために採用されたシステムが、動産抵当証券の正式な電子的なコピーが移転された相手を、確実に（reliably）証明する場合

を取り除くことを目指すものである。例えば、信森［2001］22 頁参照。

(a) …if a system employed for evidencing the assignment of interests in the chattel paper reliably establishes the purchaser as the person to which the authoritative electronic copy was assigned.

動産抵当証券にもセーフ・ハーバーが規定されているが、その規定振りは電子的権原証券と同一の内容（§9-105(b), (c)）であり、「排他性」に関する規定も電子的権原証券と同一の内容（§9-105(d), (e), (f)）である。すなわち、その一部は CER とも同一の内容となっている。公式コメント（§9-105 Official Comment 5）によれば、複数のコピーが想定できる分散型台帳技術に対応しなければならないという問題意識も電子的権原証券と共通している。

ハ. 電子的金銭

電子的金銭（electronic money）とは、「電子的な形態の金銭（money in an electronic form）」と定義され、2022 年 UCC 改正により導入された概念である（§9-102(a)(31A)）。

UCC における「金銭（money）」は多義的であるが、原則的には「国内または外国の政府により承認されている、または採用されている支払手段（medium of exchange）」と定義される（§1-201(b)(24)）。もっとも、「政府により承認または採用される以前から存在・運営されていたシステムにおいて記録および移転される支払手段である電子的な記録」は、「金銭」には含まれない（同）。例えば、ビットコインのような既存の暗号資産は、現在、米国内で法定通貨ではないため、「金銭」に該当せず（§1-201 Official Comment 24）、「電子的金銭」にも該当しない。また、担保取引に関する第 9 編の対象については、「預金口座（deposit account）」も「金銭」の定義から除かれており（§9-102(a)(54A)）、当然に「電子的金銭」にも該当しない。そして、ある者が電子的金銭の「コントロールを有する」とするための原則が規定されている（§9-105A）が、その規定振りは、「排他性」に関する規整を含めて、CER と実質的に同内容である。

（2） UNCITRAL

UNCITRAL による成果物のうち、分散型台帳技術が意識され、「コントロール」の定義を置いているものとして、2017 年に公表された「電子的移転可能記録モデル法（UNCITRAL Model Law on Electronic Transferable Records）」が挙げられる[50]。

モデル法が対象とする「電子的移転可能記録（electronic transferable record）」と

50 UNCITRAL [2018]. 同モデル法に関する記述は、条文の邦訳を含めて、小出［2022］によるところが大きい。

は、「移転可能な証書または文書（transferable document or instrument）」と機能的同等性が認められる電子的な記録のことである。「移転可能な証書または文書」の詳細な定義も置かれている（2 条）が、為替手形、小切手、約束手形、荷物引換証（consignment note）、船荷証券、倉庫証券、保険証券、航空運送状（air waybill）という例示の方がわかりやすいだろう（Explanatory Note Para.38）。そのうえで、電子的な記録が、従来の紙と機能的に同等であることの要件として、（a）その電子的な記録が、「移転可能な証書または文書」において含まれることが求められている情報を含んでいること、ならびに、（b）（i）その電子的な記録が「電子的移転可能記録」であると識別すること[51]、（ii）その電子的な記録を「コントロール」することができるようにすること、および、（iii）その電子的な記録の完全性（integrity）を保つこと、のために「信頼できる手法（reliable method）」が用いられていることが挙げられている（10 条）。

このように重要な概念である「コントロール」について、モデル法は定義そのものを置いていないが、関連する以下のような規定を置いている。

11 条

1. 法が「移転可能な証書または文書」の占有を要求している場合または占有することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、以下のために信頼できる手法が用いられているときは、その要求は満たされているものとする。
   （a）ある者によるその電子的移転可能記録への排他的なコントロールが確立されていること、かつ
   （b）その者がコントロールを有している者であると識別すること
2. 法が「移転可能な証書または文書」の占有の移転を要求している場合または占有を移転することができるとしている場合、電子的移転可能記録については、その電子的移転可能記録のコントロールの移転によってその要求は満たされているものとする。

1. Where the law requires or permits the possession of a transferable document or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record if a reliable method is used:
   (a) To establish exclusive control of that electronic transferable record by a person; and
   (b) To identify that person as the person in control.
2. Where the law requires or permits transfer of possession of a transferable docu-

51 電子的な記録のコピーが複数存在していても、そのうち「電子的移転可能記録」として権利を表章するものは識別された 1 つでなければならないという意味である。データの唯一性（singularity）にかかる要件である。

ment or instrument, that requirement is met with respect to an electronic transferable record through the transfer of control over the electronic transferable record.

モデル法は、「排他的な（exclusive）コントロール」との概念を使っているものの、「排他的」を定義する条文は存在しない。ただし、「『コントロール』の概念は、『占有（possession）』の概念と同様に、その行使において『排他性』を含意しているため、『排他的なコントロール』との表現はわかりやすさの観点からのものである」としている（Explanatory Note Para.111）。なお、モデル法は、わが国における船荷証券の電子化の議論の基礎となっている（6節参照）。

（3） UNIDROIT

4節（2）では、「デジタル資産と私法に関する原則」を取り上げたが、UNIDROITでは、UNCITRALとの共同プロジェクトとして、2020年から「倉庫証券に関するモデル法（Model Law on Warehouse Receipts）」の策定作業にも取り組んできた[52]。モデル法の目的の1つは電子的倉庫証券（electronic warehouse receipts）に関する法規整の整備であり、「コントロール」に関する規定も置かれている[53]。

倉庫証券モデル法は、本節（2）で取り上げたUNCITRAL「電子的移転可能記録モデル法」の特則であることから、規定振りも基本的に共通である。すなわち、倉庫証券モデル法は、「倉庫証券は、電子的な記録または紙の書面であり…（a warehouse receipt is an electronic record or paper document…）」と規定している（1条2項）が、「電子的な記録（electronic record）」の定義（2条2項）は、電子的移転可能記録モデル法と共通している。

そのうえで、電子的倉庫証券の「コントロール」に関する規定振りについても、倉庫証券モデル法と電子的移転可能記録モデル法とで本質的な違いはない。

6条

3. 以下のために信頼できる手法（reliable method）が用いられているときは、電子的倉庫証券はコントロールされている。
   （a）ある者によるその電子的倉庫証券への排他的なコントロールが確立されていること、
   （b）その者がコントロールを有している者であると識別すること、かつ
   （c）その電子的倉庫証券のコントロールを移転すること

52 UNCITRAL [2024]. 同モデル法に関する記述は、曽野［2022］によるところが大きい。

53 UNIDROITでいえば、「間接保有証券に関するUNIDROIT条約（UNIDROIT Convention on Substantive Rules for Intermediated Securities）」でも「コントロール」が中核的な概念とされているが、分散型台帳技術の利用を想定していないため、本節では取り上げない。

3. An electronic warehouse receipt is subject to control if a reliable method is used:
   (a) To establish exclusive control of that electronic warehouse receipt by a person;
   (b) To identify that person as the person in control; and
   (c) To transfer control over the electronic warehouse receipt.

これも電子的移転可能記録モデル法と同様に、倉庫証券モデル法は、「排他的な（exclusive）コントロール」との概念を使っているものの、「排他的」を定義する条文を有していない。

(4) 英国

英国では、4節（3）で取り上げた「デジタル資産」の議論に先立ち、「電子取引文書（Electronic Trade Documents）」に関する議論が行われてきた[54]。ここでの電子取引文書とは、電子船荷証券等を含む概念である。英国法律委員会は、2021年に市中協議書「デジタル資産―電子取引文書」を公表し、その後、市中協議を経て2022年に最終報告書「電子取引文書―報告書および草案」を公表した[55]。さらにその後、立法化が実現し、2023年には「電子取引文書法（Electronic Trade Documents Act 2023）」が公布・施行されている。以下では、同法の規定振りについて整理することとする。

同法で「コントロール」に言及する条文は、「電子取引文書」の定義規定のみである。関連する部分のみを抜粋すると以下のとおりである。

2条
（2）本法において、信頼できるシステムが以下に掲げるように使用される場合、情報は「電子取引文書」となる。
　（c）いかなるときでも、2名以上の者が当該文書のコントロールを行使できないことを確保すること、
　（d）文書のコントロールを行使することができる者であれば、そのことを証明することができること、および
　（e）文書の譲渡が、譲渡直前まで当該文書のコントロールを行使できた者から、その権能を奪うことを確保すること（ただし、譲受人であることによってコントロールを行使できる場合は除く。）
（3）前項のために、
　（a）ある者は、文書を使用し、譲渡し、またはその他の処分をするときに、文書のコントロールを行使する（当該者が法的権利を持つか否かにか

54 同法に関する記述は、南［2022］によるところが大きい。
55 Law Commission [2022a].

かわらず。)、および
(b) 協働して行動する複数人は 1 名として取り扱う。

(2) The information...constitutes an “electronic trade document” for the purposes of this Act if a reliable system is used to—
(c) secure that it is not possible for more than one person to exercise control of the document at any one time,
(d) allow any person who is able to exercise control of the document to demonstrate that the person is able to do so, and
(e) secure that a transfer of the document has effect to deprive any person who was able to exercise control of the document immediately before the transfer of the ability to do so (unless the person is able to exercise control by virtue of being a transferee).
(3) For the purposes of subsection (2)—
(a) a person exercises control of a document when the person uses, transfers or otherwise disposes of the document (whether or not the person has a legal right to do so), and
(b) persons acting jointly are to be treated as one person.

上記の規定のうち、「排他性」に最も関連が強い条文は、「(2)(c) いかなるときでも、2 名以上の者が当該文書のコントロールを行使できないこと」であろう。法の公式解説(Explanatory Note 38-40)でも、同条文に関連して「排他的なコントロール(exclusive control)」という見出しが使われている。同法では、「排他的(exclusive)」という文言を明示する条文は存在せず、当然に定義規定も存在しない。ただ、公式解説の別の箇所(Explanatory Note 58)では、「排他性とは、一個人または協調して行動するグループが、他者が対象のコントロールを持つことを排除できることを意味する」と説明されている。

(5) 小括

本節では、デジタル資産のうち、特定の発行主体が想定され、証券等(紙)の存在を前提に規整されてきたものを取り上げた。米国 UCC、UNCITRAL モデル法(その特則である UNIDROIT モデル法)、英国電子取引文書法のいずれも、デジタル資産の規整において、「コントロール」の概念を活用しようという点では共通している。もっとも、「コントロール」の定義規定の存否や、その内容をみると、区々である。こうした相違点も含めて、米国 UCC、UNCITRAL モデル法、UNIDROIT

モデル法、英国電子取引文書法における議論からの示唆については、纏めて整理する（8 節参照）。

6. わが国の立法等における「排他性」

続いて本節では、わが国の立法等を整理する。現在、わが国では、本稿の問題意識に関連するかたちで「排他的」という文言を使用している法律は存在していない[56]。他方、2022 年以来、法制審議会（および商法（船荷証券等関係）部会）において、船荷証券の電子化に向けた法整備のための作業が進められてきた[57]。すなわち、船荷証券の電子化が分散型台帳技術を利用して実現される可能性がある中で、「電子船荷証券記録」に対して、「支配」や「排他性」の概念を導入することの可否や要否等が議論されてきた。特定の発行者の存在や船荷証券（紙）の存在といった、暗号資産（ビットコイン）とは異なる要素があるが、「支配」の概念に関する本格的な議論として、本稿の問題意識を検討するうえでも参考になると思われる。

後述するように、法制審議会第 200 回会議（令和 6 年 9 月 9 日開催）において、「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱案（以下、「要綱」という。）」が承認されたが、そこに至るまでには、示唆に富む議論がなされてきた。すなわち、法制審議会第 198 回会議配布資料「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案（以下、「中間試案」という。）」では、「支配」に関して以下のとおり提案がなされていた。長文となるが、そのまま引用する。

> 第 2　電子船荷証券記録を発行する場面の規律等
> 3「支配」概念の創設及び関連概念の定義
> (1)「支配」概念の定義
> 電子船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

56 e-GOV 法令検索（https://elaws.e-gov.go.jp/）で検索した（2024 年 12 月 20 日）限りでは、法律では「排他的経済水域」以外の用語法は確認できなかった。それ以外の用語法としては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（12 条）」において、「他の物品等をもつて代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（下線は筆者記入）」という用語が確認できた。「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（11 条）」も同様。

57 同作業は、2021 年の規制改革推進会議投資等 WG での規制改革要望を嚆矢とし、同年に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政府の重点的な検討課題として位置付けられている。法規整に関しては、「商事法の電子化に関する研究会」、そして法制審議会で議論がなされてきた。

【甲案】

「電子船荷証券記録の支配」については、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕（注 1）利用することができる状態」と定義する。

【乙案】

「電子船荷証券記録の支配」の内容について、法律上は定義を設けない。

(2)「電子船荷証券記録の発行」の定義について

電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕（注 1）属することとなる措置」と定義する（注 2）。

(3)「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕（注 1）した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義する（注 2）。

（注 1）（1）の甲案を採用しつつもその定義の中に支配の排他性を求めない場合又は乙案を採用する場合には、「電子船荷証券記録の発行」及び「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を別途規律することなどを通じて、電子船荷証券記録の支配が排他的であることを規律していくことが考えられる。

（注 2）電子船荷証券記録の発行及び支配の移転については、一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第 3 で取り扱うものとする。

第 3　電子船荷証券記録の技術的要件

1　電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

電子船荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件…を定める。

「電子船荷証券記録」とは、商法第●条の規定により発行される電磁的記録（…）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの

二　電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの（注）

三　商法第●条に規定する電子船荷証券記録の支配の移転をすることができるもの

四　通信、保存及び表示の通常の過程において生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの

（注）前記第２の３（1）において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子船荷証券記録の支配を（略）」と規律することとなる。

「電子船荷証券記録」の導入に向けての論点は多岐にわたったが、中間試案や関連する部会議事録をみる限り、本稿の問題意識に関連して２点の気付きを指摘したい。

第１に、「支配」概念の定義について、定義規定を設けることの可否や要否を含めて、多様な見解があったということである。船荷証券の電子化において参照すべき UNCITRAL 電子的移転可能記録モデル法は、定義こそ置いていないものの、物理的な「占有」に相当する概念として、「コントロール」という概念を用いている。中間試案も、「［支配という］概念を新たに創設することは［モデル法］の考え方とも親和的である」と考えてはいた[58]。しかしながら、実際の規定振りに議論が移ると、第２の３（1）【甲案】は、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」という定義を示したのに対して、【乙案】は、法律上特段の定義は置かないことを提案した。【乙案】は、モデル法で「コントロール」の定義規定が置かれていないことや、わが国の法制上、定義規定を設けずに「支配」という用語が用いられている例が少なくないこと（労働組合法７条３号、いわゆる独占禁止法２条５項ほか）等を理由とした[59]。中間試案に先立つ部会での議論[60]や、中間試案に対する意見募集の結果をみても、【甲案】か【乙案】の支持で意見が分かれており[61]、国際的な議論と同様、わが国でも「コントロール（支配）」の定義が容易ではないことが窺われた。

第２に、「支配」と「排他性」の関係についても、多様な見解があったということである。この論点は、端的には、「『排他的でない支配』という概念を認めるか」といえる。すなわち、広義の「支配」に「排他的な支配」と「排他的でない支配」が存在するのであれば、「電子船荷証券記録の支配」でいうところの「支配」は「排他的な支配」に限定する必要があり、そのための規定振りを考える必要が生じることになる[62]。この論点についても、「排他的に」という文言の追加の要否に関して賛

58 法務省民事局参事官室［2023］19 頁。

59 法務省民事局参事官室［2023］20 頁。

60 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会第５回会議（令和４年 10 月 12 日開催）議事録（https://www.moj.go.jp/content/001384325.pdf、2024 年 12 月 20 日）。

61 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会第 10 回会議（令和５年５月 31 日開催）部会資料 10「『船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要等」（https://www.moj.go.jp/content/001397730.pdf、2024 年 12 月 20 日）。

62 中間試案に関して具体的にいえば、①【甲案】を採用し、「支配」を「当該電子船荷証券記録を排他

否が分かれていることが窺われた。

その後、部会における議論を重ねて、2024 年 9 月に法制審議会において要綱が承認された。要綱は、「電子船荷証券記録」を、「船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録…のうち、特定情報処理システム[63] において作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置がとられているもの」と定義する。部会資料によれば、これはシステムに依拠するアプローチとされている[64]。そのうえで、船荷証券の占有または所持に代わる概念として「電子船荷証券記録の支配」という概念を導入し、「支配」を「特定情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利…を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあること」と定義する。なお、要綱の本文上、「排他性」という文言は使用されておらず、当然に定義規定も存在しない。部会資料[65]によれば、「支配」の定義における「特定の者のみが」という部分が、「『電子船荷証券記録の支配』が排他的であることを明確にすることを企図したものである」と明言されている。

的に利用することができる状態」と定義する。②【甲案】を採用し、「支配」を「当該電子船荷証券記録を利用することができる状態」と定義したうえで、「電子船荷証券記録の発行」等の定義の中で「排他性」を別途規律する。③【乙案】を採用し、「支配」の定義を置かないが、「電子船荷証券記録の発行」等の定義の中で「排他性」を別途規律するの選択肢となる。法務省民事局参事官室［2023］20〜21 頁。

63 「特定情報処理システム」とは、「電子船荷証券記録を作成し、及び管理するために用いられる情報処理システムであって、電子船荷証券記録の支配及び電子船荷証券記録の提供に係る事項を適正かつ確実に行うために必要な技術的措置がとられているもの」と定義される。

64 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会第 14 回会議（令和 6 年 4 月 17 日）部会資料 14「船荷証券に関する規定等の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（4）」（https://www.moj.go.jp/content/001417519.pdf、2024 年 12 月 20 日）は、「電子船荷証券記録に関しても、その実際の利用の場面においては、その機能を果たすためのプログラムが組まれたソフトウェアやそれを利用するための電子計算機からなる複合的な情報処理システムの利用が観念されるところであり、［中央サーバー管理型であれ、ブロックチェーン管理型であれ］、結局は、電子船荷証券記録の機能を実現しようとすれば、そのようなシステムにおいて、特定の者が電子船荷証券記録上の権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態が確保されている必要があり、正にそのような状態こそが有体物に対する事実上の支配状態としての所持に相当するとも考えられる。」とする。

65 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会第 14 回会議（令和 6 年 4 月 17 日）部会資料 14「船荷証券に関する規定等の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討（4）」（https://www.moj.go.jp/content/001417519.pdf、2024 年 12 月 20 日）。

7. わが国の判例における「排他性」

続いて本節では、わが国の判例を取り上げる。暗号資産に関するわが国の判決の蓄積は十分ではないが、暗号資産に対する「支配」および「排他性」を取り上げたものとして、東京地判平成 27 年 8 月 5 日（LEX/DB25541521）が挙げられる。

同判決は、ビットコインの取引所（Mt. Gox 社）の破産手続において、ビットコインに対する所有権およびそれに基づく取戻権の成否が争われた事件である。結論として、東京地判は、ビットコインが所有権の客体になることを否定したが、その判旨のうち「排他的支配可能性」に関する部分は以下のとおりである。

- 「所有権の対象となるには、有体物であることのほかに、所有権が客体である『物』に対する他人の利用を排除することができる権利であることから排他的に支配可能であること（排他的支配可能性）が、…要件となる。」
- 「ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである。」
- 「口座 A から口座 B へのビットコインの送付は、口座 A から口座 B に『送付されるビットコインを表象する電磁的記録』の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要である。」
- 「ビットコインの有高（残量）は、ブロックチェーン上に記録されている同アドレスと関係するビットコインの全取引を差引計算した結果算出される数量であり、当該ビットコイン・アドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない。」
- 「ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない。」
- 「ビットコインが所有権の客体となるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない。」

本判決に対する評釈は、論文中で本判決を引用するものを含めて、それなりの数に上る。そのうち、ビットコインの「有体性」を否定した部分への反論は知る限り存在しない[66]。反対に「排他的支配可能性」を否定した部分については、それを支持する意見も一部に存在する[67]ものの、ほとんどの意見が疑問を呈しているといえ

66 暗号資産を「物」に準じて考える説（「補論．ビットコインの私法上の性質」(2) イ．参照）も存在するが、「ビットコイン＝有体物」を認めているわけではない。

67 清水［2018］115〜116 頁は、本判決に関し「ビットコインを保有しているといっても、紙幣や貨幣

る[68]。

本判決でいう「排他的支配可能性」は、暗号資産が民法上の所有権の客体になるか、の検討である。したがって、デジタル資産の「コントロール（支配）」に有体物の「占有」と同等な機能を認めることができるか、という検討とは意味が異なるとの指摘がある[69]。指摘のとおりであるが、所有権（物権）の議論における「排他性」と、「コントロール（支配）」の議論における「排他性」には共通する要素もあるのではないかと考えている。

8. 検討

1節でも言及したとおり、本稿の目的は、わが国において必ずしも十分な議論がなされてこなかった「コントロール（支配）」の概念に関して、幾つかの基礎的な視点を提供することにある。そこで、4節で取り扱った、米国UCC、UNIDROIT原則、英国報告書を中心に、5節で取り扱った、その他デジタル資産に関する議論（米国UCC、UNCITRALモデル法、UNIDROITモデル法、英国電子取引文書法）によって補完するかたちで、整理する。

なお、海外の立法等では「コントロール」という用語が一般的であるが、わが国での立法論等を議論する場合には、「コントロール」や、その日本語訳である「支配」という用語に必ずしもこだわる必要はないということ、換言すれば、「コントロール」の概念が示す中身こそが重要ということを、検討の前提として明確にしておきたい。

(1) 基礎的な概念

はじめに、本稿の問題意識を踏まえ、「コントロール」と「占有」の関係性、「占有」と「排他性」の関係性、そして「コントロール」と「排他性」の関係性について

のように実体のあるものを占有しているわけでもなければ、債権のように証書が発行される権利を観念上所有しているわけでもない。さらにいえばブロックチェーンの記録はビットコイン・ネットワークのすべての参加者によって共有されていることから、たとえ秘密鍵を有していても、それを排他的に支配しているということは困難である。」とする。脚注77も参照。

68 例えば、鈴木［2016］61頁は、「ここでの排他的支配可能性とは、海洋や天体等を除外する際に持ち出されるのが一般的であるため、若干の疑問は残る」とする。岩原［2019］85頁も、「秘密鍵を有する者のみがビットコインの処分を行えることからすれば、秘密鍵保有者に排他的な支配可能性はあるといえよう。」と判決に疑問を呈する。

69 小出［2017］852頁脚注58。

基礎的な概念を整理する。なお、本節（1）における「コントロール」「占有」「排他性」は、特に留保のない限り、法律上の概念としての「コントロール」「占有」「排他性」である。

イ．「コントロール」と「占有」

「コントロール」の概念の根底には、有体物に関する法理、特に「占有（possession）」の概念を非有体物にも拡大できないか、という問題意識があることは間違いない。既に十分な蓄積がある「占有」の概念に関する規整を、新たに生まれたデジタル資産に適用できないかと試みることは自然な流れである。対象が有体物から非有体物に変わるため、「占有」の概念と「コントロール」の概念を完全に一致させることはできないが、できる限り同様の規整を実現できないか、ということである。例えば UNIDROIT 原則（コメント 6.2.）も、事実上の概念であることを強調しながら、同原則における「コントロール」が動産の占有と機能的に同等の役割を担うことを示している。わが国でいえば、「コントロール」の概念に直接言及するものではないものの、「有価証券のペーパーレス化というのは、紙媒体の券面に対する物理的支配から、振替口座簿の記録を基礎とした事実上の支配権限へと『占有』概念が機能的に拡張したことを通じて実現されている」[70] との見解が参考になろう。

ロ．「占有」と「排他性」

「コントロール」の概念が「占有」の概念を起源とするならば、「コントロール」とは何か、という疑問に答えるためには、まずは「占有」の概念について検討する必要があろう。

具体的な法規整をみると、わが国でいえば、民法 180 条は「占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する」と規定する。これは「占有権」の取得要件であり、「占有」の要件を定めたものではないが、一般的な理解では、「占有」の要件もそのまま、「自己のためにする意思をもって物を所持する」こととされている[71]。主観的要件（「自己のためにする意思をもって」）は、その必要性も含めて議論がある[72] ことからとりあえず捨象すれば、次の疑問は「物を所持する」とは何か、ということになる。まず「所持する」をみれば、「所持」とは「社会通念上、その物がその人の事実的支配に属するものというべき客観的関係にあること」[73] と理解されている。これだけでは抽象的に過ぎるが、加えて、「他人の

70 森田［2006］54 頁。同 35 頁以下も指摘するように、仲介機関・保管機関が介在する場合、紙媒体の有価証券であれば、物理的に証券を占有する仲介機関・保管機関がその直接占有者であり、口座名義人はその間接占有を有するにすぎない。これに対し、ペーパーレス化した有価証券では、物理的な接触を観念できないため、どのように説明するのか、という基本的な問題設定がある。

71 小粥［2020］11 頁〔金子敬明〕、我妻・有泉［1983］460 頁。

72 小粥［2020］14〜16 頁〔金子敬明〕。

73 最判平成 18 年 2 月 21 日（民集 60 巻 2 号 508 頁）。我妻・有泉［1983］465 頁同旨。

干渉を排斥しうる状態にあることを必要とするであろう」[74] という説明が付されている。占有の効果として、占有の訴え（民法 198～200 条）ができることと整合的といえる。翻って「物を」をみれば、ここでの「物」は有体物（民法 85 条）に限定されると解されているが、「法律における『有体物』を『法律上の排他的支配の可能性』という意義に解し、物の観念を拡張すべき」とする有力説[75] も存在している。これら「所持」や「物」に関する解釈を重ね合わせてみると、日本法における「占有」には、何かしら「排他性」の要素が含意されているといえそうである。

なお、米国 UCC は “possession” の定義を置いていない。公式コメント（§9-313 Official Comment 3）は「ある者が占有を有しているかの判断では、代理の法理（principles of agency）が適用される」としているのみである。

ハ. 「コントロール」と「排他性」

「コントロール」の概念は「占有」の概念を拡張したものであることと、「占有」の概念には「排他性」の要素が含意されていることの 2 つを考え合わせると、「コントロール」の概念には「排他性」の要素が含意されている、と結論付けることが自然である[76]。4 節で取り扱った暗号資産に関する規整や、5 節で取り扱ったその他デジタル資産に関する規整をみる限り、この結論は、他の法域を含めて普遍性があるといえそうである。

(2) 事実上の概念としての「コントロール」（「秘密鍵」の管理）

続いて、暗号資産（ビットコイン）を例に取り上げ、利用者のみが「秘密鍵」を管理する場合と、複数の者が「秘密鍵」を管理する場合に分けて、「コントロール」の所在を整理する。なお、本節（2）における「コントロール」と「排他性」は、特に留保のない限り、事実上の概念としての「コントロール」と「排他性」である。

イ. 利用者による「秘密鍵」の管理

利用者のみが、ウォレット等（3 節（2）参照）を利用して「秘密鍵」を保有する場合、「秘密鍵」を知っている者は利用者のみであるため、利用者が「排他的」に

74 我妻・有泉［1983］465 頁。

75 我妻［1965］202 頁。なお、民法 205 条は、物の所持ではなく、広く財産権の行使のうち、自分のためにする意思を伴うものを準占有とし、占有と同様の効果を与えている。

76 デジタル資産に「所有権」を認めるべきという見解がある（小塚［2021］は、こうした見解を紹介しつつも、デジタル資産に「所有権」の考え方をそのまま適用することを批判する）。その場合、法律上の概念としての「コントロール」の概念は、「所有権」つまり「物権」の一種ということになるが、「物権」とは「一定の物を直接に支配して利益を受ける排他的な権利」（我妻・有泉［1983］18 頁）と一般的に定義されている。

暗号資産を管理している。つまり、利用者が、暗号資産を、「コントロール」していることになる[77]。

仮に利用者が、「秘密鍵」を消失（忘却）してしまった場合、技術的に「秘密鍵」を復元することはできず、「秘密鍵」を知っている者は永久に誰もいなくなるため、何人も「排他的」に暗号資産を管理していないといえる。つまり、誰も、暗号資産を、「コントロール」していないことになる。

ロ. 複数の者による「秘密鍵」の管理

複数の者が「秘密鍵」を保有する場合、「コントロール」と「排他性」の議論は複雑さを増す。そこで、幾つかの簡単な場合分けをして検討を行う。

（イ） 1つの「秘密鍵」の管理

暗号資産のアドレスに紐づく「秘密鍵」が1つであり、それを複数の者で管理する場合がありうる。典型例は、利用者が暗号資産を暗号資産交換業者（以下、「取引所」という。）に預託[78]する場合である[79]。預託の結果、取引所は秘密鍵を知ることになるが、利用者からみれば、利用者は秘密鍵を知らない場合（設例1）と、利

77 もっとも、分散型台帳技術（ブロックチェーン）を利用するという技術的特性のため、ビットコインに対する「排他的支配」には慎重な議論が必要との意見がある。

宍戸ほか［2018］165頁（岡田発言）は、「誰かが排他的に支配できているものは何かというと、秘密鍵だけなのです。自分の手元で秘密鍵を管理している限りにおいては、その秘密鍵に結び付いたUTXOが移転しないように、自分の責任において管理できます。でも、そのUTXOというのは、1万1000台のノードで共有しているわけですから、誰も排他的に支配していないのではないか、むしろ共有されている状態であって、これをどう表現すべきか」とする。

また、清水［2018］119頁も、「排他的支配性が言われるのはトランザクション・データの送信という局面に限られ、…ブロックチェーン・ネットワークとの関係で考えれば、ネットワークの参加者によって承認されない限り、移転が完結しない点からすると、不十分な排他的支配性しか肯定することができないと言わざるを得ない」とする。

78 取引所と利用者の間で暗号資産の「信託」が成立する可能性もあるが、本稿では検討は行わない。増島・堀［2023］38～40頁。

79 ただし、実際は概ね以下のような事務が一般的とされている（増島・堀［2023］36頁）。

①暗号資産交換業者は、利用者から預かっている分の暗号資産を管理するためのアドレスとして、「利用者資産用のアドレス」を設け、そのアドレスの秘密鍵を管理している。この「利用者資産用のアドレス」は、1利用者につき1つずつ存在しているわけではない。どの利用者に紐づいた暗号資産であるという区別はなく、各利用者が預けた暗号資産の総量に相当する数量の暗号資産が「利用者資産用のアドレス」で管理される。

②暗号資産交換業者は、自社と利用契約を締結している利用者ごとに口座（帳簿）を作成し、各利用者が自社に預託している暗号資産の残高等をその口座に記録している。

③…暗号資産交換業者が提供するいわゆる取引所サービスにおいて、利用者Aが利用者Bに対して暗号資産を売却する取引が成立した場合、…ブロックチェーン上では、何らのトランザクションも行われない。

④利用者が、暗号資産交換業者に対して、口座の残高の範囲内で、外部のアドレスを指定して暗号資産を移転（送信）するよう指示をした場合には、暗号資産交換業者は、これに基づいて、「利用者資産用のアドレス」から利用者の指定するアドレスへ、指示された数量の［暗号資産］を移転するトランザクションを実行する。

用者も秘密鍵を知っている場合（設例 2）がありうる。

（設例 1）取引所は秘密鍵を知っているが、利用者は秘密鍵を知らない場合、秘密鍵を知っている者は取引所のみであるため、取引所が「排他的」に暗号資産を管理しているといえる。つまり、取引所が、暗号資産を、「コントロール」していることになる。このとき、「秘密鍵」を知らない利用者は、取引所から付与された「ID、パスワード[80]」を取引所のウェブサイトに入力することで、送金等のトランザクションを取引所に指示することができる[81]。

（設例 2）取引所と利用者が秘密鍵を知っている場合、いずれも自らの判断で暗号資産のトランザクションを実行できる。この場合、誰が「排他的」に暗号資産を管理しているか、すなわち「コントロール」しているかは、「排他的」をいかに定義するかに依存する。この点については、法律上の概念として纏めて検討する（8 節（3）参照）。なお、取引所に預託しているか否かにかかわらず、秘密鍵が他者に見られてしまった場合、つまり秘密鍵が漏洩した場合にも、複数の者がいずれも自らの判断で暗号資産のトランザクションを実行できる状況が生じることになる[82]。

（ロ） 複数の「秘密鍵」の管理（マルチ・シグ）

暗号資産のアドレスに紐づく「秘密鍵」が複数あり、それを複数の者で管理する場合がある。典型例は、マルチ・シグの場合である。

（設例 3）利用者 A と利用者 B がそれぞれ秘密鍵 a と秘密鍵 b を知っている場合、マルチ・シグのもとでは、両者の協力がなければ、暗号資産のトランザクションを実行できない。利用者 A と利用者 B の両者を合わせて捉えれば、両者で「排他的」に暗号資産を管理している、すなわち「コントロール」しているといえそうである。これに対し、利用者 A と利用者 B の個人についていかに考えるべきかは、（設例 2）と同様に、「排他的」をいかに定義するかに依存する。この点についても、法律上の概念として纏めて検討する（8 節（3）参照）。

80 プログラムを使った自動売買等で使用される ID、パスワードである API キー、API シークレットキーも含まれる。

81 わが国でいえば、この場合、法律上の概念として、利用者は取引所に対してトランザクションに関する債権を有するに過ぎない（増島・堀［2023］37 頁）。

82 なお、UNIDROIT 原則（コメント 6.6.）では、デジタル資産の窃取者であれ「コントロール」を有すると整理している。

(3) 法律上の概念としての「コントロール」

最後に、法律上の概念としての「コントロール（支配）」を議論するうえで参考になりそうな基礎的な視点を幾つか示すこととしたい。以下の視点は、わが国において、デジタル資産に関する将来的な立法論を議論することのみならず、足許の解釈論を深化させることにも資すると考えられる。

イ. 「コントロール（支配）」の定義のあり方

第 1 の視点は、「コントロール（支配）」の定義のあり方についてである。

「コントロール」を有することに善意取得や第三者対抗要件等の法的効果を与えるような場合には、米国 UCC のように「コントロール」の定義規定を設けることが立法論としては自然なように思われる。しかしながら、例えば、UNCITRAL モデル法や英国電子取引文書法をみると、「コントロール」を有することの法的効果は規定されているものの、「コントロール」の直接的な定義規定は設けられていない。

「コントロール」の定義規定を設けることにより、総じていえば法的明確性が高まりそうであるし、緻密な定義規定を設けることで対象となるデジタル資産をより適切に規整することができそうでもある。他方、英国報告書も認めるように「コントロール」を定義することは容易でない。

わが国でいえば、「電子船荷証券記録」の導入に関して、「支配」の定義規定の可否や要否が審議・検討されてきた。参照すべき UNCITRAL モデル法が存在するという「電子船荷証券記録」特有の事情はあるものの、デジタル資産一般に関する立法論や解釈論にも応用できるような有益な議論がなされてきた。そこでの議論を眺めると、「コントロール（支配）」の定義規定は、設けるか否かより、その内容（粒度）が重要であるといえそうである。すなわち、何かしらの定義規定を設けることを前提とした場合でも、一方で、比較的緻密な定義を設けるという判断がありうるし、他方で、「占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する」（民法 180 条）といった内容（粒度）の定義規定を設けるという判断もありうる。ただし、後者の判断では引き続き解釈論に委ねる部分が多くなるため、そこまでして定義規定を設けることにこだわる必要があるのか、という疑問が生じる。

第 1 の視点に関連するが、第 2 の視点は、「コントロール（支配）」の定義の射程についてである。すなわち、「コントロール（支配）」の定義規定を設けるとした場合、どこまで普遍的な定義にするか、という視点である。

米国 UCC では、暗号資産等を念頭に置いた CER に関する「コントロール」の定義と、電子的権原証券、（電子的）動産抵当証券、電子的金銭に関する「コントロール」の定義が基本的に共通である。つまり、デジタル資産に関して、統一され

た「コントロール」の定義が存在している。デジタル資産の多くが分散型台帳技術（ブロックチェーン）を利用する、またはする可能性があるという技術的な共通性を強調すれば、統一された「コントロール」の定義を設けるという判断も納得できる。他方で、証券（紙）が既に存在しているデジタル資産の「コントロール」と、そうでない暗号資産の「コントロール」がどこまで同様に取り扱えるのか、または取り扱うべきか、という点は自明ではない。分散型台帳技術（ブロックチェーン）を利用しない、「アカウント型」のデジタル資産については、法令や契約による規整が確立していることが原則であり、「コントロール」の定義の射程にあえて取り込むべきかは十分な検討が必要と考えられる。

わが国でいえば、例えば中間試案では、「電子船荷証券記録の支配」について、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」という定義が提案されていた。この程度の内容（粒度）の「支配」の定義であれば、暗号資産や広義のデジタル資産にも適用することは不可能ではないかもしれない。もっとも、第1の視点と同様に、そこまでして定義規定を設けることにこだわる必要があるのか、という疑問が再び生じよう。

ロ. 「デジタル資産」の定義のあり方

第3の視点は、規整の対象とするデジタル資産の定義のあり方についてである。

米国UCCは、「コントロール」を定義（§12-105(a)）し、その対象であるCERを「コントロールの対象となる、電子媒体に保存された記録」（§12-102(a)(1)）と定義するというアプローチを採用している。UNIDROIT原則も、同様のアプローチを採用しており、事実上の概念であるが「コントロール」を定義（原則6(1)）し、その対象である「デジタル資産」を「コントロールの対象となる電子的な記録」（原則2(2)）と定義している。

このアプローチには、2つの特長がある。

第1に、「コントロール」の定義を先行することにより、その定義に緻密な規整を織り込むことができる、すなわち、規整すべき事項や規整できる事項を定義に織り込むことで、結果として、対象をより適切に規整できるという特長である。例えば米国UCCにおける「コントロール」の定義（§12-105(a)）は、要件として「電子的な記録が、氏名…等を含むあらゆる方法によって、ある者について、［電子的な記録から得られる実質的にすべての利益を利用できる権限等］が認められていることを、容易に識別できるようにしていること」を含んでいる。これは、デジタル資産の狭義の定義には一般的に含まれない要件であるが、より適切な規整に必要との判断から設けられた要件と思われる。

第2に、規整の対象を直接定義することが難しいときの有効な代替策となりうるという特長である。デジタル資産を直接定義することは難しい。証券（紙）が既に存在しているデジタル資産であれば、参照すべき定義や要件が存在する一方、そう

でないデジタル資産については、定義や要件をはじめから検討する必要がある。仮に定義できたとしても、技術進歩を受け、すぐに陳腐化してしまうリスクがある。「コントロール」の定義も容易ではないが、米国 UCC 程度の内容（粒度）であれば、「コントロール」の定義を先行させた方が、技術進歩に柔軟に対応できる可能性が高いように思われる。

これに対し、英国報告書は、「コントロール」という概念を用いることで対象を定義することは迂遠とし、「競合性」という概念を用いることで対象を直接記述することを重視する。これには、英国報告書が射程と考える「第 3 類型」がいわゆるデジタル資産より広い概念であるため[83]、「コントロール」の定義がさらに難しいという背景があるのかもしれない。

わが国でいえば、従来からの法制実務において、米国 UCC のようなアプローチでデジタル資産を法律上で定義できるかは必ずしも明らかでない。もっとも、「支配」の定義規定を設けるか否かにかかわらず、その概念が揺るがないと認められるのであれば[84]、「支配の対象となる、電磁的記録」といった規定振りも一概には否定できないように思われる[85]。

ハ. 技術的中立性

やや各論的になるが、第 1 ないし第 3 の視点のいずれにも関連するものとして、第 4 の視点は、「技術的中立性」についてである。

「技術中立性」とは、技術が今後も急速に進歩していくものであることから、今後現れる可能性があるどのような技術にも対応できるよう、特定の技術や手法を前提とした法制度を構築することは避けようとするものである[86]。例えば、米国 UCC（Prefatory Note to Article 12 2. ）は「（CER を新たに規定する）第 12 編は、既知の技術と将来開発される可能性のある技術の両方に対応するように設計されている」と明言している。特に「コントロール」の立法論を議論するうえでは、「技術的な中立性」に配慮することは不可欠な視点である。第 3 の視点（デジタル資産の定義のあり方）で述べたように、権利の対象を直接定義する方がよいか、保有者が行使できる権限・能力に着目して定義する方がよいかは 1 つの論点であるが、その際にも

83 脚注 35 参照。

84 6 節で言及したとおり、わが国の法制上、定義規定を設けずに「支配」という用語が用いられている例は少なくない。法務省民事局参事官室［2023］20 頁は、「電磁的記録に対する『支配』という用例はないものの、『経営を支配』、『活動を支配』、『運航を支配』など、物以外のものに対して一定の評価を含む概念として『支配』という用語を用いている例は多［い］」とする。

85 わが国の立法例であえていえば、「社債（この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、第 676 条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるもの）」（会社法 2 条 23 号）や、「電子記録債権（その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録を要件とする金銭債権）」（電子記録債権法 2 条 1 項）が、対象を直接定義するのではなく、間接的に定義する例と捉えられるかもしれない。

86 小出［2013］544 頁。

「技術的中立性」は重要な考慮要素となる。

わが国でいえば、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）は、「暗号資産」を「技術的中立性」に配慮して定義している（2条14項）。分散型台帳技術（ブロックチェーン）を利用しない「暗号資産」や、分散型台帳技術（ブロックチェーン）を超えるような何らかの技術に基づく「暗号資産」も射程に入れられるということである。こうした立法姿勢は、「コントロール（支配）」の立法論を議論するうえでも、評価できよう[87]。

ニ．事実上の概念と法律上の概念

第5の視点は、事実上の概念としての「コントロール（支配）」と法律上の概念としての「コントロール（支配）」の関係についてである。

デジタル資産であれば、アドレスに紐づいた「秘密鍵」を保有する者が、「排他的」にデジタル資産を管理しており、当該デジタル資産に対する事実上の概念としての「コントロール」を有している。これは、分散型台帳技術（ブロックチェーン）の技術からみて、頑健な事実である。ただ、事実上の概念としての「コントロール」が誰に帰属するかが明確だからといって、法律上の概念としての「コントロール」を誰が有すべきかも明確になるとは限らない。UNIDROIT原則（コメント6.2.）も、「［同原則で規定する］『コントロール』が存在するか否かは、事実の問題であり、法律的な結論に依存しない」として、両者が別概念であることを明言する。

わが国でいえば、（設例1、2）でも取り上げた、暗号資産を取引所に預託する場合が一例である。この場合、法律上の概念としての「コントロール（支配）」を誰に帰属させるべきか、という論点は、暗号資産の私法上の性質をどのように捉えるか、という議論（「補論．ビットコインの私法上の性質」参照）を避けては通れないといえる。

暗号資産の預託に際し、取引所のみが「秘密鍵」を知るようになるという場合を想定すると、①「秘密鍵を保有する者」が、「本来の権利者」でない場合はありえないとする見解（事実上の支配と法的権限の帰属の分属状態を否定する見解）によれば、当該暗号資産は、取引所に帰属すべきということになる。他方、②「秘密鍵を保有する者」が、「本来の権利者」でない場合もありうるとする見解（事実上の支配と法的権限の帰属の分属状態を否定しない見解）によれば、預託した後も暗号資産の物権的権利が利用者に帰属する余地がある[88]。

事実上の概念としての「コントロール（支配）」が帰属する者、つまり「秘密鍵」

87 特定の技術や手法を前提とした法制度と、別の技術や手法を前提とした法制度が並存することで、わが国で法的不整合を生じさせてはいけないという意味でも、技術的中立性は重要である。

88 取引所に対して利用者がいかなる権利を有するかについては、一義的には、両者の間の契約（サービス利用契約）の定めに従うことになる。もっとも、サービス利用契約に具体的な規定が設けられていない場合には解釈に委ねられることになる。見解①によれば、利用者は、取引所に対して、契約に基づいて、預託した数量分の暗号資産について、指定するアドレスに移転するトランザクショ

を保有する者と、法律上の概念としての「コントロール（支配）」を有すべき者を一致させるような法規整は、単純ではあるが、自明とは限らない[89]。事実上の概念と法律上の概念の関係については、デジタル資産全体の私法上の性質や取引実務等を踏まえ丁寧に検討されるべきものであろう[90]。

ホ．「排他性」

最後の第 6 の視点は、本稿で中心的に取り上げてきた「排他性」についてである。「排他性」に関する切り口も幾つかありうるが、ここでは、複数の者による管理と「排他性」の関係を中心に整理する。

複数の者が、秘密鍵、ひいてはデジタル資産の管理に関与することは、実務上も一般的である（本節（2）参照）。具体的には、利用者が取引所に預託することでデジタル資産を管理する場合や、複数の利用者がマルチ・シグによりデジタル資産を共同で管理する場合等が挙げられる。複数の者の関係は一義的には契約等で規律すべき問題ともいえるが、契約等に具体的な規定が設けられていない場合が少なくない。また、法的な対立が生じやすいことをかんがみれば、複数の者による管理を念頭に置いた法規整を整理することは重要と考えられる[91]。

（イ）「排他性」と「共有」

まず、「排他性」と「共有」の関係についてである。

米国 UCC が典型例であるように、達観すれば「コントロール」の概念には「排他性」の要素が含まれるといえる。そのうえで、「排他性」の日常的な用語法からは違和感があるかもしれないが、複数の者による「コントロール」が認められている。米国 UCC はマルチ・シグをはじめとする「共有」の概念を丁寧に説明してい

ンを実行すること等を求める債権を有することになる。見解②によれば、利用者は、取引所に対して、契約に基づいて、暗号資産の返還請求権（債権）を有するのみならず、物権的権利も有することになる（増島・堀［2023］36～38 頁）。

89 取引所を巡る法規整や利用者と取引所の関係を巡る法規整は重要な論点であり、事実上の概念としての「コントロール（支配）」と法律上の概念としての「コントロール（支配）」の関係に対しても、貴重な示唆を与えてくれる。例えば、UNIDROIT 原則（コメント 10.18.）は、ウォレットを提供する業者の中には顧客の秘密鍵を知りうる者もいるが、当該業者に「コントロール」を認めるべきではない、という設例を記載している。

90 本稿では十分に論じられないが、日本法でいえば、有体物の寄託（民法 657 条）に関する議論が、検討の参考となる。

91 脚注 89 のとおり、利用者と取引所を巡る法規整は重要な論点である。4 節（1）でも述べたとおり、米国 UCC はこの点についても十分に配意しており、一定の要件のもとで、他者を通じても CER の「コントロールを有する」ことができると規定している（§12-105(e)）。わが国でいえば、間接占有や代理占有（民法 181 条）にかかる解釈・議論との関係を整理する必要がありそうである。第 5 の視点（「事実上の概念としての「コントロール（支配）」と法律上の概念としての「コントロール（支配）」の関係」）とも関連するが、暗号鍵を知らない利用者と知っている取引所を、（有体物の存在を前提とする）間接占有者と直接占有者と同じように位置付ける法規整で問題が生じないか、ということである。

る（§12-105(b)(2) 等）ほか、英国電子取引文書法（2 条 (3)(b)）は、「協働して行動する複数人は 1 名として取り扱う」といったシンプルな規定により、複数の者による管理を規整している。

わが国でいえば、複数の者による管理を念頭に置いた法規整として、民法の「共有」の規定が参照できそうである[92]。すなわち、民法における「共有」の規定は、複数人で所有権以外の財産権を有する場合に準用される（民法 264 条、準共有）。このため、デジタル資産に何らかの権利性を認める見解（「補論．ビットコインの私法上の性質」参照）に基づけば、（準）共有による規整でカバーできる場面は多いと考えられる[93]。しかしながら、マルチ・シグを取り上げてみても、その法的取扱いについては不明確な点が多い[94] とされている。従来からの法的枠組みではデジタル資産の法的問題に十分に対応できないようであれば、デジタル資産の「共有」に特に焦点を当てた法規整を検討・整備していくことも必要であろう。

（ロ） 「排他性」の定義

続いて、「排他性」の定義についてである。

第 1 および第 2 の視点で取り上げたとおり、「コントロール（支配）」の定義のあり方そのものが 1 つの論点であるが、さらに進めば、法律上の概念としての「排他性」をどう捉えればよいか、ということが議論の対象となろう。従来あまり検討されてこなかった点かもしれないが、ここでは、米国 UCC における議論を参照しながら、整理してみたい。

第 1 の案は、「他者が権限を行使するかにかかわらず、自分が権限を行使することができる」という定義である。この定義によれば、（設例 2）については、取引所と利用者の両者いずれにも「排他性」が認められ、結果として、「コントロール」を有する者が複数いることになりそうである。他方、（設例 3）のようなマルチ・シグについては、(i) 個々にみれば利用者 A と利用者 B の両者いずれにも「排他性」が認められず、結果として、「コントロール」を有する者が誰もいないと理解するか、(ii) 利用者 A と利用者 B を、いわば共同占有者のように捉えて、両者を合わせれば「排他性」が認められ、結果として、両者合わせて 1 つの「コントロール」を有すると理解するかのいずれかになりそうである。

第 2 の案は、「自分が権限を行使するときに限り他者は権限を行使できる」という定義である。換言すれば、「自分は他者の権限行使を妨害できる」という定義である。「排他性」の日常的な用語法に近いかもしれない。この定義によれば、（設例

92 なお、「占有」の概念が「支配」の概念の起源であるところ、民法上の「占有」について、「数人が共同して 1 つの物を占有することはさしつかえない」とされている。我妻・有泉［1983］471 頁。大判昭和 15 年 11 月 8 日（新聞 4642 号 9 頁）参照。

93 小島［2021b］36～37 頁。

94 斎藤［2021］94 頁。

2）については、取引所と利用者の両者いずれにも「排他性」が認められず、結果として、「コントロール」を有する者が誰もいないことになる。他方、（設例 3）のようなマルチ・シグについては、利用者 A と利用者 B のいずれにも「排他性」が認められ、結果として、「コントロール」を有する者が複数いることになりそうである。

このように、法律上の概念として「排他性」をどう捉えればよいか、という問題に対しては、「『コントロール』を有する者が複数いる状況」と、「誰もいない状況」のいずれが望ましくないか、という比較衡量が不可避であるように思われる。「複数いる状況」を避けるのであれば、第 1 案と第 2 案を「および」で結んだ定義とすればよく[95]、「誰もいない状況」を避けるのであれば、第 1 案と第 2 案を「または」で結んだ定義とすればよい[96] ことになる。米国 UCC は、「第 1 案『または』第 2 案」として、「排他性」を広く捉えている（4 節（1）参照）[97]。

（ハ）　「排他性」と盗難リスク・消失リスク

最後に、「排他性」と盗難リスク・消失リスクの関係についてである。「秘密鍵」が脆弱なシステムで管理されている場合でも、法律上の概念として「排他性」を認めるべきか、ということである。

UNIDROIT 原則（コメント 6.10.）では「信頼できるシステムが、不正な『ハッキング』によって損なわれる可能性がある――実際に発生してもなお――からといって、その『排他性』が否定されることはない。このような可能性は、不運なことではあるが、あらゆるデジタル資産に内在するものである」とする。有体物も、その占有が不当に奪われてしまう可能性があるが、であっても、その「排他性」の存在が否定されることはない。3 節（2）で述べたとおり、カストディアル・ウォレットであれ、ノンカストディアル・ウォレットであれ、コストを掛けて秘密鍵の管理を行っていたとしても、盗難リスクや消失リスクを完全に消滅させることはできない。だからといって、その「排他性」の存在が否定されることはないことは、デジタル資産であっても有体物と同様であろう。「秘密鍵」が脆弱なシステムで管理されている場合でも、法律上の概念として「排他性」を認めるべきということである。

ただし、わが国でいえば、「［取引所は、］信義則上、利用者財産の保護のために

95 「および」の場合、（設例 2）の取引所と利用者は、いずれも第 1 案（以下、「第 1 要件」という。）を満たすが、第 2 案（以下、「第 2 要件」という。）を満たさないため、「排他性」が認められず、「コントロール」を有さない。（設例 3）の利用者 A と利用者 B は、いずれも第 2 要件を満たすが、①第 1 要件を満たさないため、「排他性」が認められず、「コントロール」を有さない、または、②両者を合わせれば第 1 要件を満たすため、「排他性」が認められ、両者で 1 つの「コントロール」を有するのいずれかとなる。結果として、「コントロール」を有する者が複数いることは生じない。

96 「または」の場合、（設例 2）の取引所と利用者は、いずれも第 2 要件を満たさないが、第 1 要件を満たすため、「排他性」が認められ、「コントロール」を有する。（設例 3）の利用者 A と利用者 B は、第 1 要件の適否にかかわらず、いずれも第 2 要件を満たすため、「排他性」が認められ、「コントロール」を有する。結果として、「コントロール」を有する者が誰もいないことは生じない。

97 米国 UCC には「排他性」の推定規定も存在する（§12-102(d)）。

十分なセキュリティを構築する義務を負ってい［る］」とする下級審判決がある[98]。ハッキング事件を何度も起こしている取引所では、そのシステムに看過できない脆弱性がある可能性がある。「コントロール（支配）」やその前提である「排他性」の解釈がわが国で必要となった場合に、例外的であろうが、脆弱なシステムを有する取引所については、デジタル資産を「排他的」に管理しているとされない場合がありうるかもしれない。

9. おわりに

「英数字の集合体に過ぎない『秘密鍵』は、他者が完全に記憶・記録することができてしまう。『秘密鍵』を保有する者がデジタル資産を『排他的』に管理するとなると、問題が生じないのか。結局、『排他的』とはどのように捉えればよいのか」という問題意識を出発点とし、本稿では、デジタル資産に対する「コントロール（支配）」の概念に関する基礎的な視点を幾つか提示してみた。

いうまでもなく、デジタル資産に関する法的論点は多岐にわたる。譲渡、カストディ、担保取引の 3 つの場面において法的問題が起きやすいとの指摘がある[99] が、それらに限定されず、強制執行・倒産[100] や、準拠法の決定[101] 等、UNIDROIT 原則でカバーされているものを含めて、更に法的な議論を深めなければならない論点は尽きない。

本稿は、米国 UCC、UNIDROIT 原則、英国報告書を中心に、その他デジタル資産に関する議論（米国 UCC、UNCITRAL モデル法、UNIDROIT モデル法、英国電子取引文書法）によって補完するかたちで整理を行ったが、他の法域でもデジタル資産に関連する議論は進んでいる[102]。

各法域における立法等の動向を眺めると、デジタル資産の利用が拡大する中で、

98 東京地判平成 31 年 1 月 25 日（判時 2436 号 68 頁）。

99 神田・小塚・曽野［2022］9 頁（神田発言）。

100 最近の文献として中島［2022a, b］（ビットコインに対する各種執行方法を検討したうえで、利用者がビットコインを自己保有している場合、「現行法上、債権者が、債務者が自己ウォレット（wallet）内で保有する［ビットコイン］に対して強制執行を行うための前提として、債務者の［ビットコイン・アドレス］に対応する秘密鍵情報を取得する確実な方法はない」とする）。

101 最近の文献として高橋［2023］（パブリック・ブロックチェーン上の連結点として、暗号資産の有高の管理地＜アドレス管理地＞を提案する）。

102 例えば、ドイツでは 2021 年に「電子有価証券に関する法律（Gesetz über elektronische Wertpapiere: eWpG）」が施行された。同法は分散型台帳技術（ブロックチェーン）の存在を意識した規整を採用しており、大いに参考になりうる。例えば、占有に象徴される事実上の物理的支配に相当する概念として、記録管理機関に対する証券所持人の「指図権」（14 条 1 項）を挙げているほか、所持人として記録された者は、直接占有を有する者と擬制される（3 条 1 項）といった規整が導入されている。神作［2025］77～78 頁も参照。

これまでの法規整では十分に対応できなくなっており、将来的にはさらに対応できなくなるだろう、という危機意識に近い問題意識が共通して窺われる。本稿を嚆矢とし、海外の動向にも一層の目配りをし、わが国におけるデジタル資産に関する法的な議論の活性化に微力でも貢献できるよう、次稿以降の検討に繋げていきたい。

参考文献

荒牧裕一、「暗号通貨ビットコインの法的規制に関する諸問題」、『京都聖母女学院短期大学研究紀要』44集、2015年、44〜50頁

岩原紳作、「仮想通貨に関する私法上の諸問題」、『金融法務研究会第1分科会報告書「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」』、金融法務研究会報告書（33）、全国銀行協会、2019年、81〜92頁

片岡義広、「再説・仮想通貨の私法上の性質―森田論文を踏まえた私見（物権法理の準用）の詳説―」、『金融法務事情』2106号、2019年、8〜18頁

加毛　明、「仮想通貨の私法上の法的性質―ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」、『金融法務研究会第1分科会報告書「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」』、金融法務研究会報告書（33）、全国銀行協会、2019年、1〜34頁

神作裕之、「電子決済手段の法形式とその移転」、『金融研究』第44巻第1号、日本銀行金融研究所、2025年、49〜88頁

神田秀樹・小塚荘一郎・曽野裕夫、「神田秀樹先生に聞く デジタル資産と私法に関するUNIDROITの原則案（上）」、『NBL』1223号、2022年、4〜14頁

金融法委員会、「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」、金融法委員会、2018年（http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf、2024年12月20日）

小出　篤、「『手形の電子化』と電子記録債権―UNCITRALにおける『電子的移転可能記録』の検討から」、小出　篤・小塚荘一郎・後藤　元編『前田重行先生古稀記念　企業法・金融法の新潮流』、商事法務、2013年、537〜570頁

―――、「『分散型台帳』の法的問題・序論―『ブロックチェーン』を契機として」、黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生古稀記念　企業法の進路』、有斐閣、2017年、827〜855頁

―――、「UNCITRAL電子的移転可能記録モデル法」、『商事法の電子化に関する研究会報告書―船荷証券の電子化について―』、公益社団法人商事法務研究会、2022年、37〜61頁

小粥太郎編、『新注釈民法（5） 物権（2）』、有斐閣、2020年

小島冬樹、「4 暗号資産の私法上の性質」、『金融・商事判例増刊』1611号、2021年a、30〜34頁

―――、「5 ネットワーク参加者が保有する暗号資産をめぐる法律関係の総論」、『金融・商事判例増刊』1611号、2021年b、35〜40頁

小塚荘一郎、「VR内の『物』とデジタル資産の所有権」、『ビジネス法務』21巻6号、2021年、56〜59頁

後藤　出・渡邉真澄、「ビットコインの私法上の位置づけ（総論）」、『ビジネス法務』18巻2号、2018年、113〜117頁

斎藤　創、「13 暗号資産の保管・管理に関する法律と実務」、『金融・商事判例増刊』1611 号、2021 年、89〜95 頁
佐藤雅史、「ブロックチェーンの大問題、鍵の管理」、『ブロックチェーン技術の未解決問題』、日経 BP 社、2018 年、121〜158 頁
宍戸常寿・大屋雄裕・小塚荘一郎・佐藤一郎・岡田仁志・西内康人、「AI と社会と法（3）」、『論究ジュリスト』27 号、2018 年、152〜169 頁
芝　章浩、「ビットコインその他の仮想通貨の法的取扱い」、『ファイナンス法大全（下）〔全訂版〕』、商事法務、2017 年、838〜887 頁
島岡政基・佐藤雅史・中島博敬、「暗号資産交換所のカストディリスクと鍵管理」、『情報処理学会論文誌』61 巻 9 号、2020 年、1364〜1373 頁
清水　宏、「仮想通貨に対する強制執行について―ビットコインを中心として―」、『東洋法学』62 巻 2 号、2018 年、107〜126 頁
末廣裕亮、「仮想通貨の私法上の取扱いについて」、『NBL』1090 号、2017 年、67〜73 頁
鈴木尊明、「ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例」、『新・判例解説 Watch 法学セミナー増刊』19 号、2016 年、59〜62 頁
曽野裕夫、「倉庫証券に関するモデル法の作成〜私法統一国際協会（UNIDROIT）における審議状況〜」、『国際商事法務』50 巻 9 号（723 号）、2022 年、1121〜1130 頁
高橋宏司、「暗号資産の物権問題と国際私法―日本法の観点も含めて―」、『同志社法学』74 巻 7 号、2023 年、2525〜2559 頁
田中幸弘・遠藤元一、「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）―マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて―」、『金融法務事情』1995 号、2014 年、52〜63 頁
土屋雅一、「ビットコインと税務」、『税大ジャーナル』23 号、2014 年、69〜90 頁
デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会、「デジタルマネーの権利と移転」、『金融研究』第 43 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2024 年、1〜48 頁
道垣内弘人、「仮想通貨の法的性質―担保物としての適格性―」、道垣内弘人・片山直也・山口斉昭・青木則幸編『近江幸治先生古稀記念　社会の発展と民法学（上）』、成文堂、2019 年、489〜501 頁
中島弘雅、「暗号資産をめぐる民事執行法上の問題点（上）」、『NBL』1225 号、2022 年 a、27〜33 頁
―――、「暗号資産をめぐる民事執行法上の問題点（下）」、『NBL』1227 号、2022 年 b、37〜42 頁
信森毅博、「米国統一電子取引法（UETA）の概要（上）」、『NBL』706 号、2001 年、22〜29 頁
法務省民事局参事官室、「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案の補

足説明」、法務省、2023 年（https://www.moj.go.jp/content/001394827.pdf、2024 年 12 月 20 日）
増島雅和・堀　天子編著、『暗号資産の法律（第 2 版）』、中央経済社、2023 年
南　健悟、「イギリス法における電子船荷証券に係る論点と Law Commission の立場」、『法制審議会商法（船荷証券等関係）部会第 2 回会議』参考資料 2-2、法務省、2022 年（https://www.moj.go.jp/content/001375177.pdf、2024 年 12 月 20 日）
森　勇斗、「暗号型財産の法的性質に関する「物」概念からの再検討―民法 85 条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ；暗号通貨（仮想通貨）にかかる議論を踏まえ―」、『一橋研究』45 巻 1・2 合併号、2020 年、1～21 頁
森下哲朗、「FinTech 時代の金融法のあり方に関する序説的検討」、黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生古稀記念　企業法の進路』、有斐閣、2017 年、771～825 頁
森田宏樹、「有価証券のペーパーレス化の基礎理論」、『金融研究』第 25 巻法律特集号、日本銀行金融研究所、2006 年、1～68 頁
―――、「仮想通貨の私法上の性質について」、『金融法務事情』2095 号、2018 年、14～23 頁
―――、「仮想通貨の私法上の性質について」、『金融法研究』35 号、2019 年、13～26、40～64 頁
我妻　栄、『新訂 民法総則（民法講義 I）』、岩波書店、1965 年
―――・有泉亨補訂、『新訂 物権法（民法講義 II）』、岩波書店、1983 年
Antonopoulos, Andreas M., *Mastering Bitcoin: Unlocking Digital Cryptocurrencies*, O'Reilly Media, Sebastopol, 2014（今井崇也・鳩貝淳一郎訳『ビットコインとブロックチェーン　暗号通貨を支える技術』、NTT 出版、2016 年）.
Cryptoassets Governance Task Force、『暗号資産カストディアンのセキュリティ対策についての考え方（第 5 版）』、Cryptoassets Governance Task Force、2024 年（https://cgtf.github.io/publications/20240412/custodiandocument_ver5.pdf、2024 年 12 月 20 日）.
Law Commission, *Electronic Trade Documents: Report and Bill*, Law Commission, 2022a（available at https://cloud-platform-e218f50a4812967ba1215eaecede923f.s3.amazonaws.com/uploads/sites/30/2022/03/Electronic-Trade-Documents-final-report-ACCESSIBLE-1.pdf、2024 年 12 月 20 日）.
―――, *Digital Assets: Consultation Paper*, Law Commission, 2022b（available at https://cloud-platform-e218f50a4812967ba1215eaecede923f.s3.amazonaws.com/uploads/sites/30/2022/07/Digital-Assets-Consultation-Paper-Law-Commission-1.pdf、2024 年 12 月 20 日）.
―――, *Digital Assets: Final Report*, Law Commission, 2023（available at https://cloud-platform-e218f50a4812967ba1215eaecede923f.s3.amazonaws.com/uploads/sites/30/

2023/06/Final-digital-assets-report-FOR-WEBSITE-2.pdf、2024 年 12 月 20 日）.

————, *Digital Assets as Personal Property: Supplemental Report and Draft Bill*, Law Commission, 2024（available at https://cloud-platform-e218f50a4812967ba1215eaecede923f.s3.amazonaws.com/uploads/sites/30/2024/07/Digital-assets-as-personal-property-supplemental-report-and-draft-Bill-web-version.pdf、2024 年 12 月 20 日）.

Mankiw, N. Gregory, *Principles of Economics, Eighth Edition*, Cengage Learning, Boston, 2018（足立英之・石川城太・小川英治・地主敏樹・中馬宏之・柳川　隆訳『マンキュー経済学 I　ミクロ編（第 4 版）』、東洋経済新報社、2019 年）.

Narayanan, Arvind, Joseph Bonneau, Edward Felten, Andrew Miller, and Steven Goldfeder, *Bitcoin and Cryptocurrency Technologies: A Comprehensive Introduction*, Princeton University Press, Princeton, 2016（長尾高弘訳『仮想通貨の教科書　ビットコインなどの仮想通貨が機能する仕組み』、日経 BP 社、2016 年）.

UNCITRAL, UNCITRAL Model Law on Electronic Transferable Records, UNCITRAL, 2018（available at https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/mletr_ebook_e.pdf、2024 年 12 月 20 日）.

————, Draft Model Law on Warehouse Receipts, United Nations, 2024（available at https://undocs.org/en/A/CN.9/1182、2024 年 12 月 20 日）.

UNIDROIT, UNIDROIT Principles on Digital Assets and Private Law, UNIDROIT, 2023（available at https://www.unidroit.org/wp-content/uploads/2024/01/Principles-on-Digital-Assets-and-Private-Law-linked-1.pdf、2024 年 12 月 20 日）.

Uniform Law Commission and American Law Institute, Uniform Commercial Code Amendments (2022) with Prefatory Note and Comments, Uniform Law Commission, 2023（available at https://www.uniformlaws.org/viewdocument/final-act-164?CommunityKey=1457c422-ddb7-40b0-8c76-39a1991651ac&tab=librarydocuments、2024 年 12 月 20 日）.

補論．ビットコインの私法上の性質

ビットコインの登場以来、学界や実務界から、その私法上の性質決定に関してさまざまな見解が示されてきた。

こうした中、わが国においては、平成 28 年（2016 年）の資金決済法の改正により、「仮想通貨」という概念が導入された。続く令和元年（2019 年）改正では、「仮想通貨」との名称が「暗号資産」に変更されたほか、「暗号資産交換業者」の倒産を想定しつつ、受託暗号資産や履行保証暗号資産に対する利用者の優先弁済権（資金決済法 63 条の 19 の 2）が導入されるなど、利用者の財産保護に関する規整が充実した。こうした公法上（監督規制法上）の取扱いは、「暗号資産」の私法上の性質決定に対しては中立的であると理解される[103] 一方、実務的な法的不確実性を低減してきたという側面がある。このように、実務的な意義が希薄化してきたこともあり、ビットコインについていえば、その私法上の性質決定に対する議論は一時期に比べて落ち着いてきたように窺われる。

本稿はビットコインの私法上の性質決定に対する新たな貢献を企図するものではないため、その問題意識に関連する範囲で、これまでの見解の概要を整理する[104]。

実務・学説においては、大枠で以下について共通認識が醸成されているように思われる。すなわち、ビットコインは、有体性を欠くために、民法上の物（民法 85 条）には該当しない[105]。所有権の客体は物（有体物）に限られるため、ビットコインを客体とする所有権（民法 206 条）を観念できない。他方、ビットコインは発行者が存在しないことから、債権と観念することもできない。

そのうえで、ビットコインの法的性質については、さまざまな見解が主張されており、見解の一致をみていない。暗号資産交換業者の基本約款をみても、法的性質に言及するものは多くはない[106]。

103 例えば、金融法委員会［2018］1 頁。

104 各見解をどのように類型化するか自体も複雑な論点である。ここでは、加毛［2019］を中心に、増島・堀［2023］第 2 章および金融法委員会［2018］6〜11 頁で補完している。なお、1 つの見解について、1 つの参考文献を原則とする。

105 これに対し、田中・遠藤［2014］53、59〜61 頁は、平成 29 年改正前の民法 86 条 3 項（「無記名債権は、動産とみなす」）を類推適用し、「ビットコインは…動産類似の『モノ』と捉えるのが的確」と論じる。また、森［2020］17 頁は、競合性、境界性、排他的支配可能性を満たすことから、暗号資産は、民法の「物」概念の中に包摂されるとする。

106 法的性質に言及するものとして、「DMM Bitcoin サービス基本約款」第 7 条（暗号資産の混合寄託及び（準）共有権）を引用する。

1. お客様が当社に寄託する暗号資産（以下「受託暗号資産」といいます。）は、他のお客様から寄託を受けた同一銘柄の暗号資産と混合して保管し、返還にあたっては、混合物からお客様が寄託された受託暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産を返還する、混合寄託契約により寄託するものとします。ウォレット口座及びトレード口座にお客様が有する数量が記録又は記載される暗号資産については、当社は諸法令に基づき、お客様の有する権利の性質により適切に管理するものとし

(1) ビットコインに対する権利性を否定する立場（事実状態にすぎないとする見解）

「ビットコインの保有は、秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐付いたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態にほかならず、何らの権利または法律関係をも伴うものではない」という見解[107]がある。

この見解によれば、暗号資産について権利性を否定することによって、事実状態として暗号資産を排他的に支配する者と、暗号資産にかかる法的権利の帰属主体（権利者）とが乖離することが回避できることになる[108]。

(2) ビットコインに対する権利性を肯定する立場

イ. 物権またはこれに準ずる権利を認める見解

「仮想通貨は、日本の私法上、法的保護に値する財産的価値であり、そうした財産的価値として法的にも権利の対象や取引の対象として扱われるべきものであってその帰属や移転については、原則として物権法のルールに従うと考えるべきである」という見解[109]がある。

この見解は、ビットコイン等の暗号資産が、「決済手段として用いられることは少なく、投資の対象として保有されている割合の方がはるかに多い」[110]という現状を前提としたものである。そのうえで、「仮想通貨の帰属や移転については、一次的には帳簿や台帳の記録を手掛かりとしつつ、そこで権利者として記録されている者が本来の権利者でない場合には、本来の権利者に帰属させることが望ましい」[111]

ます。

4. 当社に暗号資産を混合寄託したお客様は、当該受託暗号資産及び他のお客様が当社に混合寄託した同一暗号資産につき、（準）共有権を取得します。

107 芝［2017］845頁。後藤・渡邉［2018］115頁も、「利用者による利用者アドレス宛出力データの排他的『利用』は、利用者に帰属する何らかの財産権により確保されうるものではなく、利用者が、利用者アドレスの秘密鍵を事実上利用者のみが独占的に利用できる状態で管理することにより、事実上達成されるものである」とする。

108 小島［2021a］31頁。

109 森下［2017］807頁。片岡［2019］9頁も、「仮想通貨は、実体私法上の規定がないので、[「財産権」とはいえず、]『財産』または『財産的な価値』としかいいようがない」が、「仮想通貨は、物権と同様にその財産的価値について対世的排他的な支配を法的に保護するべきであるという構造を持つことから、その帰属および移転については、条理に基づき、性質の許す限り、準物権行為として物権変動および物権の法理が準用または類推適用されるべき」とする。

110 森下［2017］786頁。

111 森下［2017］808頁。

と説明する。

端的にいえば、秘密鍵を持つ「記録されている者」が、「本来の権利者」でない場合がありうる、という見解である。

ロ. 「財産権」を認める見解

「民法典は、…物権、債権その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益を広く包摂するものとして『財産権』をその実体概念として採用してい」るとしたうえで、「仮想通貨は、民法典にいう『財産権』としての性質が認められる」という見解[112]がある。

この見解は、ビットコイン等の暗号資産について、決済手段としての性質に着目するものである。そのうえで、「仮想通貨は秘密鍵を保有する者に帰属する、あるいは法的処分権限が認められる…。秘密鍵の保有者になぜ法的処分権限があるのかについては、現金通貨において占有と所有が一致するという法理が理論的にどのように説明されるかについて――それが果たして説得力があったかどうかは括弧に入れるとして――一応の説明を与えたところであ［る］」[113]と説明する。

端的にいえば、秘密鍵を持つ「記録されている者」が、「本来の権利者」でない場合がありえない、という見解である。

ハ. 「合意」に基づく権利を認める見解

「ビットコインの保有を可能としているのは、取引参加者全員が『合意』し、前提としている仕組み（またはプロトコル）であり、そのような合意が一種のソフトローとなってシステム全体を支えている」という見解[114、115]がある。

この見解は、「仮想通貨の法的性質を一義的に説明することは難しいままであるが、仮想通貨やその取引はネットワーク参加者において合意された存在として捉えれば十分であり、あえて明確な性質決定をしなくとも、問題となる取引場面に応じて個別にルールを検討すれば足りる」とする[116]。

ニ. 社員権類似の財産権とする見解

「ビットコインの発行・流通を行う主体を一種の社団、参加者を社員と解すると、ビットコインは、採掘（承認）作業という労務を出資して得られる社員権類似の財

112 森田［2018］16頁。
113 森田［2019］59頁（森田発言）。
114 末廣［2017］68頁。道垣内［2019］494～495頁も、ビットコインの法的性質を「≪自分が他者から承認されている保有単位数を、他の参加者に移転することができる権利≫」としたうえで、「このような権利は、ネットワーク上の合意によって成立していると考えてよいであろう」とする。
115 「『合意』に基づく権利を認める見解」は、「物権またはこれに準ずる権利を認める見解」および「『財産権』を認める見解」と相互に排他的な関係ではなく、次元の異なる議論という指摘がある。金融法委員会［2018］11頁。
116 末廣［2017］68頁。

産権として位置付けられる」という見解[117]がある。

ホ. 著作物にあたるとする見解

「ビットコインは単なるビットパターンではあるが、…これを採掘するためには、膨大な回数の試行錯誤を必要としており、知的作業の成果ともいえなくもない。そうすると、ビットコインは、思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものであり、著作権法により保護された著作物といえるかもしれない」という見解[118]がある。

117 荒牧［2015］46〜47頁。
118 土屋［2014］76〜77頁。

デジタルマネーの不正取得に伴う損失分担についての法的検討：資金移動業者の提供するデジタルマネーを中心に

山本慶子（やまもとけいこ）

要　旨

デジタルマネーの普及が進むなか、その不正取得の可能性も増している。仮に、デジタルマネー発行事業者（以下、「発行者」という。）が不正者による払戻しに応じ、当該払戻しが有効であると認められると、真の権利者がそれに対応するデジタルマネーを失う、すなわち損失を負担する結果となる。反対に、払戻しが無効であると認められると、発行者が損失を負担する結果となる。本稿は、こうした利用者と発行者の間における、デジタルマネーの不正取得に起因する損失分担にかかる規律およびそのあり方の分析を目的としたものである。

すでに、預金については、不正払戻し等に関する事例や議論の集積があり、無権限取引に起因した利用者と銀行間の損失分担は、民法478条および預金者保護法によって規律されることが明らかとなっている。本稿では、これらを手掛かりに、デジタルマネーと預金との異同を明らかにしつつ、デジタルマネーの不正取得等に起因する損失分担に適用される規律とその帰結を明らかにする。その結果、預金とデジタルマネーとでは適用される規律に違いがあること、加えて、不正取得されたデジタルマネーについても、その利用態様によって、適用される規律が異なることが明らかとなる。以上を踏まえ、今後のわが国における制度のあり方を探るために、欧米における制度を紹介し、若干の分析を行う。

キーワード：　デジタルマネー、預金、不正取得、なりすまし、民法478条、表見法理、預金者保護法

本稿の作成に当たっては、加毛明教授（東京大学）、田村裕子氏、金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

山本慶子　日本銀行金融研究所企画役補佐（E-mail: keiko.yamamoto@boj.or.jp）

1. はじめに

デジタルマネー[1]については、その普及が進む一方で、第三者による不正取得、いわゆるなりすましの対象にもなりうる。デジタルマネーの不正取得に基づき発生しうる損失は、デジタルマネーの利用規約等において発行者の免責条項が設けられることが多い。例えば、不正アクセス等によって顧客に生じた損失について、発行者は一切その責任を負わない、または、故意または重過失がない限り一切その責任を負わない旨が定められている[2]。

2019年に公表された金融審議会「決済法制および金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告書では、事業者が自主的に行っている利用者との間の責任分担や補償について、統一的なルールを設けることが検討されたが、当面は、事業者による自主的な対応によるものとされた[3]。その際、無権限取引が行われた場合の対応に関して、事業者・利用者双方が無権限取引を防止するインセンティブを持つこととなるような、統一的なルールの整備をしていくことが将来的に目指すべき方向性の1つとして指摘されている[4]。

そこで、本稿では、デジタルマネーのうち、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の定める資金移動業者[5]の提供するデジタルマネー（以下、「デジタルマネー」という。）を取り上げ、デジタルマネーの不正取得のケースの法的帰結とその妥当性を分析し、望ましいルールにつき検討を試みる。

---

1 デジタルマネーの定義としては、発行者が存在するものであって、かつ、利用者が幅広い相手方（利用者または発行者の加盟店）に対して、代価の支払または送金等の目的で利用できるものを想定する。こうした定義としては、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］3～4頁。

2 コード決済に関する規定の事例をまとめた、一般社団法人キャッシュレス推進協議会［2019］2～3頁は、消費者契約法等によって事例集掲載の規定は全部または一部無効等にされる可能性があることを指摘している（コード決済の不正利用を論じたものとして、土肥［2020］）。消費者契約法（平成12年法律第61号）では、事業者の債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除し、または事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項は無効となるとされる（同法8条1項1、3号）。また、事業者の故意・重過失による債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の一部を免除し、または事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項も無効となるとされている（同条1項2、4号）。この点、プラットフォーム運営事業者についてではあるが、その利用規約において、消費者契約法に反するにもかかわらず、ユーザからの賠償請求の抑止効果や交渉材料としての機能を期待して、完全免責条項がおかれている例があるといわれている。福岡［2020］34頁。本稿では、こうした規定については、消費者契約法によって全部または一部無効となることを前提として、それ以外の規定に関する検討を行う。

3 金融審議会［2019］15頁。

4 金融審議会［2019］15頁注29。

5 資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいい、登録を受けて資金移動業を営む者を資金移動業者という（資金決済法2条2、3項）。

2. デジタルマネーの不正取得――検討の対象

はじめに、本稿における検討の対象を明らかにしておく。デジタルマネーに対する不正行為としては、不正取得、偽造・改ざん、複製が想定されるが（詳細は、表「デジタルマネーにかかる不正行為の類型」参照）[6]、以下では、デジタルマネーにかかるID（Identification）[7]やPW等の認証情報の不正取得[8]（いわゆるなりすまし）[9]によって、その利用者に損害が発生する場合を検討の対象とする。

また、不正取得にもさまざまな分類があるが、その分類の1つに、真の権利者と発行者の間の契約関係の有無がある。真の権利者と発行者の間に契約関係がないケース[10]では、利用規約が真の権利者に適用されない帰結となるが、以下では、議論の単純化のため、真の権利者と発行者の間に契約関係があるケースに対象を限定する。

次に、不正取得されたデジタルマネーの利用形態としては、（1）払戻し、（2）送金、（3）加盟店での利用がある。より具体的に、真の権利者Xのデジタルマネーの口座に不正にアクセス（IDおよびPWを取得）した不正者Cが、（1）Xの当該口座から払い戻した場合、（2）Xの当該口座からCまたは第三者Yに送金した場合、または、（3）加盟店Zで購入した商品にかかる代金債務の弁済にあてる場合がありうる。法的には、発行者の債務の弁済（払戻し）は有効かといった問題が生じる。この問題を判断するロジックとしては、民法478条（受領権者としての外観を有す

6 不正行為としては、利用者によるチャージ・フェーズ、送金フェーズ以外も想定され、デバイスにインストールされた決済サービス・アプリへの攻撃や決済事業者による不正も想定されうる。田村［2022］63〜64頁。チャージ・フェーズの不正行為が問題となった裁判例として東京高判平成29年1月18日金法2069号74頁、その評釈として青木［2018］、笹川［2020］。

7 一般に、特定の個人または法人をほかの個人または法人と識別するための手段のことをIDという。電子商取引において用いられるIDは、ウェブサイトの管理者等から発行される識別番号等によって構成されていることもあるが、利用者自身がIDとして入力した電子メールアドレス等任意の数字または符号等がIDとして用いられることがある。夏井［2013］87〜88頁。認証については、後掲脚注47参照。

8 より具体的には、利用者のPWの設定管理の甘さに付け込んだ入手（推測）、聞き出しまたはのぞき見による入手、他人からの入手、フィッシングサイトによる入手、インターネット上に流出・公開されていた識別符号（ID・PW等）を入手、スパイウェア等のプログラムを使用して入手等（以上、窃用型）、セキュリティホール攻撃型が想定される。総務省・警察庁・経済産業省［2024］6頁。

9 特定のIDの無権限使用が故意によりなされる場合のことを「なりすまし」と呼ぶのが通例とされる。夏井［2013］89頁。

10 具体的には、第三者が、預金者の口座情報等を入手し、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、預金口座と連携したうえで、預金口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることが考えられる。こうした事案の紹介を行ったものとして、今野［2020］6〜7頁、笹川［2020］16〜18頁。さらに、これを前提として、口座開設段階に本人特定するための取引時確認と、サービス利用の認証（利用者確認）を区別し、本人みなし条項の機能に着目をした分析を行ったものとして、板倉ほか［2021］。

表　デジタルマネーにかかる不正行為の類型

類型	内容	具体例
不正取得	他のデジタルマネー保有者から、当該マネーを不正に（本人の意思によらずに）取得した場合 (1) ―― 不正取得の手法としては、主に認証情報（PW 等）の盗取（による複製）を想定	・X のデジタルマネーの口座に不正に（X の ID・PW やデバイスの盗取等により）アクセスした C が X の当該口座の残高から C（または Y）に 1 万円送金した（なりすましのケース）
偽造・改ざん (2)	発行者以外の者が、デジタルマネーと同様または類似の機能を持つデータを不正に（発行者の承認を受けずに）作出した場合	・C が自身の「残高」を 1 万円増加させた ・C が「ID および残高」を偽造した
複製 (3)	発行者以外の者が、デジタルマネーの真正なデータをコピーすることによってデジタルマネーと同様の機能を持つデータを不正に（発行者の承認を受けずに）作出した場合	・C が真正なデータを不正にコピーして自身の残高を 1 万円増加させた

備考：(1)　電子マネーに関する勉強会［1997］15 頁。
(2)　偽造とは、偽のデータを作り出すことを指し、改ざんとは、既存のデータの一部を不正に書き換えることを指すが、改ざんは偽造のための 1 手段であり、複製も用途によっては偽造に含まれるとされる。田村［2022］66 頁注 19。
(3)　電子マネーに関する勉強会［1997］15 頁。個々のデジタルマネーが額面金額、識別番号等の情報をもち、それぞれを区別することが可能なものが前提とされている。すなわち、有価証券等では、無権限者による作成はすべて偽造であり、偽造と複製といった区別はないが、データについては、本物と偽物との区別がおよそ不可能な場合がある。他方で、個々のデジタルマネーに識別情報が付されていれば、データの真贋を判別できる場合がある。もっとも、データのコピーによって全く同一の識別情報を有するデータが作出された場合には、複数存在する全く同一のデータのいずれが偽物かを判別することはできない。

る者に対する弁済は有効とされる規定）の適用または民法 109 条等の類推適用（表見代理人との法律行為は有効とされる規定）の有無等が考えられる。

以上を踏まえ、本稿は次の順序で検討を行う。すでに、預金については、不正払戻し、不正送金・振込に関する事例や議論の蓄積があるところ、はじめに、本稿の分析の枠組みの基礎となる預金の不正払戻し等の扱いを整理する（下記 3 節）。次に、デジタルマネーについて、不正な払戻し、不正送金、加盟店での不正利用の順に、より具体的な利用形態を想定しながら、これらに対応する預金の取扱いとの比較検討を行いながら、その法的帰結および問題を分析する（下記 4 節）。以上を踏まえ、わが国における制度のあり方を検討するうえでの参考として、欧米における制度を紹介し（下記 5 節）、最後に、総括と若干の考察を行う（下記 6 節）。

3. 預金に関する不正払戻しに関する取扱い

(1) 民法 478 条に基づく処理と免責条項

イ. 銀行の預金払戻しと民法 478 条

預金[11] 契約とは、一般に、後日必要に応じて返還することをあらかじめ約して金銭を預ける契約（金銭消費寄託契約）とこれに付随する各種サービス等に関する委任契約等と解されている[12]。預金者は、預金契約に基づき、銀行に対して、預金払戻請求権を有しており、銀行は、当該請求に対する弁済として、預金の払戻しを行うものと解される。

預金の不正払戻しがなされた場合における真の権利者による銀行への責任追及としては、①不正者による払戻しは無効であることを理由とした預金契約に基づく払戻請求、②預金契約等の付随義務としての注意義務（保護義務）に違反したことを理由とした債務不履行に基づく損害賠償請求が考えられる[13]。そして、①の請求がなされた場合には、銀行からの抗弁として、銀行取引約款の免責条項の有効性あるいは民法 478 条の適用による預金債務の消滅の主張がなされることになる。

従来、預金の不正払戻しのケースでは、民法 478 条あるいは銀行取引約款の免責条項に基づき、銀行に過失がなければ預金の払戻しは有効であるとされてきた。判例[14] は、受領権者としての外観を有する者[15] に対する弁済が債務者の善意・無過失でなされた場合には、民法 478 条に基づき、債権者（預金者）の損害は補償されないと扱っている。銀行取引約款の免責条項は、民法 478 条の趣旨を明文化したものと解されており[16]、現在でも、免責条項は民法 478 条により免責されないものを免責させるものではないと解されている[17、18]。

11 預金には、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金等があるが、以下では、決済性預金（普通預金）の意味で用いる。

12 中田［2005］17 頁。最決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁においても、「預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが…預貯金の返還だけでなく…委任事務ないし準委任事務の性質を有するものが多く含まれている。」と判示されている。預金契約と預金債権の区別について、中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会［2010］123～124 頁。

13 安平［2022］23 頁。

14 最判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 巻 4 号 337 頁。

15 表見受領者とは、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する」者、すなわち、取引の観念から見て真実の債権者または受領権者らしい外観を有する者（債権の準占有者）とされる。潮見［2020］333 頁。

16 前田［1979］28 頁。

17 こうした解釈を示すものとして、たとえば、前田［1979］28 頁、神田・森田・神作［2016］107～108 頁〔岡本雅弘〕。

18 民法 478 条は、債権者（真の権利者）からの履行請求を拒否することのできる抗弁権を債務者に与

また、判例は、民法 478 条の適用範囲を拡大してきており[19]、預金については、無権限者に対する弁済であっても同条の適用を認めるに至っている[20]。

ロ. 銀行の善意・無過失

民法 478 条の定める弁済者の主観的要件としては、平成 29 年改正（債権関係）前の民法では、善意のみが求められていたが、判例によって、無過失も求められるに至った（最判昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 巻 9 号 1809 頁）。同改正後の民法では明文で善意無過失が求められることになった。

銀行が免責されるために必要な無過失の内容については、これを示した最高裁判決がある。1 つは、平成 5 年最高裁判決である（最二小判平成 5 年 7 月 19 日金法 1361 号 29 頁）。同判決では、銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付した真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力された場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であった等の特段の事情がない限り、銀行は、免責約款により免責されると解するのが相当とされている。

もう 1 つは、平成 15 年最高裁判決である（最三小判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 巻 4 号 337 頁）。同判決では、銀行は、機械払い（現金自動入出機から預金通帳またはカードを使用し暗証番号を入力すれば預金の払戻しを受けられる方法）システムの設置・管理の全体について、無権限者による払戻しを排除できるように注意義務を尽くす必要が示されている。すなわち、銀行が注意義務を尽くしたといえるためには、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除できるように組み立てられ、運営されるものであることが必要とされている。その際には、同システム利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることも、注意義務に含まれると解されている[21]。

以上の判例により、銀行が民法 478 条による免責を主張するために必要な無過失の判断においては、システム全体の設計・運営の仕方が考慮されるという「システム上の過失」が認められたといわれている[22]。

えたにとどまり、債権者（真の権利者）は、表見受領権者（不正者）に対して、不当利得返還請求または不法行為を理由とする損害賠償請求によって、みずからの被った損失・損害の回復を図ることになるとされる。潮見［2020］332 頁。

19 神田・森田・神作［2016］110 頁〔岡本雅弘〕。変遷について、池田［1990］。

20 そもそも、無権限取引は、その効果を本人に帰属させられず、民法 478 条による弁済の有効性（約款の免責条項の適用）を主張しうるのかは問題となりうる。この点、詐称代理人も債権の準占有者であるとした最高裁判決があり（最決昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 巻 9 号 1809 頁）、無権限者への弁済は、弁済としての効力を有しないはずであるが、上記最高裁判決によって、無権限者に対する弁済についても民法 478 条によって有効とされることとなった。

21 潮見［2020］338 頁。

22 能見・山下［2008］65 頁。

ハ. 債権者の帰責性の要否

通説においては、債権者の帰責性は、民法 478 条適用のための要件とは解されていない[23]。その理由としては、債務の弁済は迅速かつ簡便に行われるべきとの要請があり、債権者の保護は、弁済者の無過失の判定を厳格にすることで対処すべきこと等があげられている[24]。

これに対し、民法 478 条の場合にも、表見代理（または表見法理）と同様、権利の存在を信じて弁済をした者の保護のみならず、権利を失う債権者の外観作出についての帰責性を要求すべきであるとの立場もある[25]。

(2) 2006 年預金者保護法の概要

2003 年以降、キャッシュカードによる不正払戻しが多発したことを背景に、キャッシュカードを用いた現金自動支払機（Automatic Teller Machine: ATM や Cash Dispenser: CD）での払戻し[26] について、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成 17 年法律第 94 号。以下、「預金者保護法」という。）により、次の扱いがなされることとなった。

まず、偽造カード等による払戻しについては、民法 478 条の適用を排除し（預金者保護法 3 条）[27]、預貯金者の故意、または、金融機関（同法 2 条 1 項における金融機関を指す。以下同じ。）の善意無過失かつ預貯金者の重過失によって行われたときのみ[28]、その効力を有するものとされた（金融機関の免責される場合を限定。同法 4 条）。

23 我妻［1964］280 頁。しかし、潮見［2017］215 頁は、債権者の帰責性を要求しないことを明言した最高裁判決はないと指摘している。民法 478 条が債権者の帰責事由を要件としない前提で、預金者保護法における帰責性の意義を検討したものとして、原［2010］。

24 通説の理由付けを整理したものとして、潮見［2017］215〜216 頁。

25 池田［1990］349 頁、潮見［2017］216 頁。篠塚・柳田［1963］6 頁。なお、潮見［2017］217 頁では、故意・過失という厳格な責任要件と同義ではなく、表見受領権限という外観の作出に債権者の行為が寄与していると評価するのが相当であるという程度の事情が認められればよいとされている。

26 預金者保護法 2 条 6 項。機械式預貯金払戻しとは、金融機関と預貯金者との間において締結された預貯金等契約に基づき行われる現金自動支払機（預貯金等契約に基づき預貯金の払戻しまたは金銭の借入れを行うことができる機能を有する機械をいう。）による預貯金の払戻し（振込にかかる預貯金者の口座からの払戻しを含む。）をいうとされている。預貯金の預入れの機能がついている ATM（自動預金預払機）だけでなく、預貯金の引出ししかできない CD（現金自動支払機）による場合も適用がある。高見澤・齋藤・野間［2006］45 頁。

27 ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等には民法 478 条が適用される（預金者保護法 3 条但書）。この結果、真正カード等によるものであることを金融機関が立証しない限り、民法 478 条の適用を受けることができないとされる。石田［2005］22 頁。

28 銀行の善意無過失および預貯金者の重過失についての立証責任は、銀行に課せられていると解されている。高見澤・齋藤・野間［2006］59〜60 頁。

次に、盗難カード等による払戻しついては、民法 478 条が適用されるが、預貯金者が盗取に気づいた後にその旨を金融機関に届出を行えば、預貯金者は通知の日から 30 日前までの間に行われた不正な払戻しの額に相当する金額の補填を金融機関に請求できるものとされた（預金者保護法 5 条 1 項。「損失補填請求権」[29] と呼ばれる。）。ただし、金融機関が善意無過失であり、預貯金者に過失（軽過失）があったときは、補填の額は 4 分の 3 に減額され（同条 2 項）、金融機関が善意無過失で預貯金者に重大な過失があっときは、金融機関の補填義務は免除されることとなっている（同条 3 項）。

預金者保護法の評価として、民法 478 条の規律内容を実質的に変更するものと位置付ける見解や[30]、民法 478 条のもとでは曖昧であるところを、場面に即して規律したものと位置付ける見解がある[31]。前者の見解では、預金者保護法は民法 478 条の適用を排除した特則であり、とくに預金者の帰責性[32] を正面から取り込んだ弁済者の免責の規律であると評価される[33]。これに対し、後者の見解では、従来の判例のもとでも預金者の帰責性を弁済者の過失判断の中で勘案する余地があり、預金者保護法は、民法 478 条のもとでも達成しうるものと評価される[34]。

(3) 2008 年インターネット・バンキングによる不正な払戻しへの対応

インターネット・バンキングによる払戻しは、預金者保護法の対象となっていないが[35]、2008 年公表の全国銀行協会申し合わせ「預金等への不正な払戻しへの対応について」[36] がある。それによると、銀行はインターネット・バンキングによる不正な払戻しについて、銀行および預貯金者のいずれも過失がない場合であっても全額補償に応ずるとされている。預貯金者に過失・重過失がある場合には個別対応が

29 当該請求権は法定の請求権であり、預金契約に基づく預金の払戻請求権（履行請求権）ではないとされる。潮見［2020］355～356 頁。
30 山田［2009］36 頁。
31 沖野［2017］29 頁。
32 ただし、この帰責性は、表見代理の規律（民法 109、110、112 条）において観念される帰責性とは具体的な内容が異なるべきであると指摘されている。山田［2009］37 頁。
33 預金については、免責約款または民法 478 条に基づく過失責任ルールを原則としながら、預金者保護法および自主規制により修正を図り、預金者に故意・重過失がない場合については、銀行が無過失であっても、銀行が損失を負担するルールを採用しているとの評価がある。大川・吉村［2010］6、17 頁。
34 沖野［2017］28～29 頁。
35 高見澤・齋藤・野間［2006］128 頁。
36 全国銀行協会［2008］。また、当該申し合わせの解説は、岩本・辻［2008］参照。

予定されているが、具体的な補償基準は定められていない[37]、[38]。

インターネット・バンキングにおいては、キャッシュカードや通帳等ではなく、ID と PW がこれらに代わる本人認証（利用者認証）の基本とされる[39]。インターネット技術の進展とあいまって、不正の手口が高度化していることから、2016 年公表の全国銀行協会申し合わせ（全国銀行協会［2016］）によって、ワンタイム PW の採用、パソコンのブラウザとは別の端末による取引認証、トランザクション認証の導入等も進められている[40]。

4. 不正取得されたデジタルマネーの利用に関する取扱い

続いて本節では、デジタルマネーの検討に移り、以下では、不正取得されたデジタルマネーの 3 つの利用形態、（1）払戻し、（2）送金、（3）加盟店利用に即して、その法的帰結を分析する。より具体的には、X のデジタルマネーの口座に不正にアクセスした C が、（1）X の当該口座から払い戻したケース、（2）X の当該口座から C または Y に送金したケース、（3）加盟店 Z で購入した商品にかかる代金債務の弁済にあてるケースの順に分析を行う。

（1） 払戻しのケース

イ. 払戻しの態様

X のデジタルマネー口座に不正にアクセスした C が、当該口座から払い戻す方法としては、現金によって払い戻す方法[41]、真の権利者によって本人確認がなされたうえで登録された銀行口座に対して払い戻す方法がありうる。

ロ. 現金による払戻しの場合

不正者が現金による払戻しを行う場合には、あらかじめ、発行者によって指定さ

37 岩本・辻［2008］27～28 頁。以上は個人顧客に対する対応である。法人顧客については、全国銀行協会［2014］が、補償の要否は各行の経営判断を踏まえて検討する旨の申し合わせを公表している。これを受けて各行は、1 回あたり 1,000 万円まで等の上限額はあるものの、法人顧客についても補償する旨の条項を約款に入れている。

38 なお、こうした銀行による負担の内容についても、民法 478 条の適用・類推適用から導かれうる範囲であるとの指摘も存在する。沖野［2017］29 頁。

39 山口・名藤［2022］26 頁。

40 全国銀行協会［2016］別紙 1 参照。

41 もっとも、資金移動業者アカウントからの現金の払戻しには一定の手数料が発生することが多い。後掲脚注 80 およびそれに対応する本文参照。

れたATMにおいて、スマートフォン（以下、「スマホ」という。）を用いて出金するといった方法がとられている[42]。その際には、不正に入手したID・PWと自身のスマホを用いる方法と、盗取したスマホを用いる方法がありうる。

（イ） 民法478条の適用

預金については、預金者は、消費寄託契約を中心とした預金契約[43]に基づく預金払戻請求権を有しており、これに応じて、銀行が払戻しを行うすなわち弁済を行うことが前提となっていた。

デジタルマネーの発行者たる資金移動業者は、為替取引に用いられない資金を受け入れることはできない。このため、利用者と発行者の間には、消費寄託契約関係があると構成はできないと解されている[44]。この点、資金移動業者の提供するデジタルマネーの分析を行ったデジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］によれば、資金移動業者が提供するデジタルマネーについて、利用者と発行者の間の契約関係とは、利用者の指図に基づき、発行者に開設した口座間の振替によって、資金の移転を実現するという事務を委託し、その事務の遂行のために必要な費用（送金資金）を前払いしているという委任契約関係[45]があり、そのうえで、利用者が有する権利は、前払費用についての返還請求権または委任事務の履行請求権であると分析されている[46]。この分析に基づけば、デジタルマネーの発行者は、利用者の前払費用の返還請求権の行使に対する債務の弁済として、資金の払戻しを行うことになるため、債務の弁済という意味では、民法478条の適用が可能であると考えられる。そこで、当該払戻しについて、デジタルマネーの発行者が、民法478条に基づく有効性を主張しうるかを検討する。

まず、判例・通説に従えば、不正者が民法478条における表見受領権者に該当し、発行者の善意無過失が認められる必要がある。不正者は指定されたATMにおいてスマホを用いた認証を行っていることをもって、表見受領権者に該当するとも考えられる[47、48]。次に、発行者の善意無過失の内容については、上記3節（1）ロ．でみ

42 このような払出しを行う場合であっても、真の権利者は当該ATMの運営銀行との間に預金口座を開設していることは求められていないため、同行との間で預貯金等契約を締結していない限りは、預金者保護法の適用はないと考えられる。

43 前掲脚注12およびそれに対応する本文参照。

44 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］8頁。

45 このような分析を行うものとして、堀［2022］81頁。

46 以上について、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］8頁。

47 預金口座開設の例ではあるが、取引時確認および認証（利用者確認）の機能を整理したものとして、板倉ほか［2021］3頁がある。認証には、サービスへアクセスする者がサービス利用を認められた者であるかを確認する機能があるとされる。また、インターネット上の金融関係サービスにおいては、本人ではない者が当該サービスを用いた場合にも、本人に効果を帰属させる条項（本人みなし条項）が定められることが通常であるとし、当該条項は、利用者確認された者が本人特定された者であるとみなすことについて、本人に了解させる働きがある旨指摘している。同［2021］5〜6頁。

48 仮に利用者確認の方法が簡便すぎると、発行者の注意義務が尽くされていたと評価されず、システ

た、預金に関する平成 5 年最高裁判決および平成 15 年最高裁判決に基づき、発行者につき、ATM による現金の払戻しというシステム全体の設計・運営において無権限者による払出しを排除できるよう注意義務を尽くしていたかどうかをもって判断されると考えられる[49]。

（ロ） 債権者の帰責性の考慮

上記は、民法 478 条の通説・判例に従った当てはめであるが、有力な学説にしたがい、債権者の帰責性を考慮する余地はある。また、預金者保護法は、債権者の帰責性に着目しつつ、その不正払戻しが偽造カードか盗難カードのいずれによってなされたかによって、異なる規律を用意している。預金者保護法を民法 478 条の規律を明確化したものと評価すれば、デジタルマネーについても参考になる点は多い。そこで、偽造と盗難を区別する同法の規律の趣旨を整理し、デジタルマネーにかかる民法 478 条の適用のあり方を検討したい。

（偽造の場合）

預金者保護法の制定過程では、キャッシュ「カードの偽造が、預金者の支配領域において、または、預金者の支配領域における第三者の行為が端緒となって行われたような場合は、債務者〔筆者注：金融機関〕は、弁済を適切に行うためのシステムの設計・導入（設置）・管理の全体にわたり、注意義務を尽くしていたと判断されることは十分に考えられる。しかし、同時に、〔筆者注：一部略〕カードを偽造できるようなシステムを設計・導入（設置）したことに、注意義務が尽くされていないと判断することも、また可能である」とし、預金者保護法は、「このような問題状況を解決するために、債権者の故意または重大な過失（帰責性〔筆者注：一部略〕）を用いた」とされている[50]。また、偽造カードの場合、「システム提供者たる金融機関の責任が重く、それゆえ預金者の帰責は限定的（故意・重過失）に解すべき」とされた[51]。

（盗難の場合）

盗難カード被害の際には、システムの正常稼働が前提となっており[52]、多くの場

ム上の過失が認められ、また表見受領権者にも該当しないことになるだろう。

49 発行者の管理が原因で ID・PW が不正に流出する場合（前掲脚注 8 参照）には、発行者にシステム上の過失が認められるものと考えられる。

50 山田［2009］37 頁。

51 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ［2005］34 頁。カードや通帳が偽造されることのない仕組みを構築することについては、払戻しシステムを設定し、管理する金融機関が責任を負う事柄であるため、偽造カード等を用いた払戻し等がなされた場合には、金融機関の無過失を自ら立証できる事案はごく限られたものになると指摘されている。高見澤・齋藤・野間［2006］57 頁。

52 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ［2005］34 頁。

合、金融機関の善意無過失が認められると考えられた[53]。また、盗難カード被害は、窃盗の一類型としての側面があり、その態様は広く（空き巣、車上荒らし、ロッカー等からの盗難、すり、置引き、ひったくり、強盗、脅迫等）、預金者の帰責性も一様ではないとされた[54]。このため、盗難のケースでは、民法478条の適用による個別処理ではなく、損失補填請求権による処理が制度化されることになった。これは、過失責任の原則をベースとしつつも、預金者・金融機関の公平性に十分配慮した方針を定めること、および、負担が大きい個別の過失認定を行う場合を限定するのが適当と考えられた結果とされている[55]。

（デジタルマネーについての当てはめ）

預金者保護法が前提としているキャッシュカードの偽造とは、磁気記録を不正に読み取るスキミングであった[56]。キャッシュカードの磁気記録には預金者のIDが記録されており、ATMの利用時には、IDの記載されたキャッシュカードによる所持認証と自らが管理するPWによる認証が求められる。ところが、デジタルマネーの場合には、その利用者認証には、キャッシュカードのような有体物が必ずしも必要とされない仕様もあり[57]、ID・PWのみによって行われる仕様も多い。しかし、データそのものであるID・PWの複製は容易であり、真正か偽造かという区別自体が適当ではないこともある[58]。

こうしたことから、キャッシュカードの偽造手法として想定されていたスキミングは、デジタルマネーについては、ID・PWの盗取とそれによる複製に相当するといえる。

もっとも、ID・PWの盗取が、本人の支配領域を端緒とするものか、発行者の支配領域を端緒とするものかという視点は、債権者の帰責性を考慮するうえでは有用である。本人の支配領域において、または同領域における第三者の行為が端緒となってID・PWが盗取される場合には、システム自体は正常に稼働している可能性が高く、盗難発生に関する発行者の過失は極めて限定的である。同時に、盗難発生に関する利用者の過失についてはさまざまな可能性がある。これに対し、発行者に対するハッキング攻撃によるID・PWの流出（盗取）等が生じた場合には、そのよ

53 金融機関にとっては、盗難発生の真偽さえ知りえない場合がほとんどであり、かつ、盗難発生に関する過失は極めて限定的と指摘されていた。偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ［2005］37頁。

54 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ［2005］34頁。

55 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ［2005］38頁。この点、預金者保護法は預貯金者の過失の程度に応じた補填の減額措置を設けており、これらの主張がなされる場合には、個別に過失認定を行う負担は残ることになる。

56 以上、山田［2005］53頁および注1。

57 スマホを利用するデジタルマネーの場合、端末情報を利用者認証に用いるケースが一般である。

58 英数字等の組み合わせからなるID・PWの場合はこれに該当する。他方で、指紋や虹彩といった生体情報による認証の場合には偽造が観念されうる。

うな ID・PW の管理、認証システムの設計において、発行者は注意義務を尽くしていないと判断される可能性がある。

このように、民法 478 条を適用する際に、発行者の過失の有無のみによってその免責の可否を判断するよりは、債権者の帰責性も考慮する方が、より公平で肌理細やかな処理を実現しうると考えられる。とくに、債権者たる利用者の過失も要件として求めていくことは、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引上げにつながり、損害自体の発生予防にも資すると考えられる。しかし、過失認定を個別に行うことの社会的コストは高い。事業者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方が無権限取引を防止するインセンティブを有する制度の検討が求められるといえる。

ハ. 銀行口座への出金および銀行口座からの払戻し

不正者がデジタルマネー口座から払戻しを行う 2 つ目の方法は、銀行口座への出金である。不正者は、デジタルマネー口座から銀行口座への払出しを発行者に対して指図し、当該銀行口座から払戻しを受けることになる。このとき、銀行口座からの払戻しを受けるには、不正者が、真の権利者のデジタルマネー口座の ID・PW を有していることに加えて、その銀行口座にかかる偽造カード等も有している必要がある。

不正者の行為は、「デジタルマネー口座に紐付けられた銀行口座への払出しを発行者に対して指図する行為」と、「銀行口座から払い戻す行為」に分けられる。そして、前者については、デジタルマネー口座の残高分を前払費用とした銀行口座への資金の移転という発行者に対する委任事務であると解することができる（かかる行為が無権限者によってなされた場合の詳しい扱いについては下記 4 節（2）参照）。無権限者によってなされた取引の場合には本人に効果が帰属しないが、続く発行者と銀行の関係、銀行と受取人との関係には影響はないと考えられる[59]。その結果、いったん、受取人（本人）について銀行に対する預金債権の成立が認められる。こうした場合、本人は、発行者に対し、自らの権利（デジタルマネー口座の残高分）の回復を主張するか、銀行に対して、自らの銀行口座から不正な払戻しがなされたとして預金者保護法の適用を主張することが考えられる[60]。

このとき、仮に、預金者保護法のもとで銀行が損失を負担することになったとしても、別途、発行者は銀行との契約関係上、不正な払戻しがなされるシステムを設計・導入したことに注意義務を尽くしていないと判断される可能性もある。その場合には、預金者との関係では銀行が負担することとなった損失を、銀行と発行者との間で分担することも考えられる。銀行と発行者との間の契約による特段の定めが

59 詳細は、後掲脚注 71、72 およびそれらに対応する本文参照。

60 本人が預金者保護法の適用を主張する場合には、無権限取引を追認することになると考えられる。

ない場合には、銀行による発行者に対する上記の注意義務違反に基づく債務不履行責任の追及が考えられる。

反対に、預金者保護法のもとで銀行が損失を負担しないことになったとしても、発行者は利用者との契約関係上、不正な払戻しがなされるシステムを設計・導入したことに注意義務が尽くしていなかったと判断される可能性もある。こうした場合には、利用者は、発行者に対して上記義務違反に基づく債務不履行責任を追及することが考えられる。

(2) 送金のケース

イ. 振込・送金と払戻し

X のデジタルマネーの口座に不正にアクセスした C が、当該口座から C 自身の口座または第三者 Y の口座に送金することが考えられる。なお、送金先の口座は同じ発行者に開設されたデジタルマネー口座を想定する。

すでに、預金については、不正な振込は払戻しと同視してよいか、ひいては民法 478 条のもと債務の弁済といえるかは、一個の問題たりうるとの指摘がなされている[61]。実務では、振込と払戻しは区別されることなく扱われているが[62]、その背景には、民法 478 条は預金取引に関する紛争を処理するための包括的な条項であって、免責条項もそうした包括性を基礎に置いたものとする理解があると指摘されている[63]。

以下では、振込が民法 478 条の債務の弁済に該当しうるかについて分析し[64]、そのうえで、デジタルマネーの送金について検討を行うこととする。

ロ. 不正振込と民法 478 条

振込は、預金者と銀行間の振込依頼契約に基づくものである。その契約内容とは、振込依頼人が、仕向銀行に対して、委任事務処理に要する費用の前払い（民法 649 条）として振込資金を交付し、被仕向銀行に受取人が有する預金口座に預金債権を成立させることを委託し、仕向銀行は受任者として振込依頼人の振込依頼を実

61 沖野［2017］1 頁注 1。
62 沖野［2017］1 頁注 1。
63 中舎［2007］13 頁。渡邊［2019］38 頁、安平［2022］23 頁も同旨。
64 なお、インターネット・バンキング・サービスを用いた不正振込が問題となった下級審裁判例はある（東京高判平成 18 年 7 月 13 日金法 1785 号 45 頁・東京地判平成 18 年 2 月 13 日金法 1785 号 49 頁、大阪地判平成 19 年 4 月 12 日金法 1807 号 42 頁、東京高判平成 29 年 3 月 2 日金判 1525 号 26 頁）。しかし、いずれの事案も、インターネット・バンキング・サービスの利用規定上の免責条項の有効性が争点となり、判決によっては、振込と払出し、振込と民法 478 条の関係は明らかにされていない。

行すべき義務を負うものと解されている[65]。そして、振込のためには、上記のような振込依頼のほか、その資金を顧客の銀行口座から引き落とすことが必要となる[66]。

こうした理解を共通認識としながら、振込と弁済（払戻該当性）の関係については 2 つの見解がある。まず、振込資金を銀行口座から引き落とすことは弁済に相当するが、資金移動に関する契約に基づく債務の履行は弁済ではないとの見解である[67]。この見解に立てば、権限のない者が依頼した振込ないし送金契約については、なりすましの場合も含め、本来は無権代理の問題であり[68]、資金移動に関する契約の部分を有効にするためには、表見代理が成立する必要があるとされる[69]、[70]。

この見解に従うと、次のような帰結が考えられる。そもそも、無権限取引は、その効果を本人に帰属させることはできないというのが民法における原則であり（例えば、民法 113 条 1 項）[71]、その効果を本人に帰属させられなかったとしても、仕向銀行・被仕向銀行間の契約、被仕向銀行（または仕向銀行）・受取人間の契約には影響はない[72]。受取人は、被仕向銀行（または仕向銀行）に対する預金債権を取得し、仕向銀行は、受取人に対して不当利得返還請求権を有することになる。こうし

65 森田［2000］153〜156 頁。これに対して、仕向銀行は一定の成果の実現を保証するという意味で請負契約的であるとする見解がある。岩原［2003］74 頁。

66 能見・山下［2008］64、69 頁。森田［2000］153 頁。

67 能見・山下［2008］69 頁。

68 ATM 等により預金口座から振込を行う場合、預金者または預金者から権限を与えられた代理人しか振込委託を成しえないとする基本契約が金融機関と預金者の間に存在し、無権限者による振込は無権代理として扱われる（預金者に効果を帰属させられない）のが自然であるとする。岩原［2003］185 頁。

69 能見・山下［2008］69 頁。この点、岩原［2003］187〜192 頁は、(i) 一般原則としては、代理や表見代理によって本人が拘束されない限り、無権限者によってなされた資金移動は本人を拘束しないとすべきであり、(ii) ただし、取引上合理的なレベルのセキュリティ認証を経た引出指図や振込委託であることを、それを受信した善意・無過失の銀行が立証した場合には、原則として本人を拘束する、(iii) 銀行による上記立証がなされた場合であっても、本人の側が自らの支配領域の外に無権限取引の原因があったことを立証すれば、本人は無権限指図に拘束されないとされるべき、(iv) 消費者の場合には、以上の一般原則は適用せず、損失負担を原則銀行とすべき（預金者に故意過失がある場合を除く）とする。池田［1990］348 頁においても、銀行における振込取引をはじめ、電子的資金移動一般についての無権限取引に関する立法が望ましいと指摘されている。

70 民法 478 条の解釈として、サービス提供機関の善意・無過失だけではなく、顧客の帰責性も要件とする立場にたてば、表見代理類推適用構成による場合と要件面ではさしたる違いはなく、むしろ安定的に積み上げられた判例法理を覆し、表見代理類推適用法理の採用は難しいとの指摘もある。渡邊［2018］65 頁。その一方で、電子商取引一般におけるなりすましについては、表見代理規定の適用を認める見解が多い。学説の状況について、臼井［2014］65〜67 頁。また、経済産業省［2022］68〜75 頁（I-3）。

71 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会［2010］132〜137 頁。

72 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会［2010］136〜137 頁。また、無権限者による振込依頼の場合、仕向銀行の被仕向銀行に対する為替通知は有効である（それに基づいて受取人の預金債権は成立する）としても、仕向銀行は、その為替通知によって受取人の預金債権を成立させたことの効果（出捐）を振込依頼人に帰属させることはできないのが原則であるとされる。森田［2008］8 頁。

た扱いが原則であるが、仮に、資金移動に関する契約部分に表見代理（民法 109、110、112 条類推適用）が成立すれば、本人に資金移動の効果が帰属し、仕向銀行は免責される帰結となる[73]。なお、表見代理が成立するには、相手方の善意・無過失および本人の帰責性が必要である[74、75]。具体的には、仕向銀行が不正者に代理権があると信じ、信じるべき正当事由があれば（利用者たる本人にその帰責性がある等）、その依頼の効果が本人に生じると考えられる。

以上に対し、もう 1 つの見解は、消費寄託契約関係に着目し、被仕向銀行による第三者に対する支払い（第三者名義の口座に対する入金記帳）は、決済資金の返還債務の履行に含まれるとの解釈[76] である。振込依頼には、支払委託という準委任契約の関係のほかに、決済資金の提供・預託という消費寄託契約の関係があるとし、支払指図に基づいて依頼人が指示する第三者に対して支払いを行うまでは、決済資金の預託関係は存続すること、第三者に対する支払いは消費寄託契約の関係からみれば、決済資金の返還債務の履行としての側面を有するという解釈である[77]。こうした解釈からすると、被仕向銀行による第三者に対する支払いについても、仕向銀行による決済資金の返還債務の履行にあたるとして民法 478 条が適用される可能性があり、その場合の帰結は、上記 3 節でみた銀行の預金払戻しの場合の帰結と異ならないと考えられる。

ハ. デジタルマネーの送金

デジタルマネーについては、預金について分析されたような消費寄託契約に相当する部分が存在せず、もっぱら資金移動に関する委任契約のみが存在すると考えられている。こうした解釈にたてば、振込における第三者に対する支払いは、消費寄託契約関係を基礎とした決済資金の返還債務の履行の側面を有するとして民法 478

73 民法は、無権代理行為の効果を当然に無効なものとして確定せず、さまざまな調整の道具を用意しており、その 1 つに、本人と無権代理人の間に、外観上代理権の存在を信じさせるような特定の事由があり、相手方の代理権に対する信頼が保護に値すべき場合につき、とくに、有権代理人の行為と同様の効果を生じさせ得るものとしている（民法 109、110、112 条の表見代理）と説明されている。河上［2007］454～455 頁。

74 表見法理は、本人・真正権利者が責任を負わされてもやむをえない事情と相手方の保護に値する信頼という 2 つの要素を中核として、静的安全と動的安全の調整を行うものと解されている。河上［2007］500 頁。ただし、本人への帰責の正当化根拠としては複数あり、いずれによるかで考慮すべき要素ひいては要件、導かれる効果も異なりうる。仮に、その要件として、(i) 代理権授権の表示、(ii) 代理権の範囲内の行為であること、(iii) 相手方の善意無過失が求められるならば、本稿が問題とする局面においては、(i) 代理権の表示すなわち利用者認証と、(iii) 発行者の善意無過失が問題となりうる。

75 表見代理制度は、取引の相手方が当該第三者に代理権があると誤認した場合の規定であり、なりすましの場合に直接適用されるものではないが、判例は、代理人が直接本人の名で権限外の行為を行い、その相手方がその行為を本人自身の行為と信じたことに正当事由がある場合、民法 110 条の類推適用を認めている（最二小判昭和 44 年 12 月 19 日民集 23 巻 1 号 2539 頁）。

76 森田［2000］153～155 頁。

77 森田［2000］153～155 頁。

条の適用を認める解釈は、消費寄託契約関係の認められない資金移動デジタルマネーについては採用し難い帰結となる。

上記4節（2）ロ．で見た1つ目の見解のとおり、デジタルマネーの資金移動に関する部分は委任事務の履行であって、無権限取引として処理をすべきものと解される。無権限取引は、その効果を本人に帰属させられないのが原則であり、発行者・受取人間の契約には影響がないが、発行者は、受取人に対し不当利得返還請求を行いうる[78]。真の権利者が、口座残高の回復を発行者に請求した際には、発行者が自ら行った委任事務の履行につき、表見代理の成立を主張するには（資金移動が有効と認められるためには）、発行者の善意無過失および本人の帰責性[79]が求められる。これらが認められる場合には、表見代理が成立し、発行者の委任事務の履行は有効となり、その場合には、本人が受取人に対して不当利得返還請求権を有することになる。

(3) 加盟店利用のケース

Xのデジタルマネーの口座に不正にアクセスしたCが、Xの口座残高を、加盟店Yでの売買代金等の債務の弁済にあてることが考えられる。現実にも、不正者が換金性の高い商品を加盟店で購入し、これを売却して現金にかえるといった方法によるデジタルマネーの不正利用があるといわれており[80]、分析の必要性が高い。

不正者がデジタルマネーを加盟店での代価の弁済にあてるための法律構成については、大別すると2通りあると考えられる[81]。

第1は、加盟店も資金移動業者に口座を開設した利用者の1人である場合である。この場合には、加盟店は顧客たる利用者からデジタルマネーの移転を受け、もってその代金債務の弁済とするという構成となる。よって、この場合の帰結は、送金と同様と考えられる（上記4節（2）参照）。

第2は、利用者および発行者間、発行者および加盟店間について、規約等に基づく契約関係がそれぞれ存在し、それによって加盟店での代価の弁済にあてるための法律構成が規律されている場合である[82]。例えば、加盟店と利用者との間の売買取

78 さらに、発行者は、悪意の受取人に対しては、現存利益に限られない返還請求を行いうる（民法704条）。

79 インターネット・バンキングによる不正送金の事例について、例えば、コンピューターウイルス対策をしなかったために暗証番号等の本人確認情報が盗取されるような事態を招いたことをもって本人の帰責性が肯定され、システムの安全性や本人確認情報の管理に有効な方法をとって可能な限度で無権限者による取引の排除をするようにしてきたこと等は相手方の正当事由になると解するものがある。渡邊［2018］65頁。

80 今野［2020］10頁。

81 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］9頁注27。

82 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会［2024］9頁注27では、第三者型前払式支払

引から生じる代金債務の弁済について、デジタルマネー口座から代金債務相当額を引き落とし、その資金を加盟店の銀行口座へ振り込むこと等を関係者間の規約等で合意している場合である。こうした仕組みを分析するにあたっては、利用者が加盟店での代金の支払いにカードを利用した時点で、利用者の預金口座から代金相当額が引き落とされる仕組みであるデビットカード[83]が参考になる。デビットカードについては、利用者規約や加盟店約款といった約款が公表されていることから、以下ではデビットカードの仕組みと契約内容を明らかにし、デジタルマネーの加盟店での利用の法律構成と不正取得に適用される規律の分析を試みる。

イ．デビットカードの加盟店利用にかかる法律構成

（イ） デビットカードの種類

デビットカードには、日本電子決済推進機構のジェイデビットカード（J-Debitカード）と国際ブランドのついたデビットカードがある。両者は、利用できる加盟店の範囲、利用する決済システム（全銀システムを通じた銀行間決済か国際ブランドが提供する決済システムか）、取引の仕組み（加盟店が顧客に対して有することになる売買取引債権を債権譲渡の方式により譲渡する先が、加盟店銀行かカード会社か）において異なっている。以下では、議論の単純化のためジェイデビットカードを前提とする（なお、以下では、とくに区別する場合を除き、ジェイデビットカードの意味で「デビットカード」の用語を用いる。）[84]。

（ロ） デビットカードの契約関係と仕組みの概要

デビットカードの仕組みの概要は、以下のとおりである[85]。まず、デビットカードの仕組みを支える契約関係は、(i) 利用者とカード発行銀行の間の契約（デビットカード取引規定。以下、「取引規定」という。）、(ii) 加盟店と加盟店に対して決済サービスを提供する加盟店銀行との契約（以下、「加盟店規約」という。）、(iii) 決済システムの利用契約（以下、「金融機関決済約款」という。）から成り立っている[86]。なお、(i) の前提として、利用者とカード発行銀行との間には預金契約関係

手段を用いた加盟店での弁済に準じるという構成があげられていた。

83 小塚・森田［2018］51～52頁。

84 なお、ジェイデビットカードのスマホ決済サービスにBankPayがある。BankPayは、利用者が加盟店でスマホをかざして、利用者のスマホに表示されたQRコードを加盟店端末で読み取ること、または、加盟店端末等に表示されたQRコードを利用者のスマホで読み取ることにより、各金融機関の預貯金口座から直接代金を支払うことを可能とする。

85 日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000a］参照。ジェイデビット加盟店規約については、金融法務事情1576号に掲載。以下これによっている。

86 金融機関の合意形成の方法としては、各金融機関に金融決済委員会に対する合意書を差し入れさせることにより行われている。詳細は、日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000h］56頁。なお、加盟店と金融機関のデータ交換にはCAFIS（Credit and Finance Information System）と呼ばれるネットワークサービスがあり、これが中継センターとして利用されている。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000b］52頁。

がある。

まず、加盟店についてみると、その顧客が、売買取引に基づいて加盟店に対して負担する債務（売買取引債務）を、顧客の預金口座からの引落し等によって支払う旨の契約の申込みを、デビットカードを提示して行うときは、加盟店は当該顧客とかかる内容の契約（以下、「デビットカード取引契約」という。）を締結するとされる（加盟店規約 2 条 1 項参照）[87]。

次に、顧客についてみると、暗証番号の入力時に加盟店の端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で、売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（デビットカード取引契約）を締結する（取引規定 3 条 1 項前段）[88]。当該デビットカード取引契約が成立したときは、顧客は、カード発行銀行に対する売買取引債務相当額の預金の引落しの指図、および、当該指図に基づいて引き落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がなされたものとみなされる（同規定 3 条 1 項後段）。これを加盟店サイドから見ると、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されたときは、売買取引債務の弁済がなされたものとして扱うことに合意している（加盟店規約 3 条 3 項）[89]。そして、上記電文が端末機に表示されないことを解除条件として、顧客に対する売買取引に基づく債権を、加盟店銀行等に債権譲渡の方式により売却することとされている（加盟店規約 8 条）[90、91]。この売却に伴う代金の決済は、加盟店指定の金融機関口座への振込によって行われる（加盟店規約 10 条参照）。

カード発行銀行は、加盟店から売買取引債権の譲渡を受けた加盟店銀行から、売買取引債務の弁済受領権限を与えられており（金融機関決済規約 4 条 2 項）[92]、顧客からの弁済の委託に基づいて、自らに対して弁済する[93]。売買取引債務相当額の預金および売買取引債務はともに消滅し、カード発行銀行の加盟店銀行に対する弁済

87 日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000c］40～42 頁。
88 日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000e］51 頁。
89 日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000c］42 頁。
90 デビットカードにおいて取引債権の売却という構成がとられているのは、即時決済性を確保し、発行者の倒産リスク等から加盟店を保護するためといわれている。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000c］43 頁。即時決済性を確保する仕組みについては、後掲脚注 93 およびそれに対応する本文参照。
91 加盟店は顧客に対する同時履行の抗弁権を喪失し、当該時点より商品の引渡義務を履行しなければならない。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000c］42 頁。デビットカード取引契約が成立したときは、顧客は、売買取引債務にかかる債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる抗弁を放棄する旨の意思表示が、加盟店銀行および加盟店等に対してなされたものとみなされる（カード発行銀行は、当該意思表示を売買取引債務にかかる債権の譲受人に代わって受領する。デビットカード取引規定でおかれることが多い）。
92 日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000f］21～22 頁。
93 民法 108 条 1 項但書。ここに即時決済が実現することになると説明されている。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000e］52 頁。

受領金の引渡債務のみが残る[94]。

ロ．デビットカードの不正利用と民法 478 条

以上の仕組みを踏まえると、デビットカード利用者たる顧客とカード発行銀行の間には、預金契約関係すなわち消費寄託契約関係に加えて、カード発行銀行に対し、その預金口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する金額を引き落とすよう指図し、引き落とされた資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務を委託しているという委任契約関係があると解される。こうした理解に基づけば、消費寄託関係については民法 478 条の適用が明らかだが、委任については表見法理の適用が考えられる。

なお、デビッドカードの不正利用については、海外 ATM における不正引出しが問題となった裁判例（東京地判平成 29 年 11 月 29 日金法 2094 号 78 頁）がある[95]。事案は、偽造デビットカードによって海外 ATM から不正に預金が引き出されたところ、被害にあった顧客が、カード発行銀行に対して、当該銀行が定める補償規定に基づく補償金の支払いを求めたというものである。

裁判所は、デビットカードに対する預金者保護法の直接または類推適用を否定し、また、暗証番号を用いてカードが不正使用された場合には補償の対象としない旨を定める免責約款の有効性を認めた[96]。

本稿との関係で着目すべきは、本件デビットカードの利用は、海外 ATM を通じた現地通貨の購入であって、預金の払戻しには該当しないこと[97]、むしろ、国際ブランドのデビットカードが「加盟店で利用されたケース」であると認定されたことである[98]。国際ブランドのデビットカードの場合には、国際ブランドカード会社を経由するか否かという相違はあれども、ジェイデビットカードの場合と同様、加盟店からの通知を受けたカード発行銀行が、顧客の預金引落しと、委託された弁済として加盟店に送金を行う。換言すれば、ここでも、顧客による（国際ブランドカード会社を経由した）カード発行銀行に対する引落しの指図と、引き落とした資金による弁済を委託するという委任関係、すなわち、消費寄託契約関係に基づく行為と

94 同上。

95 本事案で問題となったデビットカードは国際ブランドのついたデビットカードである。

96 デビッドカードの利用に預金者保護法の適用可能性を論じたものとして、高見澤・齋藤・野間［2006］46～47 頁。

97 判示によると、①会員は、現地の ATM を通じて加盟店たる現地金融機関から現地通貨を購入し、その代金の支払手段としてデビットカードを利用（暗証番号を入力）する、②加盟店は、国際ブランドカード会社を経由して取引の利用情報を金融機関に通知する、③金融機関は、通知を受領した後、会員の預金残高を確認して、当該口座から引落しをする、④加盟店から国際ブランドカード会社を経由して取引に伴う売上確定情報が金融機関に通知される、⑤金融機関は、売上確定情報に記載された宛先（加盟店または国際ブランドカード会社）宛てに、当該引落金額を送金するという流れであると説明されている。

98 前注参照。

弁済委託に関する委任関係に基づく行為があるといえる。そして、これを前提とすれば、消費寄託関係については民法 478 条が適用され、委任関係については表見法理が適用される帰結になると解される。

このような帰結に伴う留意点もある。民法 478 条と表見法理のいずれの規定のもとでも弁済の有効性が認められた場合についてのみ、銀行が免責される結果となるが、例えば、債権者の帰責性の考慮といった要件で双方に差があると、民法 478 条と表見法理のいずれかの規定によってのみ銀行が免責されるという帰結が発生しかねない[99]。こうした観点からは、むしろ、民法 478 条の拡大解釈による解決、反対に、表見法理の適用拡大による解決、もしくは、立法による解決を図っていくことが方向性としては示唆されることになる。

ハ. デジタルマネーの加盟店利用

デジタルマネーの利用者も、デビットカードの場合と同様に、発行者に対し、発行者に開設したデジタルマネー口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する資金の引落しを指図し、その資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務を委託していると解することができる。

デビットカードとの相違もある。すなわち、デジタルマネーの利用者は、発行者との間に金銭消費寄託契約関係はなく、もっぱら、弁済委託に関する委任関係からなっていると解される。こうした解釈に立てば、その加盟店での不正な利用については、委任関係に対する表見法理に基づく処理がなされるものと考えられ、デビットカードのような 2 つの規律の適用に伴う問題は生じない。

5. 欧米における無権限取引に関するルール

以上のわが国の分析からは、預金とデジタルマネーとでは、適用される規律が異なるということが 1 つ明らかになった。

99 発行銀行のシステムに問題があった場合（自行システムの障害等）には、発行銀行の責任となる。加盟店銀行についても同様である。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000g］94～95 頁。加盟店の責任も独立した問題となりうる。デビットカードの仕組みにおいては、加盟店の利用者に対して有する債権は、債権譲渡によって消滅し、カード発行銀行と加盟店銀行間の債権債務関係に置き換わる仕組みとなっているが、加盟店は、加盟店規約すなわち銀行と加盟店の間の契約に基づき、不正者と疑われる者によるデビットカード取引の申込みを拒絶する義務を負っている。具体的には、顧客が暗証番号の入力を発行銀行所定の回数を超えて間違えた場合、明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを提示した場合等には、加盟店は当該顧客との取引を拒絶すべきとしており、故意または重過失にて取引拒絶を怠ったときは、カード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、不正利用者等と連帯して負担することとされている（加盟店規約 13 条）。日本デビットカード推進協議会法務委員会［2000d］39～40 頁。

これに対し、欧州では、決済サービス指令（Payment Service Directive: PSD）において、高水準の消費者保護、市場全体の効率性・安全性を達成する観点から、金融機関だけではなく決済サービスを提供する者一般を対象とした体系的なルールが定められている。また、米国では、消費者の決済取引か事業者の決済取引かで異なるルールが設けられているが、消費者の決済取引に関しては、金融機関だけではなく決済サービスを提供する他の業者にも同一のルールが適用されることが明らかにされている[100]。そこで、以下では、欧米におけるルールを概観し、もって、わが国のデジタルマネーの無権限取引に関するルールの目指すべき方向性についての参考としたい。

（1） PSD――欧州の動向

イ． PSD2 の概要

PSD は、2007 年 11 月に欧州委員会によって採択され（Directive/64/EC. 以下、「PSD1」という。）、2015 年に改訂されている（以下、「PSD2」という。）[101]。さらに、2023 年には PSD2 を改訂する新たな指令（以下、「PSD3」という。）や新たな規則（Payment Service Regulation. 以下、「PSR」という。）の制定を内容とする法案が公表されており、目下、さらなる改正の動きが進展している。

PSD が制定された主な目的は、市場の参入障壁を除去し、公正な市場アクセスの保証によって競争を促進すること、決済サービスの提供や利用に際しての情報提供や権利義務に関するシンプルで完全に調和されたルールを提供することであるといわれている[102]。PSD は、金融機関や電子マネー機関[103] に加え、決済サービス業者（payment service provider）[104] の 1 類型として決済サービス機関（payment institution）を設け、決済サービス機関の認可等に関するルール[105]、決済サービス業者による利用者に対する情報提供に関するルール、決済サービスの提供および利用にかかる権

100 詳細は後掲脚注 115 とそれに対応する本文参照。なお、米国における無権限取引に関する法制度の詳細な検討として、岩原［2003］96～113 頁、加毛［2017］41～56 頁。本節の記述の多くもこれらによる。

101 両指令については、すでにわが国でも紹介されている。PSD1 について、吉村・白神［2009］、PSD2 について、森下［2016］。

102 森下［2016］18～19 頁、吉村・白神［2009］130～131 頁。

103 電子マネー機関とは、電子マネーの形で支払手段を発行する、EU 信用機関指令 1 条 1 項（a）が規定する信用機関以外の事業者その他の法人をいう（電子マネー指令 1 条 3 項（a））。

104 決済サービス業者とは、①銀行、②電子マネー機関、③各国法上決済サービスを行うことを認められている郵便振替機関、④決済サービス機関、⑤公的資格で行為していない場合における欧州中央銀行および各国中央銀行、⑥公的資格で行為していない場合における加盟国および加盟国の地方政府、⑦決済サービスを提供する者の少額取引であることを理由として認可に関する手続の適用除外となる者、⑧口座情報サービス業者を指す（PSD2 第 4 条（11））。

105 決済サービス機関とは、欧州域内で決済サービスを提供することについて、PSD2 のもとで認可を

利義務に関するルール等を定めている[106]。

つづく PSD2 は、PSD1 の全体構造を維持しながら、決済指図伝達サービス（payment initiation service）や口座情報サービス（account information service）を追加することによって決済サービスの定義[107] を拡充し、決済サービス業者の事務リスクやセキュリティリスクの管理体制の整備や、強力な顧客認証手段（strong customer authentication）[108] の利用を義務付ける規定を設けている。

ロ．PSD2 における無権限取引に関するルールの概要

PSD2 における無権限取引に関するルールは、以下のとおりである。

決済サービス業者は、支払者による詐欺であることを疑う合理的な理由があり、かつ、それを関係する当局に書面で通知している場合を除き、支払者に対して直ちに資金を返還する義務を負う（PSD2 第 73 条 1 項）[109]。このとき、決済取引が正しい認証に基づいて行われたこと等の立証責任は、決済サービス業者にある（同 72 条 1 項）。なお、決済サービス利用者は、無権限取引が行われたことを知った後に不当な遅滞なく（最長で引落日から 13 ヵ月を超えない範囲で）決済サービス業者に通知をしなければ、無権限取引にかかる保護を受けることができない（同 71 条 1 項）。

もっとも、カード等の支払手段の紛失・盗難等による無権限取引については、支払者は 50 ユーロ[110] を上限に損失を負担しなければならない（同 74 条 1 項第 1 文）。ただし、それらが支払者の取引前に察知しえないものである場合（支払者が詐欺的

得た者と定義されている（PSD2 第 4 条（4））。PSD2 では、決済サービス機関となるために必要な、所管当局への認可申請に必要な各種事項、自己資本や資金の管理に関する規制が設けられている。詳細は、森下［2016］22 頁。

106 詳細は、吉村・白神［2009］131～163 頁、森下［2016］20～27 頁。

107 PSD2 では、決済サービスとは、PSD2 別添（Annex I）に列挙された事業活動を指すと定義されており、次の 8 つの取引が列挙されている。①決済取引のために利用者が有している口座（決済口座）への現金の入金サービスや決済口座に関する事務処理、②決済口座からの現金の出金サービスや決済口座に関する事務処理、③決済口座にある資金を用いた決済取引（受取人の指図による口座引落し、カード等を用いた決済取引、口座振込）の実行、④利用者に対する与信により供与される資金を用いた決済取引の実行、⑤決済手段の発行や決済取引のアクワイアリング業務、⑥送金（口座を利用しない資金移動）、⑦決済指図伝達サービス、⑧口座情報サービス。このうち、⑦および⑧は、PSD2 で追加された内容である。

108 詳細は、後掲脚注 111 およびそれに対応する本文参照。

109 なお、PSD1 および PSD2 を国内法化しているドイツにおいては、民法（Burgerliches Gesetzbuch: BGB）において、無権限者によるキャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、インターネット・バンキングの ID 等が不正使用された場合には、決済業者は顧客に対して費用償還請求ができないとされている。これは、従来の判例通説が委任法モデルと呼ばれる、キャッシュレス決済方法を巡る当事者間の法律関係をいわゆる有償委任契約（BGB675 条の事務処理契約）と性質決定しこれに基づく処理を行う原則に基づくものと説明されている。川地［2019］162、148 頁。

110 PSD1 では 150 ユーロとされていたが（PSD1 における 61 条 1 項）、PSD2 で 50 ユーロに引き下げられた。

に行為した場合を除く）、または、決済サービス業者の従業員等の作為あるいは不作為によって紛失が発生した場合には適用されない（同 74 条 1 項第 2 文）。さらに、支払者の詐欺的行為または故意または重過失による義務違反に基づく無権限取引については、支払者は全損失を負担しなければならない（同 74 条 1 項第 3 文）。

以上に加えて、決済サービス業者には、強力な顧客認証手段の採用が義務付けられている[111]。強力な顧客認証手段とは、①利用者のみが知っているもの、②利用者のみが保有しているもの、③利用者が生まれつき備えているもの、のうちの 2 つ以上を組み合わせたものをいう（同 4 条 30 項）。そして、支払者について決済口座へのオンラインでのアクセス、電子的な決済取引の開始、詐欺等のリスクを伴うリモート・チャンネルを通じた何らかの措置がとられる場合には、決済サービス業者は強力な顧客認証手段を用いなければならない（同 97 条 1 項）。決済サービス業者が強力な顧客認証手段を採用していなかった場合には、支払者は、詐欺的に行為した場合を除き、損失について義務を負わない（同 74 条 2 項）。

以上は PSD2 の内容であり、今般改正が提案されている法案によると、PSD2 は、国内法化の必要がある指令（directive）の形式を維持した PSD3 と、国内法化の必要のない規則（regulation）[112] である PSR への分離が予定されている。その主な理由は、EU 域内のルールの調和とエンフォースメントの強化にあり、決済取引に関する多くの規定は規則へ移行することが提案されている[113]。また、なりすましによる不正送金への対応として、新たな認証手段と損失負担ルールの導入も提案されている[114]。

(2) 米国の制度枠組み

米国では、消費者の決済取引には、連邦法である電子資金移動法（Electronic Fund Transfer Act: EFTA）が適用される。事業者の決済取引には州法が適用され、米国統一商事法典（Uniform Commercial Code: UCC）第 4A 編がそのモデル法となっている。

EFTA の規制対象は、金融機関とされている。このため、同法が、個人間資金移動

111 強力な顧客認証手段の制定の経緯については、松尾［2019］353～358 頁。

112 規則は、加盟国における国内法化を経ることなく直接適用される強い拘束力を持つ。欧州共同体設立条約 249 条。

113 European Commission [2023]. 無権限取引に関するルールはすべて規則に移行する予定である。See Annex 3 of COM(2023)366 final, Annexes 1 to 3, to the Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on payment services and electronic money services in the Internal Market amending Directive 98/26/EC, and repealing Directives 2015/2366/EU and 2009/110/EC.

114 IBAN（International Bank Account Number）認証と呼ばれるものであり、銀行等が発行する特定の銀行口座を指す IBAN コードを用いた送金方法である。

業者に対しても適用されるのかは定かではなかったが、2021 年 12 月に、同法の行政的権限を有する消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau: CFPB）によって、その適用が肯定されることとなった[115]。以下では、消費者の決済取引に関するルールである EFTA の概要を整理する。

イ． EFTA の概要

EFTA は消費者保護法としての性格を有し、電子資金移動（electronic fund transfer）に関する消費者の権利義務を包括的に規定するものといわれている[116]。EFTA を実施するために連邦準備銀行によって制定された連邦規則は、レギュレーション E と呼ばれる。

電子資金移動とは、小切手、手形、その他類似の書面により開始される取引を除き、電子的な端末、電話機、コンピューター、磁気テープにより開始されるあらゆる資金の移動であって、金融機関に口座からの引落しまたは口座への預入れを命じ、指示し、授権するものをいう（15U.S.C. §1693a(6), Regulation E §205.3(b)(1)/ 12 CFR 1005.3(b)(1)）。電子資金移動の定義を満たす個人間決済またはモバイル決済は、EFTA およびレギュレーション E の対象となる[117]。

ロ． EFTA における無権限取引に関するルールの概要

無権限電子資金移動（unauthorized electronic fund transfer）とは、ある消費者の口座から、当該消費者以外の者が取引開始について現実の授権を受けることなく開始した資金移動であって、当該消費者が何らの利益を受けないものをいう（15U.S.C. §1693a(12), Regulation E §205.2(m)/ 12 CFR 1005.2(m)）[118]。

消費者は、原則として、無権限電子資金移動について責任を負わず、同法に定められる要件を満たした場合のみ責任を負う（15U.S.C. §1693g(a)）。その要件とは、第 1 に、当該取引に用いられたカードその他の口座利用手段（means of access, access device）が、消費者によって承認されたものであること、第 2 に、口座利用手段の発行者たる金融機関が、当該利用手段を利用する消費者の利用権限を確認するための手段を提供していること、第 3 に、金融機関が一定の情報を提供していることである（15U.S.C. §1693g(a), Regulation E §205.6(a)/ 12 CFR 1005.6(a)）。以上の要件の充足については、消費者の責任を追及する金融機関が証明責任を負う（15U.S.C.

115 CFPB の公表資料（Coverage: Financial Institutions: Q&A2）参照（https://www.consumerfinance.gov/compliance/compliance-resources/deposit-accounts-resources/electronic-fund-transfers/electronic-fund-transfers-faqs/#coverage-financial-institutions）。

116 加毛［2017］41 頁。

117 例えば、デビットカード、Automated Clearing House（小口振込のための銀行口座を用いた送金）、プリペイド口座、および、消費者口座に対する、または、消費者口座からのその他の電子送金を含む資金移動に適用される。前掲脚注 115 資料（Coverage: Transactions: Q&A1）参照。

118 訳については、加毛［2017］41 頁によっている。

§1693g(b)）。

消費者の責任については、消費者が、口座利用手段の紛失・盗難等の無権限電子資金移動に関する事実をどの程度迅速に金融機関に知らせたのかによって、異なる上限が定められている（15 U.S.C. §1643g(a), Regulation E §205.6(b)/ 12 CFR 1005.6(b)）[119]。まず、口座利用手段の紛失・盗難を知って 2 営業日以内に通知を行った場合には、責任の上限額は 50 ドルとなる。通知以前に生じた無権限資金移動の金額が 50 ドルよりも少ない場合には、当該金額を損失として負担すれば足りる。次に、口座利用手段の紛失・盗難を知って 2 営業日以内に通知を行わなかった場合には、責任の上限額は 500 ドルとなる。さらに、金融機関から消費者に送付される期間計算書に無権限資金移動があったことが記載されていた場合には、消費者は、当該送付を受けた日から 60 日以内に通知を行わなければ、無権限資金移動について無制限の責任を負担する[120]。反対に、通知をしていれば消費者は責任を負担しない。当該規定は、口座利用手段の紛失・盗難を前提としない場合にも適用される[121]。

6. おわりにかえて

(1) デジタルマネーの不正取得と民法 478 条による規律と表見法理

本稿では、資金移動業者が提供するデジタルマネーを対象として、その無権限取引がなされた場合の損失負担に関する規律を明らかにするため、利用者と発行者間の契約関係の法的性質に着目し、民法 478 条の適用の有無を中心に検討を行った。その主な帰結は以下のとおりである。

（払戻しのケース）

デジタルマネーの払戻しには 2 つの態様があった。第 1 の態様は、現金の払戻しであった。デジタルマネーの利用者は、委任事務にかかる前払資金の返還請求権を有しており、この権利行使に対する払戻しは、債務の弁済に該当するとして、民法 478 条が適用される余地があることを示した。

このとき、民法 478 条が適用される要件としては、判例・通説によれば、債務者（発行者）の善意・無過失のみが求められた。これに対し、有力学説すなわち民法

119 PIN の保管に関する消費者の過失は、責任の上限に影響しないといわれている。
120 Regulation E §205.6(b)(3) / 12 CFR 1005.6(b)(3).
121 これらの適用関係の帰結は、加毛［2017］49～50 頁の表が詳しい。

478 条の要件として債権者の帰責性も考慮する立場があったが、この立場からは、預金者保護法も民法 478 条を適用する枠組みとの評価が可能であった。一般論としては、発行者の過失のみによって発行者の免責の可否を判断するよりは、債権者の帰責性も考慮する方が、より公平で肌理細やかな処理を実現しうると考えられる。また、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引き上るインセンティブ付けにもつながり、損害自体の発生予防にも資すると考えられる。しかし、個別の過失認定を行う社会的なコストも高く、発行者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方が無権限取引を防止するインセンティブを有する制度の検討の必要性が導かれた。

払戻しの第 2 の態様は、銀行口座を用いた払戻しであった。この場合には、ATM が用いられる限り、預金者保護法が適用されると考えられた。もっとも、当該帰結の妥当性、銀行と発行者の責任分担は、別途、問題となりうることも明らかになった。

（送金のケース）

デジタルマネーの不正送金については、まず、預金についても明らかではなかった振込・送金と払戻し、振込・送金と民法 478 条の関係について整理を行った。実務では、振込・送金と払戻しを区別しない扱いが一般であるが、理論的には区別されるべきことを再確認した。デジタルマネーには消費寄託契約関係が含まれないという解釈からは、受取人への送金は、委任関係に基づく委任事務の履行であって、債務の弁済ではなく、民法 478 条の適用は困難と考えられること、表見法理の適用可能性のみとなることを示した。

（加盟店利用のケース）

加盟店利用のケースの法律構成を送金と同視するならば、その帰結も送金に準じると考えられた。これに対し、加盟店と発行者の関係が、個別の契約関係（加盟店規約等）に則って規律づけられている場合には、若干異なる説明となった。ここでも預金を前提としながら、発行者・利用者間、発行者・加盟店間に契約関係があるデビットカードの仕組みを参考とした分析を行ったところ[122]、利用者とカード発行銀行の間には、預金契約関係すなわち消費寄託契約関係に加えて、利用者は、カード発行銀行に対し、その預金口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する金額を引き落とすよう指図し、引き落とされた資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務の委託という委任契約関係があると解された。そして、デビットカードの不正な加盟店利用のうち、民法 478 条の適用がありうるのは、引落

122 第三者発行型前払式支払手段（とくに支払委託構成）については、当該構成が妥当するものと考えられる。

指図に関する部分であり、弁済委託に関する部分については表見法理が適用されると考えられた。こうした分析に準じて考えるならば、デジタルマネーの利用者と発行者との間は、もっぱら、委任契約に基づく前払資金を用いた弁済の委託のみがあるため、これには表見法理が適用されると考えられた。

(2) 若干の考察

デジタルマネーにとって、預金の不正払戻し等に関する判例・議論の集積は一定程度参考としうるが、消費寄託契約を含む預金とそうではないデジタルマネーとでは、適用される規律に違いがある。また、不正取得されたデジタルマネーについても、その利用態様、すなわち、払戻し、送金、加盟店利用かによって、適用される規律が異なりうる。その結果、民法478条の適用において債権者の帰責性を考慮する立場にたつ場合を除いては、表見法理のもとでは、債権者には帰責性がなく無効とされる行為でも、民法478条のもとでは有効であるとされる結果が生じうる[123]。取引の法的性質の差異に基づき、適用される規律にも差があることが理論的には明らかになったが、不正取得に起因した損失分担を定める規律における差の合理的な説明は困難なように思われる。とくに、経済的には同等の取引において適用される規律に差があること、債権者の帰責性を考慮することなく損失分担を決する規律が適用される余地が一方のみに存在するということは、利用者保護の観点からはもちろん、決済サービスの提供者間のイコール・フッティングを図る観点でも妥当ではないと考えられる。

こうした考えからは、デジタルマネー、あるいは、決済サービス一般について、立法による一貫した規律を定めることも検討に値するように思われる[124]。決済サービスを提供する者が多様化し、また、2023年4月に解禁されたデジタルマネーの賃金払いといった決済サービスの普及も進むなか、消費者の保護を図り、かつ、決済サービスを提供する者の間でのイコール・フッティングを図ることの必要性は、PSDが導入された欧州とわが国とで異なるところはない。

では、どのような損失負担ルールとすべきか。以上で検討した民法478条および表見法理はいずれも過失を基礎とした損失分担ルールであった。発行者だけでなく利用者の過失も損失分担のルールの考慮要素とすることは、より公平で肌理細やかな処理の実現につながるが、過失認定を伴う個別処理は訴訟コスト等が極めて高

123 預金について、こうした指摘を行っていたものとして中舎［1997］65頁。

124 青木［2018］15～16頁は、欧米やシンガポールですでに整備されている補償制度とわが国の司法による救済とでは、前者の方が発行者過失を必要としない点や、因果関係や過失相殺が問題とされない点で利用者に有利であり、高度化する支払方法から生じた損失分担については補償制度の導入による解消が望まれるとしている。

い。預金についての損失負担ルールは、銀行が自らの無過失かつ預金者の過失・重過失を証明した場合には、預金者が発生した損失を負担するという過失責任主義に基づくルールであると評価したうえで、過失認定を伴う規律は損失分担ルールとして必ずしも望ましいとはいえないとの指摘も存在する[125]。また、偽造、盗難、紛失といった無権限取引の原因となる事由に応じたルールとすることも、訴訟コストの増加を招くとも指摘する[126]。過失を損失負担の要件とすることで損失の発生予防のインセンティブを付与する制度設計は有用であるものの、過失認定を前提とすることには弊害があるといえる。

その意味では、預金者保護法のように法定の損失補填請求権による処理を選択することには一定の合理性が認められる。ただし、債権者の過失を一切要件として求めないことは、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引上げといったインセンティブ付けもないことになる。

事業者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方に無権限取引を防止するインセンティブを付与する制度が望ましい。銀行と預金者の間の損失負担についてではあるが、Cooter and Rubin [1987] は、消費者の決済取引に関する損失負担ルールを分析したものである。そこでは、損失分散、損失削減、損失賦課の観点から、銀行しか損失を回避するための対策をとれない場合には銀行がすべての損失を負担し、預金者しか損失を回避するための対策がとれない場合には預金者がすべての損失を負担すべきであるが、銀行と預金者の双方が損失を回避するための対策をとりうる場合には、一定額までは預金者が無過失責任で損失を負担し、一定額以上については銀行が無過失責任で損失負担をするルール（capped consumer liability rule）が望ましいと主張されている[127]。また、森田・小塚［2008］は、不法行為法の経済分析の文脈ではあるが、過失責任ルールは、望ましい行動の決定を行為者ではなく裁判所が行うルールと捉える。そのうえで、望ましい行動についての情報を裁判所よりも行為者の方が安価に収集できる場合には、自らの行為によって発生した損害を内部化するルールである無過失責任ルールの方が、望ましい行動を行為者自身が判断し採用することになるため、抑止（望ましい行動を惹起するためのインセンティブの決定）効果という観点では好ましいとする[128]。

この点、欧州の PSD は、無権限取引を知った支払者からの通知後に生じた無権限取引については支払者に損失負担を求めない一方で、通知をしなかった場合には損失負担を求めている。これは、支払者に迅速な通知を行わせることを通じて、損

125 大川・吉村［2010］17〜18 頁。
126 大川・吉村［2010］34 頁注 113。
127 Cooter and Rubin [1987] p. 90.
128 森田・小塚［2008］17 頁。こうした観点からは、預金者保護法は、裁判所における重過失の認定を通じて、望ましい行動の決定（構築されるべきシステムについての判断）を裁判所に委ねているが、裁判所にそうした能力があるかにつき再検討の余地を指摘している。小塚・森田［2018］45〜46 頁。

失発生を予防するインセンティブを付与する設計といえる。他方で、カード等の紛失・盗難に基づく無権限取引の場合には、支払者 50 ユーロを上限とした損失分担が求められており、さらに、支払者に明らかな帰責性が認められる場合、すなわち、詐害的意図に基づく行為、または、故意もしくは重過失による義務懈怠によって無権限取引が生じた場合には、支払者がすべての損失を負担するものとなっている。さらに、以上のケースには該当しない無権限取引、すなわち、決済サービス業者側の過失に基づき無権限取引が生じた場合には、決済サービス業者が損失を負担するものとなっている。以上を総括すれば、PSD の制度枠組みは、一般的には、支払者に早期の通知を促すことによって無権限取引の発生の予防を期待する（条件付きの業者に対する無過失責任ルール）一方で、支払者にその発生の防止を期待できる紛失・盗難に基づく無権限取引については、一定金額を上限とした損失分担を課す（支払者に対する無過失責任ルール）、支払者・決済サービス業者のいずれかに明らかな過失が認められるケースでは過失責任ルールを採用するものといえる[129]。

米国の EFTA も、消費者に早期の通知を行わせるインセンティブを付与する設計である[130] という点では欧州の PSD と同様といえよう。原則として、消費者は無権限取引について責任を負わず、責任を追及するための要件充足につき証明責任を負うのは金融機関にあることも、欧州 PSD と同様といえる。ただし、米国の EFTA では、紛失・盗難を知って 2 営業日以内に通知を行った場合の責任の上限額は 50 ドル、行わなかった場合の責任の上限額は 500 ドルという点は欧州 PSD と大きく異なっている。

消費者に通知のインセンティブを付与するための損失負担の上限や、損失負担を免れるために必要な通知を行う期間についても、欧州と米国の間でも差があり、その具体的な設計については、より精査が必要といえる。

(3) 今後の課題

冒頭述べたとおり、不正利用のケースはこれに限られたものではない。デジタルマネーのうち、クレジットカードを用いてチャージ（入金）するタイプのもの[131] による不正利用を規律するルール、とりわけ損失分担に関するルールを明らかにすることも検討課題の 1 つであると考えられる[132]。さらには、欧州の PSD をはじめと

129 森田・小塚［2008］18 頁は、現代社会における過失責任ルールから無過失責任ルール（ないし中間責任ルール）への移行の拡大は、被害者の損害填補の要請の拡大というよりはむしろ、適切なインセンティブ設定の要請の拡大ということから合理的に説明されるとする。

130 Cooter and Rubin [1987] pp. 100, 115–116. もっとも、紛失・盗難を知って 60 日以内に通知をしなかった場合には、顧客に上限なく損失負担させることは適当ではないとも指摘されている。

131 こうしたタイプの法律関係を整理した文献として、内山・石岡［2025］がある。

132 クレジットカードの不正利用については、ガイドラインの策定・公表がなされている（クレジット

する取組みから明らかなように、銀行が提供する従来からの決済サービスだけではなく、新たな決済サービスの提供者も広く対象[133]とするルールを体系的に整備していくことは、決済サービス市場の適正な発展、利用者の保護を図るうえで必須の課題といえる。

また、本稿はデジタルマネーの不正取得に起因して発生した損失の分担を分析したが、そのほかにも、システム障害、例えば、発行者等に起因するプログラムのエラーによるもの、第三者のサイバー攻撃によるもの、自然災害等に起因した損失の発生も想定しうる。実務上は、利用規約等において、こうしたケースを想定した発行者の免責条項（システム障害発生時にサービスの提供を中止・中断しても、それによって利用者に生じる損失の責任を負わない等）が設けられることがある。こうした免責条項の有効性の判断は、本稿の検討枠組みの外にあるが[134]、発行者の義務内容の明確化によって免責基準を明らかにしておくという方向性もありうる。この点、国際的な議論においてシステム運営者についての義務の内容、免責基準を定めたものが参考になるだろう[135]。

取引セキュリティ対策協議会［2023］）。加盟店は、不正利用防止措置として、3D セキュア（クレジットカード会社での認証を行う本人認証サービス）の導入が求められている。こうした強力な顧客認証手段の普及には限界がある旨指摘するものとして、松尾［2019］。

133 前掲脚注 104 参照。

134 全面的な免責を認める条項は、故意または重過失のある事業者の免責も認めるものであり、当事者の衡平を著しく害し、その有効性に疑義がある。

135 システム運営者の義務および免責基準の内容を検討する手がかりとして、UNCITRAL（The United Nations Commission on International Trade Law）アイデンティティ・マネジメント・モデル法やケープタウン条約がある。アイデンティティ・マネジメント・サービスとは、オンラインでの電子取引を念頭に、アイデンティティ（特定の者を他と区別できるような属性の集合）をオンラインで管理する仕組みのことであり、同モデル法では、アイデンティティ・マネジメント・サービス提供者の義務の内容を定めている。

また、ケープタウン条約では、国際登記簿システムの過誤・故障による損害に対する登録機関の賠償責任が定められている。この点、例外として、電子登録簿の設計および運用にかかるベスト・プラクティスを採用していたとしても回避できない故障に起因する損害については免責される旨が規定されており、参考となる。

参考文献

青木浩子、「電子マネー不正使用金返還請求事件（東京高判平成 29・1・18 金法 2069 号 74 頁）――モバイル決済・クレジットカード払いの事例」、『NBL』1132 号、15～26 頁、2018 年

池田眞朗、「民法 478 条の解釈・適用論の過去・現在・未来」、『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科編』、慶應義塾大学法学部、1990 年、315～351 頁

石田祐介、「『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』の概要」、『NBL』818 号、2005 年、20～27 頁

板倉陽一郎・間形文彦・藤村明子・亀石久美子、「インターネット上の金融関係サービスにおける本人確認義務及び本人みなし条項の民事的考察」、『情報処理学会研究報告』Vol. 2021-EIP-91 No.8、2021 年、1～6 頁（https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwi9lbK5h-uEAxW-hq8BHUKhDhEQFnoECBMQAQ&url=https%3A%2F%2Fipsj.ixsq.nii.ac.jp%2Fej%2F%3Faction%3Drepository_uri%26item_id%3D209404%26file_id%3D1%26file_no%3D1&usg=AOvVaw38B2ZpF1d8jzjIPdU6e0mh&opi=89978449、2024 年 7 月 1 日）

岩原紳作、『電子決済と法』、有斐閣、2003 年

岩本秀治・辻　松雄、「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」、『金融法務事情』1831 号、2008 年、25～32 頁

臼井　豊、「他人へのなりすまし取引と表見代理類推適用論――電子取引と立法化を視野に入れて――」、『立命館法学』357・358 号、2014 年、57～76 頁

内山理映子・石岡佑太、「前払式支払手段をクレジットカードにより購入（チャージ）した場合の法律関係の整理」、『金融研究』第 44 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2025 年、89～114 頁

大川昌男・吉村昭彦、「預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて――ハードローとソフトローの協働――」、『ソフトロー研究』15 号、2010 年、1～40 頁

沖野眞已、「個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金にかかる金融機関の責任範囲――ソフトローおよび裁判事例を踏まえて」、『金融法務研究会第 2 分科会報告書「金融商品・サービスの提供、IT 技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題」』、金融法務研究会報告書（30）、全国銀行協会、2017 年、1～39 頁

加毛　明、「欧米におけるインターネット・バンキングの無権限取引に関する金融

機関の責任範囲」、『金融法務研究会第 2 分科会報告書「金融商品・サービスの提供、IT 技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題」』、金融法務研究会報告書（30）、全国銀行協会、2017 年、40〜86 頁
河上正二、『民法総則講義』、日本評論社、2007 年
川地宏行、「ドイツ民法における決済サービス規定の改正と判例学説」、千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整――横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて――』、民事法研究会、2019 年、147〜178 頁
神田秀樹・森田宏樹・神作裕之編、『金融法概説』、有斐閣、2016 年
偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ報告書〜偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心として〜」、金融庁、2005 年（https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050624-4/01.pdf、2024 年 7 月 1 日）
キャッシュレス推進協議会、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」、キャッシュレス推進協議会、2019 年（https://paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/Casebook_User_Compensation_Terms.pdf、2024 年 7 月 1 日）
金融審議会、「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ　報告」、金融庁、2019 年（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf、2024 年 7 月 1 日）
クレジット取引セキュリティ対策協議会、「クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0 版】」、経済産業省・一般社団法人日本クレジット協会、2023 年（https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/Creditcardsecurityguidelines_4.0_published.pdf、2024 年 7 月 1 日）
経済産業省、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」、経済産業省、2022 年（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/20220401-1.pdf、2024 年 7 月 1 日）
小塚荘一郎・森田　果、『支払決済法（第 3 版）』、商事法務、2018 年
今野雅司、「近時の不正出金事案と金融機関の対応」、『金融法務事情』2149 号、2020 年、6〜15 頁
笹川豪介、「ドコモ口座事案に係る諸問題――金融実務に関わる論点を中心に――」、『金融法務事情』2150 号、2020 年、16〜23 頁
潮見佳男、『新債権総論 II』、信山社、2017 年
――――、『プラクティス民法　債権総論（第 5 版補訂）』、信山社、2020 年
篠塚昭次・柳田幸男、「準占有と代理資格の詐称」、『判例タイムズ』139 号、1963 年、2〜7、21 頁
全国銀行協会、「預金等の不正な払戻しへの対応について」、全国銀行協会、2008 年、（https://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/n2933/、2024 年 7 月 1 日）

――――、「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」、全国銀行協会、2014 年（https://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/n3349/、2024 年 7 月 1 日）
――――、「インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しについて」、全国銀行協会、2016 年（https://www.zenginkyo.or.jp/news/2016/n6389/、2024 年 7 月 1 日）
総務省・警察庁・経済産業省、「報道資料 不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況（別紙）」、総務省、2024 年（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00279.html、2024 年 7 月 1 日）
高見澤昭治・齋藤雅弘・野間　啓、『預金者保護法ハンドブック』、日本評論社、2006 年
田村裕子、「チャージ型決済の実現方法とそのセキュリティについて」、『金融研究』第 41 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2022 年、57～94 頁
中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会、「取引法の観点からみた資金決済に関する諸問題」、『金融研究』第 29 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2010 年、105～160 頁
デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会、「デジタルマネーの権利と移転」、『金融研究』第 43 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2024 年、1～48 頁
電子マネーに関する勉強会、「電子マネーの私法的側面に関する一考察：『電子マネーに関する勉強会』報告書」、『金融研究』第 16 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、1997 年、1～45 頁
土肥里香、「コード決済の不正利用と補償」、『金融法務事情』2133 号、2020 年、46～51 頁
中田裕康、「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」、『金融法務事情』1746 号、2005 年、16～23 頁
中舎寛樹、「表見代理と民法 478 条の機能的関係」、『民法における「責任」の横断的考察（伊藤進教授還暦記念論文集）』、第一法規出版、1997 年、59～91 頁
――――、「インターネットバンキング・サービスにおける不正振込送金と銀行の免責」、『金融法務事情』1812 号、2007 年、11～14 頁
夏井高人、「本人認証」、松本恒雄・齋藤雅弘・町村泰貴編『電子商取引法』、勁草書房、2013 年、76～116 頁
日本デビットカード推進協議会法務委員会、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（1）」、『金融法務事情』1573 号、2000 年 a、12～15 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（2）」、『金融法務事情』1576 号、2000 年 b、49～55 頁

――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（3）」、『金融法務事情』1579 号、2000 年 c、39～45 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（4）」、『金融法務事情』1580 号、2000 年 d、36～43 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（5）」、『金融法務事情』1583 号、2000 年 e、46～53 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（6）」、『金融法務事情』1585 号、2000 年 f、18～23 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（7）」、『金融法務事情』1586 号、2000 年 g、92～96 頁
――――、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（8）」、『金融法務事情』1587 号、2000 年 h、52～56 頁
能見善久・山下純司、「非対面取引――インターネット・バンキングを中心に」、『金融法務研究会第 2 分科会報告書「銀行取引をめぐる消費者保護の現代的展開」』、金融法務研究会報告書（15）、全国銀行協会、2008 年、57～70 頁
原　司、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第 4 条の要件の検討：債権の準占有者に対する弁済における『債権者の帰責事由』考」、『判例タイムズ』1320 号、2010 年、5～25 頁
福岡真之介、「プラットフォーム運営実務の視点から」、『NBL』1184 号、2020 年、34～36 頁
堀　天子、『実務解説　資金決済法〔第 5 版〕』、商事法務、2022 年
前田　庸、『銀行取引』、弘文堂、1979 年
松尾健一、「『強力な顧客認証手段』とクレジットカードの不正利用に係る損失の負担――当事者のインセンティブの観点から」、千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』、民事法研究会、2019 年、345～359 頁
森下哲朗、「PSD2（欧州の決済サービス指令 2）の概要――我が国の決済法制への示唆――」、『金融法務事情』2050 号、2016 年、18～27 頁
森田　果・小塚荘一郎、「不法行為法の目的――『損害填補』は主要な制度目的か」、『NBL』874 号、2008 年、10～21 頁
森田宏樹、「振込取引の法的構造――『誤振込』事例の再検討――」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000 年、123～198 頁
――――、「窃取した他人の預金通帳・印鑑を用いた無権限者による振込によって普通預金口座の名義人に帰属した預金債権の払戻請求と権利濫用による制限」、『金融法務事情』1844 号、2008 年、7～10 頁
安平武彦、「インターネットバンキングによる不正送金と銀行の責任」、『金融・商

事判例』1636 号、2022 年、20〜27 頁
山口　明・名藤朝気、「預金等の不正引出リスクと今後の予防および活用可能性」、『金融法務事情』2189 号、2022 年、20〜32 頁
山田誠一、「偽造キャッシュカード・盗難キャッシュカードと ATM からの払戻し」、『金融法務事情』1746 号、2005 年、53〜61 頁
――――、「弁済―主に債権の準占有者への弁済と弁済による代位」、『金融法務事情』1874 号、2009 年、35〜40 頁
吉村昭彦・白神　猛、「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み：決済サービス指令の概要」、『金融研究』第 28 巻 1 号、日本銀行金融研究所、2009 年、119〜172 頁
我妻　栄、『新訂　債権総論』、岩波書店、1964 年
渡邊博己、「インターネットバンキングによる無権限振込指図と損失分担――サービス提供金融機関の免責法理との関係から」、『京都学園大学経済経営学部論集』7 巻、2018 年、49〜66 頁
――――、「インターネットバンキングによる無権限振込指図とサービス提供金融機関の免責」、『銀行法務 21』843 号、2019 年、34〜41 頁
Cooter, Robert D., and Edward L. Rubin, “A Theory of Loss Allocation for Consumer Payments,”*Texas Law Review*, Vol.66, 1987, pp. 63–130.
European Commission, Modernising Payment Services and Opening Financial Services Data: New Opportunities for Consumers and Businesses, European Commission, 2023 (available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3543、2024 年 7 月 1 日).

金融研究所の概要

金融研究所（Institute for Monetary and Economic Studies, IMES）は 1982 年 10 月に日本銀行創立百周年を記念して、日本銀行の内部組織の 1 つとして設立されました。その主な目的は、(1) 金融経済の理論、制度、歴史に関する基礎的な研究の充実を図り、日本銀行の政策の適切な運営に役立てること、(2) 学界等との交流を促進すること、(3) 外部の研究活動の便宜に資する各種情報、資料等を公に提供することです。

主な活動

研究活動

・金融経済の基本的問題に関する理論・実証的研究。
・金融関連の制度基盤（法律・会計・中央銀行制度等）に関する研究。
・金融関連の情報技術に関する研究。
・金融経済の歴史に関する研究。
・金融経済に関する歴史的資料の収集・保存・公開（アーカイブ・貨幣博物館）。

顧問および客員研究員の招へい

・国内外の有力学者若干名に研究所顧問（非常勤）を委嘱し、研究所の運営、研究活動の進め方、内外学界との交流等に関する助言を受けています。
・国内外より学者数名を客員研究員として招へいし、研究活動の強化を図っています。

会議の開催

・海外中央銀行、国際機関の研究者や内外の著名学者を交えた会議を開催。
・外部の研究者、専門家を交えた研究会、セミナー等を適宜開催。

刊行物の発行

金融研究、Monetary and Economic Studies、IMES Discussion Paper Series、日本銀行の機能と業務、国際コンファランス議事録等を公刊（刊行物の一覧は後掲）。

貨幣博物館

国内を中心とした貴重な貨幣や貨幣にかかわる資料を貨幣博物館に展示するとともに、貨幣に関する歴史資料をホームページ等で公開（博物館の案内は後掲）。

歴史的公文（歴史的文書）の公開

日本銀行に関連する歴史的資料のうち、歴史的価値を有するものについて、日本銀行金融研究所アーカイブで保管・整理し、一般に公開（アーカイブの案内は後掲）。

研究の委託

人員面、資料面の制約等から所内での研究が困難なテーマについて外部の学者等に研究を委託。

主な刊行物

金融研究

邦文機関誌、年 4 回程度発行。金融研究所の研究論文や各種ワークショップの模様、研究会報告等を公表。

Monetary and Economic Studies

英文機関誌。『金融研究』と同様、金融研究所の研究論文等を公表（『金融研究』掲載論文の英訳のほか、英文オリジナル論文を含む）。

IMES Discussion Paper Series（E-Series：英語版、J-Series：日本語版）

金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果の未定稿を随時公表。学界、金融機関、関係者等から、広くコメントを求めることを目的としている。

国際コンファランス議事録

- *Growth, Integration, and Monetary Policy in East Asia*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 25、No. S-1、2007年）
- *Financial Markets and the Real Economy in a Low Interest Rate Environment*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 24、No. S-1、2006年）
- *Incentive Mechanisms for Economic Policymakers*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 23、No. S-1、2005年）
- *Challenges for Sustained Economic Growth under Changing Economic, Social, and International Environments*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 22、No. S-1、2004年）
- *Exchange Rate Regimes in the 21st Century*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 20、No. S-1、2002年）
- *The Role of Monetary Policy under Low Inflation: Deflationary Shocks and Policy Responses*（*Monetary and Economic Studies*、Vol. 19、No. S-1、2001年）
- *Monetary Policy in a World of Knowledge-Based Growth, Quality Change and Uncertain Measurement*（Palgrave、2001年）
- *Towards More Effective Monetary Policy*（Macmillan Press、1997年）
- *Financial Stability in a Changing Environment*（Macmillan Press、1995年）
- *Price Stabilization in the 1990s: Domestic and International Policy Requirements*（Macmillan Press、1993年）
- *The Evolution of the International Monetary System: How Can Efficiency and Stability Be Attained ?*（University of Tokyo Press、1990年）
- *Toward a World of Economic Stability: Optimal Monetary Framework and Policy*（University of Tokyo Press、1988年）
- *Financial Innovation and Monetary Policy: Asia and the West*（University of Tokyo Press、1986年）
- *Monetary Policy in Our Times*（MIT Press、1985年）

なお、2008 年以降に開催された国際コンファランスについては、議事要旨等を *Monetary and Economic Studies* に所収。

日本銀行の機能と業務（有斐閣、2011 年発行）
　日本銀行がどのような役割・機能を担い、また、これを果たすため、どのような業務を行っているのかについて、網羅的かつ具体的に解説。

貨幣博物館 常設展示図録（ときわ総合サービス、2017 年発行）
　貨幣博物館の展示資料を紹介した図録です。

日本銀行金融研究所（IMES）
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
TEL：03-3279-1111、FAX：03-3510-1265
E-mail：imes.journals-info@boj.or.jp
ホームページ：https://www.imes.boj.or.jp

資料公開サービス

以下の資料公開サービスを行っておりますので、ご利用下さい。

(1) 貨幣博物館の公開

2015年11月、貨幣博物館はリニューアルオープンしました。日本の貨幣を中心に、和同開珎や大判・小判の実物、貨幣に関する絵画など、貴重な資料を多数展示するとともに、所蔵資料を貨幣博物館ホームページ等で一般に公開しています。20名以上の団体で見学を希望される場合は予め電話でご連絡下さい。

開館時間：9時30分～16時30分（入館は16時まで）
休 館 日：月曜日（ただし祝休日は開館）
年末年始（12月29日～1月4日）
※最新の情報は下記の当館ホームページで
お知らせいたしますので、ご確認下さい。
貨幣博物館ホームページ：https://www.imes.boj.or.jp/cm/
〈連絡先〉金融研究所　貨幣博物館
TEL：03-3277-3037（直通）

(2) 日本銀行が保有する歴史的公文（歴史的文書）の公開

金融研究所では、日本銀行に関連する歴史的資料のうち、歴史的価値を有するものについて保管・整理し、一般に公開しています。閲覧をご希望の方は、当館ホームページ掲載の目録で検索のうえ、予めメール・電話にてご連絡下さい。

歴史的公文の目録：https://www.imes.boj.or.jp/archives/hozon.html
〈連絡先〉金融研究所　アーカイブ
E-mail：imes.archives@boj.or.jp
TEL：03-3277-2151（直通）

金　融　研　究（第 44 巻 第 2 号）
ISSN 2759–5099
2025 年 4 月 21 日　発行
日本銀行金融研究所長
編集兼発行者　渡 辺 真 吾
発　行　所　日本銀行 金融研究所
郵便番号 103–8660
東京都中央区日本橋本石町 2–1–1
電　話：（03）3279–1111（大代表）
国際文献社
本誌に関する照会は、日本銀行金融研究所までお寄せ下さい。